

○北海道警察の組織に関する訓令

北海道警察本部訓令甲第3号  
昭和40年3月29日

改正 昭和41年4月1日警察本部訓令甲第1号、42年4月6日第6号、7月21日第13号、9月30日第20号、11月1日第22号、12月20日第24号、43年4月1日第5号、7月1日第17号、44年4月1日第8号、7月18日第24号、9月1日第27号、45年4月1日第9号、8月20日第18号、46年5月13日第4号、12月1日第17号、47年4月1日第3号、8月23日第10号、10月1日第11号、10月1日第12号、48年4月1日第6号、10月1日第18号、49年4月1日第2号、12月11日第4号、50年2月1日第1号、3月27日第2号、5月24日第5号、10月28日第9号、51年1月14日第1号、4月1日第6号、7月28日第11号、11月17日第13号、52年4月1日第2号、11月4日第11号、53年3月31日第5号、54年3月28日第4号、5月21日第7号、55年4月1日第1号、11月1日第8号、56年3月31日第4号、7月22日第9号、57年3月25日第4号、58年3月24日第2号、4月11日第4号、59年1月5日第1号、3月29日第7号、12月6日第13号、60年3月28日第6号、12月12日第19号、61年3月13日第5号、62年3月23日第3号、63年4月1日第6号、平成元年3月30日第9号、9月11日第18号、10月30日第22号、2年3月29日第5号、3年3月15日第2号、4年1月10日第1号、3月31日第7号、8月19日第17号、5年2月10日第1号、10月1日第11号、6年3月2日第5号、10月28日第17号、7年3月24日第3号、10月23日第25号、8年3月31日第3号、6月3日第11号、9年2月18日第1号、3月31日第6号、9月19日第13号、10月21日第16号、10年2月17日第2号、3月27日第4号、11月24日第20号、11年3月19日第10号、10月1日第25号、12年3月28日第2号、6月16日第13号、7月14日第15号、11月9日第24号、13年3月30日第8号、6月22日第16号、9月11日第25号、14年3月28日第6号、15年3月31日第8号、16年1月9日第2号、3月29日第6号、9月28日第17号、17年1月26日第1号、3月31日第10号、8月31日第28号、18年3月10日第6号、19年3月9日第2号、5月29日第12号、6月29日第17号、9月14日第21号、20年3月7日第3号、7月29日第14号、21年3月31日第5号、11月6日第26号、22年3月24日第3号、23年3月22日第4号、24年3月23日第10号、25年3月25日第4号、26年3月18日第6号、平成27年3月17日第8号、平成28年3月18日第5号、11月18日第30号、平成29年3月17日第8号、9月1日第20号、28日第23号、30年3月16日第3号、31年3月15日第5号、令和元年9月20日第17号、2年3月13日第4号

北海道警察の組織に関する訓令を次のように定める。

北海道警察の組織に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 北海道警察本部（第2条－第19条）

第2章の2 札幌市警察部（第19条の2－第19条の7）

第2章の3 サイバーセキュリティ対策本部（第19条の8－第19条の15）

第3章 北海道警察学校（第20条－第27条）

第4章 方面本部（第28条－第36条）

第5章 警察署（第37条－第42条）

第6章 交番その他の派出所、駐在所等（第43条－第47条）

第7章 職員の配置等（第48条－第51条）

第8章 事務職員等の職種等（第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）第56条の規定に基づき、組織の細目及び組織に置かれる職について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 北海道警察本部

（訟務官）

第2条 監察官室に、訟務官を置く。

2 訟務官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 訟務官は、監察官室長の命を受け、訟務その他監察官室の事務を処理する。

（公安委員会補佐室長）

第3条 総務課公安委員会補佐室に、公安委員会補佐室長を置く。

2 公安委員会補佐室長には、総務部管理官をもって充てる。

3 公安委員会補佐室長は、総務課長の命を受け、公安委員会補佐室の事務を処理する。

（警察情報センター所長）

第3条の2 総務課警察情報センターに、警察情報センター所長を置く。

2 警察情報センター所長には、総務部管理官をもって充てる。

3 警察情報センター所長は、総務課長の命を受け、警察情報センターの事務を処理する。

（取調べ監督室長）

第3条の3 総務課取調べ監督室に、取調べ監督室長を置く。

2 取調べ監督室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 取調べ監督室長は、総務課長の命を受け、取調べ監督室の事務を処理する。

（情報発信・広聴室長）

第3条の4 広報課情報発信・広聴室に、情報発信・広聴室長を置く。

2 情報発信・広聴室長には、警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 情報発信・広聴室長は、広報課長の命を受け、情報発信・広聴室の事務を処理する。

（音楽隊長）

第3条の5 広報課音楽隊に、音楽隊長を置く。

2 音楽隊長には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は技術職員をもって充てる。

3 音楽隊長は、広報課長の命を受け、音楽隊の事務を処理する。

(物品調達・管理室長)

第3条の6 会計課物品調達・管理室に、物品調達・管理室長を置く。

2 物品調達・管理室長には、事務職員をもって充てる。

3 物品調達・管理室長は、会計課長の命を受け、物品調達・管理室の事務を処理する。

(監査室長)

第3条の7 会計課監査室に、監査室長を置く。

2 監査室長には、総務部参事をもって充てる。

3 監査室長は、会計課長の命を受け、監査室の事務を処理する。

(庁舎管理室長)

第3条の8 施設課庁舎管理室に、庁舎管理室長を置く。

2 庁舎管理室長には、事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 庁舎管理室長は、施設課長の命を受け、庁舎管理室の事務を処理する。

(システム管理室長)

第3条の9 情報管理課システム管理室に、システム管理室長を置く。

2 システム管理室長には、事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 システム管理室長は、情報管理課長の命を受け、システム管理室の事務を処理する。

(照会センター所長)

第3条の10 情報管理課照会センターに、照会センター所長を置く。

2 照会センター所長には、警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 照会センター所長は、情報管理課長の命を受け、照会センターの事務を処理する。

(琴似留置場長)

第3条の11 留置管理課琴似留置場に、琴似留置場長を置く。

2 琴似留置場長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 琴似留置場長は、留置管理課長の命を受け、琴似留置場の事務を処理する。

(犯罪被害者支援室長)

第4条 警務課犯罪被害者支援室に、犯罪被害者支援室長を置く。

2 犯罪被害者支援室長には、警視の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

3 犯罪被害者支援室長は、警務課長の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を処理する。

(イノベーション推進室長)

第4条の2 警務課イノベーション推進室に、イノベーション推進室長を置く。

2 イノベーション推進室長には、警視の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

3 イノベーション推進室長は、警務課長の命を受け、イノベーション推進室の事務を処理する。

(採用センター所長)

第4条の3 警務課採用センターに、採用センター所長を置く。

2 採用センター所長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 採用センター所長は、警務課長の命を受け、採用センターの事務を処理する。  
(給与管理室長)

第4条の4 警務課給与管理室に、給与管理室長を置く。

2 給与管理室長には、事務職員をもって充てる。

3 給与管理室長は、警務課長の命を受け、給与管理室の事務を処理する。  
(術科指導室長)

第4条の5 教養課術科指導室に、術科指導室長を置く。

2 術科指導室長には、技術職員をもって充てる。

3 術科指導室長は、教養課長の命を受け、術科指導室の事務を処理する。  
(通訳センター所長)

第4条の6 教養課通訳センターに、通訳センター所長を置く。

2 通訳センター所長には、警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 通訳センター所長は、教養課長の命を受け、通訳センターの事務を処理する。  
(ライフプラン推進室長)

第4条の7 厚生課ライフプラン推進室に、ライフプラン推進室長を置く。

2 ライフプラン推進室長には、警視の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。

3 ライフプラン推進室長は、厚生課長の命を受け、ライフプラン推進室の事務を処理する。  
(健康管理室長)

第4条の8 厚生課健康管理室に、健康管理室長を置く。

2 健康管理室長には、警務部参事をもって充てる。

3 健康管理室長は、厚生課長の命を受け、健康管理室の事務を処理する。  
(訟務室長)

第5条 監察官室訟務室に、訟務室長を置く。

2 訟務室長には、訟務官をもって充てる。

3 訟務室長は、監察官室長の命を受け、訟務室の事務を処理する。  
(生活安全特別捜査隊長)

第5条の2 生活安全企画課生活安全特別捜査隊に、生活安全特別捜査隊長を置く。

2 生活安全特別捜査隊長には、生活安全部管理官をもって充てる。

3 生活安全特別捜査隊長は、生活安全企画課長の命を受け、生活安全特別捜査隊の事務を処理する。  
(少年サポートセンター所長)

第5条の3 少年課少年サポートセンターに、少年サポートセンター所長を置く。

2 少年サポートセンター所長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 少年サポートセンター所長は、少年課長の命を受け、少年サポートセンターの事務を処理する。  
(地域実務指導室長)

- 第5条の4 地域企画課地域実務指導室に、地域実務指導室長を置く。
- 2 地域実務指導室長には、地域部管理官をもって充てる。
  - 3 地域実務指導室長は、地域企画課長の命を受け、地域実務指導室の事務を処理する。  
(鉄道警察隊長)
- 第5条の5 地域企画課鉄道警察隊に、鉄道警察隊長を置く。
- 2 鉄道警察隊長には、地域部管理官をもって充てる。
  - 3 鉄道警察隊長は、地域企画課長の命を受け、鉄道警察隊の事務を処理する。  
(検視官室長)
- 第5条の6 捜査第一課検視官室に、検視官室長を置く。
- 2 検視官室長には、刑事部管理官をもって充てる。
  - 3 検視官室長は、捜査第一課長の命を受け、検視官室の事務を処理する。  
(特殊詐欺対策室長)
- 第5条の7 捜査第二課特殊詐欺対策室に、特殊詐欺対策室長を置く。
- 2 特殊詐欺対策室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。
  - 3 特殊詐欺対策室長は、捜査第二課長の命を受け、特殊詐欺対策室の事務を処理する。  
(指紋センター所長)
- 第5条の8 鑑識課指紋センターに、指紋センター所長を置く。
- 2 指紋センター所長には、事務職員又は技術職員をもって充てる。
  - 3 指紋センター所長は、鑑識課長の命を受け、指紋センターの事務を処理する。  
(国際捜査室長)
- 第5条の9 組織犯罪対策局組織犯罪対策課国際捜査室に、国際捜査室長を置く。
- 2 国際捜査室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。
  - 3 国際捜査室長は、組織犯罪対策局組織犯罪対策課長の命を受け、国際捜査室の事務を処理する。  
(交通総合対策センター所長)
- 第5条の10 交通企画課交通総合対策センターに、交通総合対策センター所長を置く。
- 2 交通総合対策センター所長には、警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。
  - 3 交通総合対策センター所長は、交通企画課長の命を受け、交通総合対策センターの事務を処理する。  
(駐車対策センター所長)
- 第5条の11 交通指導課駐車対策センターに、駐車対策センター所長を置く。
- 2 駐車対策センター所長には、交通部管理官をもって充てる。
  - 3 駐車対策センター所長は、交通指導課長の命を受け、駐車対策センターの事務を処理する。  
(交通反則通告センター所長)
- 第6条 交通指導課交通反則通告センターに、交通反則通告センター所長を置く。
- 2 交通反則通告センター所長には、交通部管理官をもって充てる。
  - 3 交通反則通告センター所長は、交通指導課長の命を受け、交通反則通告セン

ターの事務を処理する。

(交通管制センター所長)

第6条の2 交通規制課交通管制センターに、交通管制センター所長を置く。

2 交通管制センター所長には、技術職員をもって充てる。

3 交通管制センター所長は、交通規制課長の命を受け、交通管制センターの事務を処理する。

(高齢運転者支援室長)

第6条の3 運転免許センター運転免許試験課高齢運転者支援室に、高齢運転者支援室長を置く。

2 高齢運転者支援室長には、交通部管理官をもって充てる。

3 高齢運転者支援室長は、運転免許センター運転免許試験課長の命を受け、高齢運転者支援室の事務を処理する。

(運転免許試験場長)

第6条の4 運転免許センター運転免許試験課運転免許試験場に、運転免許試験場長を置く。

2 運転免許試験場長には、警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 運転免許試験場長は、運転免許センター運転免許試験課長の命を受け、運転免許試験場の事務を処理する。

(優良運転者免許更新センター所長)

第6条の5 運転免許センター運転免許試験課中央優良運転者免許更新センターに中央優良運転者免許更新センター所長を、同課厚別優良運転者免許更新センターに厚別優良運転者免許更新センター所長を置く。

2 中央優良運転者免許更新センター所長及び厚別優良運転者免許更新センター所長には、警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 中央優良運転者免許更新センター所長及び厚別優良運転者免許更新センター所長は、運転免許センター運転免許試験課長の命を受け、中央優良運転者免許更新センター又は厚別優良運転者免許更新センターの事務を処理する。

(サイバー攻撃対策室長)

第6条の6 公安第一課サイバー攻撃対策室に、サイバー攻撃対策室長を置く。

2 サイバー攻撃対策室長には、警備部管理官をもって充てる。

3 サイバー攻撃対策室長は、公安第一課長の命を受け、サイバー攻撃対策室の事務を処理する。

(外事情報対策室長)

第6条の7 外事課外事情報対策室に、外事情報対策室長を置く。

2 外事情報対策室長には、警備部管理官をもって充てる。

3 外事情報対策室長は、外事課長の命を受け、外事情報対策室の事務を処理する。

(国際テロリズム対策室長)

第6条の8 外事課国際テロリズム対策室に、国際テロリズム対策室長を置く。

2 国際テロリズム対策室長には、警備部組織犯罪対策官をもって充てる。

3 国際テロリズム対策室長は、外事課長の命を受け、国際テロリズム対策室の事務を処理する。

(災害対策室長)

第6条の9 警備課災害対策室に、災害対策室長を置く。

2 災害対策室長には、警備部災害対策官をもって充てる。

3 災害対策室長は、警備課長の命を受け、災害対策室の事務を処理する。

(調査官等)

第7条 課、室、隊及び所に、必要により調査官及び指導官（以下この条において「調査官等」という。）を置くことができる。

2 調査官等には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 調査官等は、上司の命を受け、課、室、隊及び所の事務のうち、特定事項についての調査、研究、指揮、指導等に従事し、関係事務を処理する。

(ストーカー聴聞官等)

第7条の2 次の表の左欄に掲げる課又は所に、それぞれ同表の中欄に掲げる職（以下この項及び次項において「ストーカー聴聞官等」という。）を置き、ストーカー聴聞官等は、上司の命を受け、当該課又は所の所掌事務のうち、主として同表の右欄に掲げる事務を処理する。

課・所名	職名	職務
子供・女性安全対策課	ストーカー聴聞官	ストーカー行為等に係る聴聞及び意見の聴取に関する事務
保安課	保安聴聞官	風俗営業等に係る聴聞に関する事務
捜査第一課	検視官	検視に関する事務
捜査第四課	暴力団意見聴取官	暴力団に係る意見聴取に関する事務
科学捜査研究所	主任研究官	犯罪捜査に関連する重要又は高度の鑑定及び検査並びに科学捜査についての研究及び実験に関する事務
	専門研究官	犯罪捜査に関連する特定の専門的事項についての鑑定及び検査並びに科学捜査についての研究及び実験に関する事務
運転免許管理課	交通聴聞官	運転免許の取消し及び停止並びに自動車の使用制限に係る聴聞に関する事務

2 ストーカー聴聞官等には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

(医療参事及び医療主監)

第7条の3 厚生課に、必要により医療参事又は医療主監を置くことができる。

2 医療参事及び医療主監には、技術職員をもって充てる。

3 医療参事及び医療主監は、上司の命を受け、職員の健康管理等の事務に従事する。

(次席等)

第8条 課(総務課、警務課、生活安全企画課、地域企画課、刑事企画課、交通企画課及び公安第一課(以下「庶務担当課」という。))並びに会計課及び組織犯罪対策課を除く。)に次席を、自動車警ら隊、航空隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を、科学捜査研究所に副所長を置く。

2 次席には警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を、副隊長には警視又は警部の階級にある警察官を、副所長には技術職員をもって充てる。

3 庶務担当課、会計課、監察官室及び組織犯罪対策課に配置された当該部の管理官及び警務部理事官並びに次席、副隊長及び副所長は、課、室、隊又は所の総括的な運営について課長、室長、隊長又は所長を補佐する。

(課長補佐等)

第9条 課に課長補佐を、室に室長補佐を、所に所長補佐を置き、隊に隊長補佐を置くことができる。

2 課長補佐、室長補佐、隊長補佐及び所長補佐(次項において「課長補佐等」という。)には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 課長補佐等は、上司の命を受け、担当する事務について課長、室長、隊長又は所長を補佐する。

(主監)

第9条の2 課、室、隊及び所に必要により主監を置くことができる。

2 主監には、警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 主監は、上司の命を受け、特定の専門的事項の処理について上司を補佐する。

(科長)

第9条の3 科学捜査研究所に、科長を置く。

2 科長には、技術職員をもって充てる。

3 科長は、上司の命を受け、犯罪捜査に関連する特定の専門的事項についての鑑定及び検査並びに科学捜査についての研究及び実験に関する事務を処理する。

(副隊長)

第10条 広報課に、音楽隊副隊長を置く。

2 音楽隊副隊長には、広報課課長補佐をもって充てる。

3 音楽隊副隊長は、上司の命を受け、音楽隊長を補佐する。

(班長)

第11条 生活安全企画課、鑑識課、自動車警ら隊及び機動捜査隊に、班長を置く。

2 班長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 班長は、上司の命を受け、生活安全企画課、鑑識課、自動車警ら隊又は機動捜査隊の班を指揮する。

(中隊長)

第11条の2 交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、中隊長を置く。

2 中隊長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 中隊長は、上司の命を受け、交通機動隊、高速道路交通警察隊又は機動隊の



中隊を指揮する。

(技能指導官)

第11条の3 教養課に、必要により技能指導官を置くことができる。

2 技能指導官には、警視、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 技能指導官は、上司の命を受け、特定の専門的な技能又は知識の指導教養に関する事務を処理する。

(係長)

第12条 係に、係長を置く。

2 係長には、警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(主査)

第13条 係に、必要により主査を置くことができる。

2 主査には、警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

(小隊長)

第14条 地域企画課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、小隊長を置く。

2 小隊長には、警部補の階級にある警察官をもって充てる。

3 地域企画課の小隊長は、上司の命を受け、地域企画課の小隊の事務を処理する。

4 交通機動隊及び高速道路交通警察隊の小隊長は、上司の命を受け、交通機動隊又は高速道路交通警察隊の小隊の事務を処理する。

5 機動隊の小隊長は、上司の命を受け、機動隊の小隊を指揮する。

(研究員)

第15条 科学捜査研究所に、研究員を置く。

2 研究員には、技術職員をもって充てる。

3 研究員は、上司の命を受け、犯罪捜査に関連する鑑定及び検査並びに科学捜査についての研究及び実験に従事する。

(専門主任及び主任)

第16条 係に、専門主任及び主任を置くことができる。

2 専門主任には事務職員又は技術職員を、主任には巡査部長の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 専門主任及び主任は、上司の命を受け、係の事務を分担処理する。

(分隊長)

第17条 地域企画課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、分隊長を置くことができる。

2 分隊長には、巡査部長の階級にある警察官をもって充てる。

3 地域企画課の分隊長は、上司の命を受け、地域企画課の分隊の事務を処理する。

4 交通機動隊及び高速道路交通警察隊の分隊長は、上司の命を受け、交通機動隊又は高速道路交通警察隊の分隊の事務を処理する。

5 機動隊の分隊長は、上司の命を受け、機動隊の分隊を指揮する。

(副研究員)

第18条 科学捜査研究所に、副研究員を置くことができる。

2 副研究員には、技術職員をもって充てる。

3 副研究員は、上司の命を受け、犯罪捜査に関連する鑑定及び検査並びに科学捜査についての研究及び実験に関し、研究員等を助ける。

(係員)

第18条の2 係に、係員を置くことができる。

2 係員には、巡査の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 係員は、上司の命を受け、係の事務に従事する。

(隊員)

第18条の3 地域企画課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、隊員を置くことができる。

2 隊員には、巡査の階級にある警察官をもって充てる。

3 隊員は、上司の命を受け、地域企画課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の事務に従事する。

(研究助手)

第18条の4 科学捜査研究所に、研究助手を置くことができる。

2 研究助手には、技術職員をもって充てる。

3 研究助手は、上司の命を受け、犯罪捜査に関連する鑑定及び検査並びに科学捜査についての研究及び実験に関し、副研究員等を助ける。

(課の内部組織等)

第19条 課、室、隊又は所に置く係の名称並びに課長補佐、室長補佐、隊長補佐、所長補佐、科長、班長又は中隊長の担当及びその担当する係は、別表第1のとおりとする。

2 課、室、隊又は所(課及び室の附置機関を含む。)の内部組織は、別表第1に定める基準に従い、課長、室長、隊長又は所長が定める。

3 課長、室長、隊長又は所長は、前項に規定する基準の改正を必要とするときは、その理由を付し、所属の部長を経て、北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)に上申しなければならない。

第2章の2 札幌市警察部

(次席)

第19条の2 課に、次席を置く。

2 次席には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 次席は、課の総括的な運営について課長を補佐する。

(調査官)

第19条の3 課に、必要により調査官を置くことができる。

2 調査官には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 調査官は、上司の命を受け、課の事務のうち、特定事項についての調査、研究、指揮、指導等に従事し、関係事務を処理する。

(課長補佐)

第19条の4 課に、課長補佐を置く。

2 課長補佐には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 課長補佐は、上司の命を受け、担当する事務について課長を補佐する。

(係長)

第19条の5 係に、係長を置く。

2 係長には、警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(主任)

第19条の6 係に、主任を置くことができる。

2 主任には、巡査部長の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 主任は、上司の命を受け、係の事務を分担処理する。

(課の内部組織等)

第19条の7 課に置く係の名称並びに課長補佐の担当及びその担当する係は、別表第1の2のとおりとする。

2 課の内部組織は、別表第1の2に定める基準に従い、課長が定める。

3 課長は、前項に規定する基準の改正を必要とするときは、その理由を付し、札幌市警察部長を経て、警察本部長に上申しなければならない。

第2章の3 サイバーセキュリティ対策本部

(指導官)

第19条の8 サイバーセキュリティ対策本部（以下「対策本部」という。）に、必要により指導官を置くことができる。

2 指導官には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 指導官は、上司の命を受け、対策本部の事務のうち、特定事項についての指揮及び指導に従事し、関係事務を処理する。

(班長)

第19条の9 対策本部に、班長を置く。

2 班長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 班長は、上司の命を受け、担当する事務についてサイバーセキュリティ対策本部長（以下「対策本部長」という。）を補佐する。

(主監)

第19条の10 対策本部に、必要により主監を置くことができる。

2 主監には、警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 主監は、上司の命を受け、特定の専門的事項の処理について上司を補佐する。

(係長)

第19条の11 係に、係長を置く。

2 係長には、警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(専門主任及び主任)

第19条の12 係に、専門主任及び主任を置くことができる。

2 専門主任には事務職員又は技術職員を、主任には巡査部長の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 専門主任及び主任は、上司の命を受け、係の事務を分担処理する。

(係員)

第19条の13 係に、係員を置くことができる。

2 係員には、巡査の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 係員は、上司の命を受け、係の事務に従事する。

(対策本部の内部組織等)

第19条の14 対策本部に置く係の名称並びに班長の担当及びその担当する係は、別表第1の3のとおりとする。

2 対策本部の内部組織は、別表第1の3に定める基準に従い、対策本部長が定める。

3 対策本部長は、前項に規定する基準の改正を必要とするときは、その理由を付し、警察本部長に上申しなければならない。

(所掌事務に関する特例措置)

第19条の15 対策本部長は、特に必要があると認めるときは、臨時に一の係又は班の分掌に属する事務を、その係又は班以外の係又は班に行わせることができる。

### 第3章 北海道警察学校

(教授、教官及び助教)

第20条 部(庶務部を除く。以下第22条の2までにおいて同じ。)に、教授、教官及び助教を置くことができる。

2 教授には警視の階級にある警察官又は技術職員を、教官には警部若しくは警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を、助教には巡査部長の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 教授及び教官は、上司の命を受け、担当の教務を処理する。

4 助教は、上司の命を受け、教授又は教官の職務を補助する。

(次長)

第21条 部に、次長を置く。

2 次長には、警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 次長は、部の総括的な運営について部長を補佐する。

(術科室長)

第21条の2 指導部術科室に、術科室長を置く。

2 術科室長には、警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をも

って充てる。

- 3 術科室長は、指導部長の命を受け、術科室の事務を処理する。  
(科長及び班長)

第21条の3 科に科長を、班に班長を置く。

- 2 科長には教授を、班長には教授又は教官をもって充てる。
- 3 科長及び班長は、それぞれ相当する科又は班の事務を主宰する。  
(次席)

第22条 課に、次席を置く。

- 2 次席には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。
- 3 次席は、課の総括的な運営について課長を補佐する。  
(調査官)

第22条の2 課に必要により調査官を置くことができる。

- 2 調査官には、事務職員又は技術職員をもって充てる。
- 3 調査官は、上司の命を受け、課の事務のうち、特定事項についての調査、研究、指揮、指導等に従事し、関係事務を処理する。  
(主監)

第22条の3 部及び課に、必要により主監を置くことができる。

- 2 主監には、警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。
- 3 主監は、上司の命を受け、特定の専門的事項の処理について上司を補佐する。  
(係長)

第23条 係に、係長を置く。

- 2 係長には、警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。
- 3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。  
(主査)

第23条の2 班又は係に、必要により主査を置くことができる。

- 2 主査には、警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。
- 3 主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。  
(専門主任及び主任)

第24条 班又は係に、専門主任及び主任を置くことができる。

- 2 専門主任には事務職員又は技術職員を、主任には巡査部長の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。
- 3 専門主任及び主任は、上司の命を受け、班又は係の事務を分担処理する。  
(係員)

第24条の2 係に、係員を置くことができる。

- 2 係員には、巡査の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。
- 3 係員は、上司の命を受け、係の事務に従事する。  
(所掌事務に関する特例措置)

第25条 校長は、特に必要と認めるときは、一の部又は課の所掌に関する事務を、その部又は課以外の部又は課に行わせることができる。

(部及び課の内部組織等)

第26条 課に置く係の名称並びに部に置く科の名称及び班長の担当は、別表第2のとおりとする。

2 部又は課(部の附置機関を含む。)の内部組織は、別表第2に定める基準に従い、部長又は課長が定める。

3 部長及び課長は、前項に規定する基準の改正を必要とするときは、その理由を付し、校長を経て、警察本部長に上申しなければならない。

(分校の内部組織)

第27条 分校の内部組織は、別に定める。

#### 第4章 方面本部

(監察官)

第28条 監察官室に、監察官を置く。

2 監察官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 監察官は、方面本部長又は監察官室長の命を受け、監察その他監察官室の事務を行う。

(調査官等)

第28条の2 課、室に、必要により調査官及び指導官(以下この条において「調査官等」という。)を置くことができる。

2 調査官等には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 調査官等は、上司の命を受け、課、室の事務のうち、特定事項についての調査、研究、指揮、指導等に従事し、関係事務を処理する。

(留置管理官等)

第28条の3 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職(以下この項及び次項において「留置管理官等」という。)を置き、留置管理官等は、上司の命を受け、当該課の所掌事務のうち、主として同表の右欄に掲げる事務を処理する。

課名	職名	職務
警務課	留置管理官	留置施設の管理及び被留置者の護送に関する事務
捜査課	検視官	検視に関する事務

2 留置管理官等には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

(監査室長)

第28条の4 会計課監査室に、監査室長を置く。

2 監査室長には、事務職員をもって充てる。

3 監査室長は、会計課長の命を受け、監査室の事務を処理する。

(少年サポートセンター所長)

第28条の5 生活安全課少年サポートセンターに、少年サポートセンター所長を置く。

- 2 少年サポートセンター所長には、生活安全課次席をもって充てる。
- 3 少年サポートセンター所長は、生活安全課長の命を受け、少年サポートセンターの事務を処理する。

(通信指令室長)

第28条の6 地域課通信指令室に、通信指令室長を置く。

- 2 通信指令室長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 通信指令室長は、地域課長の命を受け、通信指令室の事務を処理する。

(鉄道警察隊長)

第28条の7 地域課鉄道警察隊に、鉄道警察隊長を置く。

- 2 鉄道警察隊長には、地域課次席をもって充てる。
- 3 鉄道警察隊長は、地域課長の命を受け、鉄道警察隊の事務を処理する。

(科学捜査研究室長)

第28条の8 鑑識課科学捜査研究室に、科学捜査研究室長を置く。

- 2 科学捜査研究室長には、技術職員をもって充てる。
- 3 科学捜査研究室長は、鑑識課長の命を受け、科学捜査研究室の事務を処理する。

(交通反則通告センター所長)

第28条の9 交通課交通反則通告センターに、交通反則通告センター所長を置く。

- 2 交通反則通告センター所長には、交通課長をもって充てる。
- 3 交通反則通告センター所長は、交通反則通告センターの事務を処理する。

(交通管制センター所長)

第28条の10 交通課交通管制センターに、交通管制センター所長を置く。

- 2 交通管制センター所長には、技術職員をもって充てる。
- 3 交通管制センター所長は、交通課長の命を受け、交通管制センターの事務を処理する。

(交通機動隊長)

第28条の11 交通課交通機動隊に、交通機動隊長を置く。

- 2 交通機動隊長には、交通課次席を（北見方面本部交通課にあっては交通課長を）をもって充てる。
- 3 交通機動隊長は、交通機動隊の事務を処理する。

(高速道路交通警察隊長)

第28条の12 交通課高速道路交通警察隊及び十勝機動警察隊高速道路交通警察隊に、高速道路交通警察隊長を置く。

- 2 函館方面本部交通課高速道路交通警察隊長には函館方面本部交通課次席を、旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊長には旭川方面本部交通課次席を、十勝機動警察隊高速道路交通警察隊長には十勝機動警察隊長を、北見方面本部交通課高速道路交通警察隊長には北見方面本部交通課長をもって充てる。
- 3 高速道路交通警察隊長は、高速道路交通警察隊の事務を処理する。

(運転免許試験場長)

第28条の13 交通課運転免許試験場に、運転免許試験場長を置く。

- 2 運転免許試験場長には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 運転免許試験場長は、交通課長の命を受け、運転免許試験場の事務を処理する。

(次席等)

第29条 課（警務課を除く。第3項において同じ。）に次席を、十勝機動警察隊に副隊長を置く。

2 次席には警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員を、副隊長には警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 次席及び副隊長は、課又は隊の総括的な運営について課長又は隊長を補佐する。

4 方面本部の理事官は、警務課及び監察官室の総括的な運営について警務課長及び監察官室長を補佐する。

(課長補佐等)

第30条 課に課長補佐を、室に室長補佐を置くことができる。

2 課長補佐及び室長補佐（次項において「課長補佐等」という。）には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 課長補佐等は、上司の命を受け、担当する事務について課長又は室長を補佐する。

(主監)

第31条 課、室及び隊に、必要により主監を置くことができる。

2 主監には、警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 主監は、上司の命を受け、特定の専門的事項の処理について上司を補佐する。

(副室長)

第32条 鑑識課科学捜査研究室に、副室長を置く。

2 副室長には、技術職員をもって充てる。

3 副室長は、上司の命を受け、科学捜査研究室長を補佐する。

(中隊長)

第32条の2 交通課及び十勝機動警察隊に、中隊長を置く。

2 中隊長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 中隊長は、上司の命を受け、交通課又は十勝機動警察隊の中隊を指揮する。

(係長)

第33条 係に、係長を置く。

2 係長には、警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(主査)

第33条の2 係に、必要により主査を置くことができる。

2 主査には、警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

(小隊長)



第34条 地域課、交通課及び十勝機動警察隊に、小隊長を置く。

2 小隊長には、警部補の階級にある警察官をもって充てる。

3 小隊長は、上司の命を受け、地域課、交通課又は十勝機動警察隊の小隊の事務を処理する。

(研究員)

第34条の2 鑑識課に、研究員を置く。

2 研究員には、技術職員をもって充てる。

3 研究員は、上司の命を受け、犯罪捜査に関連する鑑定及び検査並びに科学捜査についての研究及び実験に従事する。

(専門主任及び主任)

第35条 係に、専門主任及び主任を置くことができる。

2 専門主任には事務職員又は技術職員を、主任には巡査部長の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 専門主任及び主任は、上司の命を受け、係の事務を分担処理する。

(副研究員)

第35条の2 鑑識課に、副研究員を置くことができる。

2 副研究員には、技術職員をもって充てる。

3 副研究員は、上司の命を受け、犯罪捜査に関連する鑑定及び検査並びに科学捜査についての研究及び実験に関し、研究員等を助ける。

(分隊長)

第35条の3 地域課、交通課及び十勝機動警察隊に、分隊長を置くことができる。

2 分隊長には、巡査部長の階級にある警察官をもって充てる。

3 分隊長は、上司の命を受け、地域課、交通課又は十勝機動警察隊の分隊の事務を処理する。

(係員)

第35条の4 係に、係員を置くことができる。

2 係員には、巡査の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 係員は、上司の命を受け、係の事務に従事する。

(隊員)

第35条の5 地域課、交通課及び十勝機動警察隊に、隊員を置くことができる。

2 隊員には、巡査の階級にある警察官をもって充てる。

3 隊員は、上司の命を受け、地域課、交通課及び十勝機動警察隊の事務に従事する。

(研究助手)

第35条の6 鑑識課に、研究助手を置くことができる。

2 研究助手には、技術職員をもって充てる。

3 研究助手は、上司の命を受け、犯罪捜査に関連する鑑定及び検査並びに科学捜査についての研究及び実験に関し、副研究員等を助ける。

(課の内部組織等)

第36条 課、室又は隊に置く係の名称並びに課長補佐、室長補佐又は中隊長の担当及びその担当する係は、別表第3のとおりとする。

- 2 課、室又は隊（課及び隊の附置機関を含む。）の内部組織は、別表第3に定める基準に従い、課長、室長又は隊長が定める。
- 3 課長、室長又は隊長は、前項に規定する基準の改正を必要とするときは、その理由を付し、方面本部長に上申しなければならない。
- 4 前項の場合において、方面本部長は、基準の改正を必要と認められるときは、その意見を付し、警察本部長に上申するものとする。

#### 第5章 警察署

（副署長）

第37条 警察署に、副署長を置く。

- 2 副署長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 副署長は、警察署の総括的な運営について署長を補佐する。

（分庁舎所長等）

第37条の2 岩見沢警察署、栗山警察署、滝川警察署、名寄警察署及び深川警察署に、分庁舎所長及び分庁舎副所長（以下「分庁舎所長等」という。）を置く。

- 2 分庁舎所長等には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 分庁舎所長は、分庁舎の総括的な運営について署長及び副署長を補佐する。
- 4 分庁舎副所長は、上司の命を受け、分庁舎における事務を総括処理する。

（警務官等）

第38条 次の表の左欄に掲げる警察署に、それぞれ同表の右欄に掲げる職（以下「警務官等」という。）を置く。

警 察 署 名	職 名
中央警察署	警務官、会計官、生活安全官、地域官、刑事官、交通官及び警備官
北警察署	警務官、会計官、刑事・生活安全官、地域官及び交通官
豊平警察署、苫小牧警察署、函館中央警察署、旭川中央警察署、釧路警察署及び帯広警察署	警務官、刑事・生活安全官、地域官及び交通官
東警察署、西警察署、南警察署、白石警察署及び旭川東警察署	刑事・生活安全官、地域官及び交通官
厚別警察署、手稲警察署、江別警察署、千歳警察署、岩見沢警察署、小樽警察署、室蘭警察署、函館西警察署及び北見警察署	刑事・生活安全官及び地域・交通官
滝川警察署	刑事・生活安全官

- 2 警務官等には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。
- 3 警務官は、上司の命を受け、総務関係（会計関係及び施設関係の事務を除く。）及び警務関係の事務を総括処理する。
- 4 会計官は、上司の命を受け、会計関係及び施設関係の事務を総括処理する。
- 5 生活安全官は、上司の命を受け、生活安全関係事務を総括処理する。

- 6 地域官は、上司の命を受け、地域関係事務を（警備官を置かない警察署の地域官にあつては、地域関係及び警備関係の事務を）総括処理する。
- 7 刑事官は、上司の命を受け、刑事関係事務を総括処理する。
- 8 交通官は、上司の命を受け、交通関係事務を総括処理する。
- 9 警備官は、上司の命を受け、警備関係事務を総括処理する。
- 10 刑事・生活安全官は、上司の命を受け、刑事関係及び生活安全関係の事務を総括処理する。
- 11 地域・交通官は、上司の命を受け、地域関係、交通関係及び警備関係の事務を総括処理する。
- 12 第1項の規定にかかわらず、警察署に、必要により警務官等を置くことができる。

（課長）

第39条 警察署の課（以下この章において「課」という。）に、課長を置く。

- 2 課長には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。
- 3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

（主監）

第39条の2 課（当該担当事務に関し課を置かない警察署にあつては、警察署）に、必要により主監を置くことができる。

- 2 主監には、警部の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。
- 3 主監は、上司の命を受け、特定の専門的事項の処理について上司を補佐する。

（薄野特別捜査隊長）

第39条の3 中央警察署薄野特別捜査隊に、薄野特別捜査隊長を置く。

- 2 薄野特別捜査隊長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 薄野特別捜査隊長は、上司の命を受け、薄野特別捜査隊を指揮する。

（班長）

第39条の4 中央警察署薄野特別捜査隊の班に、班長を置く。

- 2 班長には、警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 班長は、上司の命を受け、薄野特別捜査隊の班を指揮する。

（係長）

第39条の5 警察署の係（以下この章において「係」という。）に、係長を置く。

- 2 係長には、警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。
- 3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。
- 4 地域係及び複数の係長を置く係（自動車警ら係、看守係及び機動捜査係を除く。）に、統括係長を置く。
- 5 統括係長には、地域係長（交替制勤務の地域係長にあつては、各当番の係長）及び当該複数の係長のうちの一の係長をもって充てる。
- 6 統括係長は、上司の命を受け、当該係の事務を統括するため、同一係に配置されている他の係長（地域係長である統括係長にあつては、地域関係事務を処理する他の係長（企画係長、指令係長及び実務指導係長を除く。）を含む。）

を指揮命令する。

(主査)

第39条の6 係に、必要により主査を置くことができる。

2 主査には、警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

(専門主任及び主任)

第40条 係に、専門主任及び主任を置くことができる。

2 専門主任には事務職員又は技術職員を、主任には巡査部長の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 専門主任及び主任は、上司の命を受け、係の事務を分担処理する。

(係員)

第40条の2 係に、係員を置くことができる。

2 係員には、巡査の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 係員は、上司の命を受け、係の事務に従事する。

(警察署の内部組織等)

第41条 警察署に置く課、隊又は係の名称は、別表第4のとおりとする。

2 課、隊又は係の分掌事務は、別表第4に定める基準に従い、署長が定める。

3 署長は、前項に規定する基準の改正を必要とするときは、その理由を付し、方面本部長に（札幌方面の署長にあつては、警務部長に）上申しなければならない。

4 前項の場合において、方面本部長又は警務部長は、基準の改正を必要と認められるときは、その意見を付し、警察本部長に上申するものとする。

(所掌事務の特例措置)

第42条 署長は、特に必要があると認めるときは、臨時に一の課、隊又は係の分掌に属する事務を、その課、隊又は係以外の課、隊又は係に行わせることができる。

## 第6章 交番その他の派出所、駐在所等

(交番所長、警備派出所長及び駐在所長)

第43条 交番、警備派出所及び駐在所に、必要により交番所長、警備派出所長又は駐在所長を置くことができる。

2 交番所長、警備派出所長及び駐在所長には、警視、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てる。

3 交番所長、警備派出所長及び駐在所長は、上司の命を受け、当該交番、警備派出所又は駐在所の事務を処理する。

(交番及び警備派出所の係長等)

第44条 交番及び警備派出所に、前条に規定する交番所長及び警備派出所長のほか、必要により係長、主任又は係員を置くことができる。

2 係長には警部補の階級にある警察官を、主任には巡査部長の階級にある警察官を、係員には巡査の階級にある警察官をもって充てる。

3 係長、主任及び係員は、上司の命を受け、交番又は警備派出所の事務を処理

する。

(駐在所の主任等)

第45条 駐在所に、必要により主任又は係員を置くことができる。

2 主任には巡査部長の階級にある警察官を、係員には巡査の階級にある警察官をもって充てる。

3 主任及び係員は、上司の命を受け、当該駐在所の事務を処理する。

(臨時の交番その他の派出所)

第46条 警察本部長は、必要と認めるときは、臨時に、交番その他の派出所を設けることができる。

(交番等の設置手続)

第47条 交番その他の派出所、駐在所及び臨時の交番その他の派出所の設置手続その他については、別に定める。

## 第7章 職員の配置等

(職員の配置)

第48条 職員の任用、配置又は配置換は、警察本部長が行う。ただし、警部の階級にある警察官又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員のうち、北海道警察本部、札幌市警察部、北海道警察学校及び方面本部の課長補佐、室長補佐、隊長補佐、所長補佐、主監、科長、班長及び中隊長並びに警察署の課長(同一の課に複数の課長の配置がある課の課長に限る。)、主監及び班長の担当の指定は、所属の長が、北海道警察本部にあつては主管の部長、札幌市警察部にあつては札幌市警察部長、北海道警察学校にあつては北海道警察学校長、札幌方面の警察署にあつては警務部長、方面本部及び札幌方面以外の警察署にあつては方面本部長の承認を受けて行うものとする。

2 警部補の階級にある警察官又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員以下の職員の所属内における配置又は配置換は、当該所属の長が行うものとする。

3 所属の長は、必要がある場合は、別表第1、別表第1の2、別表第2、別表第3及び別表第4に掲げる係の定めにかかわらず、一の係に複数の係長を配置することができる。この場合、配置する係長の数に応じて係を設け、又は当該係の分掌事務の範囲内でそれぞれ担任を定めて事務を行わせることができる。

4 所属の長は、必要がある場合は、一の係長に他の係長を兼務させ、一の専門主任若しくは主任に他の専門主任若しくは主任を兼務させ、又は一の係員に他の係員を兼務させることができる。

(補職等)

第49条 前条の規定による職員の補職は、別に定める辞令を交付して行う。ただし、所属の長が行う補職は、分掌命令簿(別記様式)により行うものとする。

2 統括係長を置く場合は、分掌命令簿により行うものとする。

3 所属の長は、当該所属における職員の補職が行われたときは、別に定める事務分掌表により、必要と認める所属の長に通報することができる。

(対策本部についての準用規定)

第49条の2 前2条の規定は、対策本部について準用する。この場合において、第48条第1項中「北海道警察本部、札幌市警察部、北海道警察学校及び方面本

部の課長補佐、室長補佐、隊長補佐、所長補佐、主監、科長、班長及び中隊長並びに警察署の課長（同一の課に複数の課長の配置がある課の課長に限る。）、主監及び班長」とあるのは「対策本部の班長及び主監」と、同項中「所属の長が、北海道警察本部にあつては主管の部長、札幌市警察部にあつては札幌市警察部長、北海道警察学校にあつては北海道警察学校長、札幌方面の警察署にあつては警務部長、方面本部及び札幌方面以外の警察署にあつては方面本部長の承認を受けて」とあるのは「対策本部長が」と、同条第2項中「所属内」とあるのは「対策本部内」と、同項中「当該所属の長」とあるのは「対策本部長」と、同条第3項中「所属の長」とあるのは「対策本部長」と、同項中「別表第1、別表第1の2、別表第2、別表第3及び別表第4」とあるのは「別表第1の3」と、同条第4項中「所属の長」とあるのは「対策本部長」と、前条第1項中「所属の長」とあるのは「対策本部長」と、同条第3項中「所属の長は、当該所属」とあるのは「対策本部長は、対策本部」と読み替えるものとする。  
（会計年度任用職員等の職）

第50条 会計年度任用職員、臨時職員及び非常勤職員をもって充てる職については、別に定める。

（職に関する特例）

第51条 この訓令に定めるもののほか、運用上別段の措置を必要とする職については、別に定めるところによる。

#### 第8章 事務職員等の職種等

（事務職員等の職種等）

第52条 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）

第1条の2に規定する事務職員及び技術職員の職種並びに主な職務は、別表第5のとおりとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 北海道警察の組織に関する訓令（昭和34年北海道警察本部訓令甲第13号）及び北海道警察の警察官以外の職員の職名についての訓令（昭和29年北海道警察本部訓令第4号）（以下「旧訓令」という。）は、廃止する。
- 3 この訓令施行の際、旧訓令の規定に基づき、現にこの訓令に規定する職及びこれに相当する職に充てられている職員は、別に辞令を用い、又は命令されない限り、この訓令の規定に基づく職に充てられたものとみなす。
- 4 北海道警察の組織に関する規則（昭和33年北海道公安委員会規則第2号）第28条第2項の規定により、北海道警察本部長のした派出所及び駐在所の名称、位置及び受持区域についての定めは、当分の間、第47条の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則（昭和41年警察本部訓令甲第1号）

- 1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に次表の左欄に掲げる部署に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとみなす。

北海道警察本部防犯部機動隊	北海道警察本部警備部機動隊
---------------	---------------

附 則（昭和42年警察本部訓令甲第6号）  
この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年警察本部訓令甲第13号）  
この訓令は、昭和42年8月1日から施行する。

附 則（昭和42年警察本部訓令甲第20号）  
この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和42年警察本部訓令甲第22号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年警察本部訓令甲第24号）

- 1 この訓令は、昭和43年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に婦人警察補助員を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、昭和43年1月1日付を持って引き続き従前と同一の職務の等級及び号俸で警察補導員を命ぜられたものとする。

附 則（昭和43年警察本部訓令甲第5号）

- 1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に次表の左欄に掲げる部署に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとみなす。

北海道警察旭川方面本部外勤管理官	北海道警察旭川方面本部外勤課
警部派出所 警部補派出所 巡査部長派出所 巡査派出所	警察官派出所
巡査駐在所	警察官駐在所

附 則（昭和43年警察本部訓令甲第17号）

- 1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。
- 2 北海道警察の事務の専決に関する訓令（昭和43年北海道警察本部訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和44年警察本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、札幌方面札幌南警察署に係る改正規定は、北海道警察組織条例の一部を改正する条例（昭和44年北海道条例第6号）の施行の日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる部署に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとみなす。

北海道警察本部刑事部鑑識課犯罪科学研究所	北海道警察本部刑事部犯罪科学研究所
北海道警察本部防犯部外勤課通信指令室	北海道警察本部防犯部通信指令室
北海道警察北見方面本部刑事課	北海道警察北見方面本部捜査課
北海道警察方面本部外勤管理官	北海道警察方面本部外勤課

附 則（昭和44年警察本部訓令第24号）  
この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和44年警察本部訓令第27号）  
この訓令は、昭和44年9月1日から施行する。

附 則（昭和45年警察本部訓令第9号）  
この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年警察本部訓令第18号）  
この訓令は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則（昭和46年警察本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、昭和46年5月13日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。
- 2 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる部署に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部刑事部捜査第一課 機動捜査班	北海道警察本部刑事部刑事企画課 機動捜査隊
北海道警察方面本部外勤課 外勤警ら隊	北海道警察方面本部交通課 方面警ら隊

- 3 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、それぞれ当該右欄の職を命ぜられたものとする。

北海道警察本部警務部監察官室 訟務第一担当室長補佐（訟務第二担 当室長補佐）	北海道警察本部警務部監察官室 訟務担当室長補佐
北海道警察本部刑事部捜査第一課 特殊事件担当課長補佐	北海道警察本部刑事部捜査第一課 特殊事件第一担当課長補佐（特殊事 件第二担当課長補佐）
北海道警察本部防犯部保安課 保安担当課長補佐	北海道警察本部防犯部保安課 銃砲危険物担当課長補佐
北海道警察方面本部外勤課 通信指令室担当課長補佐	北海道警察方面本部外勤課 通信指令室長
札幌方面千歳警察署外勤交通課長	札幌方面千歳警察署交通課長（外勤 課長）
札幌方面岩見沢警察署外勤交通課長	札幌方面岩見沢警察署交通課長（外 勤課長）
札幌方面苫小牧警察署外勤交通課長	札幌方面苫小牧警察署交通課長（外 勤課長）
北見方面北見警察署外勤交通課長	北見方面北見警察署外勤課長（交通 課長）

附 則（昭和46年警察本部訓令第17号）

- 1 この訓令は、昭和46年12月1日から施行する。
- 2 北海道警察の部署等の呼称及び表示様式等に関する訓令（昭和33年北海道警察本部訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



- 3 北海道警察文書管理規程（昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和47年警察本部訓令第3号）

- 1 この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。  
 2 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる部署に勤務している者であって、別に辞令を發せられないものは、同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部交通部交通指導課 交通機動警ら隊	北海道警察本部交通部交通機動警ら 隊
北海道警察本部交通部交通指導課 高速道路交通警察隊	北海道警察本部交通部交通機動警ら 隊高速道路交通警察隊
北海道警察本部警備部機動隊兼 交通部交通指導課	北海道警察本部警備部機動隊兼 交通部交通機動警ら隊

附 則（昭和47年警察本部訓令第10号）

- 1 この訓令は、昭和47年8月23日から施行する。  
 2 北海道警察の部署等の呼称及び表示様式等に関する訓令（昭和33年北海道警察本部訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和47年警察本部訓令第11号）

- 1 この訓令は、昭和47年10月1日から施行する。  
 2 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を發せられないものは、それぞれ当該の右欄の職を命ぜられたものとする。

北海道警察本部交通部 交通機動警ら隊長	北海道警察本部交通部 交通機動隊長
北海道警察本部交通部 交通機動警ら隊副隊長	北海道警察本部交通部 交通機動隊副隊長

- 3 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる部署に勤務している者であって、別に辞令を發せられないものは、同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部交通部 交通機動警ら隊	北海道警察本部交通部 交通機動隊
-----------------------	---------------------

- 4 北海道警察文書管理規程（昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 北海道警察の部署等の呼称及び表示様式等に関する訓令（昭和33年北海道警察本部訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 6 北海道警察給与事務処理規程（昭和44年北海道警察本部訓令第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和47年警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則（昭和48年警察本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる部課に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、同表の右欄に掲げる部課に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部警備部公安課	北海道警察本部警備部公安第一課
北海道警察函館方面本部交通課 交通機動隊	北海道警察函館方面本部 交通機動隊
北海道警察旭川方面本部交通課 交通機動隊	北海道警察旭川方面本部 交通機動隊
北海道警察釧路方面本部交通課 交通機動隊	北海道警察釧路方面本部 交通機動隊
北海道警察北見方面本部交通課 交通機動隊	北海道警察北見方面本部 交通機動隊

- 3 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

北海道警察本部防犯部外勤課 警備実施担当課長補佐	北海道警察本部防犯部外勤課 警衛雑踏担当課長補佐
札幌方面札幌西警察署刑事課長	札幌方面札幌西警察署刑事第一課長
札幌方面札幌南警察署刑事課長	札幌方面札幌南警察署刑事第一課長
札幌方面苫小牧警察署刑事課長	札幌方面苫小牧警察署刑事第一課長

附 則（昭和48年10月1日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年警察本部訓令第2号）

- 1 この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、それぞれ当該右欄に掲げる部課等の相当の職員となるものとする。

北海道警察本部総務部総務課音楽隊	北海道警察本部総務部広報課音楽隊
北海道警察本部刑事部刑事企画課 機動捜査隊	北海道警察本部刑事部機動捜査隊
北海道警察本部防犯部外勤課	北海道警察本部警ら部外勤課
北海道警察本部防犯部通信指令室	北海道警察本部警ら部通信指令課
北海道警察本部防犯部外勤課 無線自動車警ら隊	北海道警察本部警ら部自動車警ら隊
北海道警察函館方面本部公安課	北海道警察函館方面本部警備課

附 則（昭和49年警察本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、昭和49年12月20日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部署の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該右欄に掲げる部署の職員となるものとする。

北海道警察旭川方面中頓別警察署	北海道警察旭川方面枝幸警察署
-----------------	----------------

3 北海道警察文書管理規程（昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 北海道警察無線通話規程（昭和45年北海道警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和50年警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則（昭和50年警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年警察本部訓令第5号）

1 この訓令は、昭和50年5月24日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現に方面本部監察官付勤務の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、当該方面本部監察官室勤務を命ぜられたものとみなす。

附 則（昭和50年警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和50年11月1日から施行する。

附 則（昭和51年警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和51年1月14日から施行し、昭和51年1月1日から適用する。

附 則（昭和51年警察本部訓令第6号）

1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第7条、第20条、第21条、第21条の2の改正規定、別表第1（装備課に係る部分、警務課の庶務に係る部分及び機動捜査隊に係る部分を除く。）の改正規定、別表第2の改正規定、別表第3（方面警ら隊に係る部分を除く。）の改正規定及び別表第4の改正規定は、別に定める日から施行する。

（別に定める日＝昭和51年8月3日）

2 この訓令の施行の際、現に次表の左欄に掲げる者にあつて、別に辞令を發せられないものは、それぞれ引き続き当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

警務部装備課長	総務部装備課長
警務部管理官兼装備課航空隊長	総務部管理官兼装備課航空隊長
警務部装備課次席	総務部装備課次席
警務部装備課課長補佐（装備担当）	総務部装備課課長補佐（装備担当）
警務部装備課課長補佐（車両担当）	総務部装備課課長補佐（車両担当）
警務部装備課課長補佐（航空担当）	総務部装備課課長補佐（航空担当）
警務部装備課航空隊副隊長	総務部装備課航空隊副隊長

3 施行の際、現に次表の左欄に掲げる課（隊）に勤務する者であつて、別に辞令を發せられないものは、引き続き当該右欄に掲げる課（隊）に勤務を命ぜられたものとする。

警務部装備課	総務部装備課
方面本部交通課方面警ら隊	方面本部外勤課方面警ら隊

4 施行の際、現に次表の左欄に掲げる者であつて、別に辞令を發せられないものは、それぞれ引き続き当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

札幌方面札幌西警察署次長	札幌方面札幌西警察署副署長
札幌方面札幌南警察署次長	札幌方面札幌南警察署副署長
札幌方面苫小牧警察署次長	札幌方面苫小牧警察署副署長

附 則（昭和51年警察本部訓令第11号）

- この訓令は、昭和51年8月3日から施行する。
- この訓令施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部署に勤務する者であって、別に辞令を發せられないものは、引き続き当該右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察札幌方面赤平警察署 北海道警察札幌方面歌志内警察署	北海道警察札幌方面赤歌警察署
-----------------------------------	----------------

- 北海道警察文書管理規程（昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 北海道警察無線通話規程（昭和45年北海道警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和51年警察本部訓令第13号）

- この訓令は、昭和51年12月1日から施行する。
- この訓令施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部署に勤務する者であって、別に辞令を發せられないものは、引き続き当該右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察札幌方面札幌中央警察署	北海道警察札幌方面中央警察署
北海道警察札幌方面札幌東警察署	北海道警察札幌方面白石警察署
北海道警察札幌方面札幌西警察署	北海道警察札幌方面西警察署
北海道警察札幌方面札幌南警察署	北海道警察札幌方面南警察署

- 北海道警察文書管理規程（昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 北海道警察無線通話規程（昭和45年北海道警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和52年警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年警察本部訓令第11号）

- この訓令は、昭和52年11月7日から施行する。
- この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を發せられない者は、当該右欄の職を命ぜられたものとする。

北海道警察本部警備部 公安第一課情報調査官	北海道警察本部警備部 公安第一課情報第一調査官
--------------------------	----------------------------

附 則（昭和53年警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第37条、第38条の2並びに別表第4の改正規定のうち、白石警察署及び豊平警察署に係る改正規定は、

北海道警察組織条例の一部を改正する条例（昭和53年北海道条例第19号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和54年警察本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を發せられないものは、当該右欄の職を命ぜられたものとする。

北海道警察本部警務課 任用担当課長補佐	北海道警察本部警務部警務課 任用第一担当課長補佐
------------------------	-----------------------------

附 則（昭和54年警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年警察本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、昭和55年11月1日から施行する。
- 2 北海道警察捜査指揮規程（昭和34年北海道警察本部訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

附 則（昭和56年警察本部訓令第4号）

〔次のよう〕略

- 1 この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 北海道警察処務規程（昭和45年北海道警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和56年警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（昭和57年警察本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、昭和57年3月31日から施行する。
- 2 他の訓令その他規定中「警務部警務課次席」とあるのは「警務部首席管理官」と読替えるものとする。
- 3 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる部署に勤務する者であって、別に辞令を發せられないものは、それぞれ引き続き当該右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

刑事部犯罪科学研究所	刑事部科学捜査研究所
------------	------------

- 4 この訓令施行の際、現にその職にある方面本部の犯罪科学調査官は、改正後の訓令第28条の4の規定にかかわらず、同条に規定する職にある限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 5 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる職にある者は、当該右欄に掲げる職を免ぜられたものとする。

交通部管理官兼交通指導課通告官・ 交通反則通告センター所長	交通部交通指導課通告官
函館方面本部交通課長兼通告官	函館方面本部交通課通告官
旭川方面本部交通課長兼通告官	旭川方面本部交通課通告官
釧路方面本部交通課長兼通告官	釧路方面本部交通課通告官

北見方面本部交通課長兼通告官
----------------

北見方面本部交通課通告官
--------------

附 則（昭和58年警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則（昭和59年警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和59年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和59年12月10日から施行する。

附 則（昭和60年警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年警察本部訓令第19号）

この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年警察本部訓令第5号）

1 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に次の表の左欄に掲げる部署に勤務する者であって、別に辞令を發せられないものは、当該右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部防犯部生活課
---------------

北海道警察本部防犯部生活経済課
-----------------

附 則（昭和62年警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成元年9月12日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成元年11月1日から施行する。

附 則（平成2年警察本部訓令第5号）

1 この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる部課に勤務している者であって、別に辞令を發せられないものは、同表の右欄に掲げる部課に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部警ら部外勤課
---------------

北海道警察本部警ら部警ら企画課
-----------------

方面本部外勤課
---------

方面本部警ら課
---------

3 この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を發せられないものは、それぞれ当該右欄の職を命ぜられたものとする。

〔次表略〕

附 則（平成3年警察本部訓令第2号）

- この訓令は、平成3年3月15日から施行する。ただし、第3条の2及び第3条の3を削る改正規定、第8条第1項の改正規定、第10条第1項の改正規定（「、防犯課に防犯特別捜査隊副隊長を」を削る部分に限る。）及び同条第3項を削る改正規定並びに別表第1の改正規定（防犯部及び警ら部警ら企画課に係る部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。
- 他の訓令その他規定中「警務部首席管理官」とあるのは、「警務部理事官」と、「警務部管理官（総合企画）」とあるのは「警務部総合企画官」と読み替えるものとする。

附 則（平成4年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成4年1月16日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第7号）

- この訓令は、平成4年4月1日から施行する。
- この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる部署に勤務する者であって、別に辞令を發せられないものは、引き続き当該右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部刑事部刑事企画課 照会センター	北海道警察本部総務部情報管理課 照会センター
北海道警察本部刑事部捜査第四課	北海道警察本部刑事部 暴力団対策第二課
北海道警察本部警ら部警ら指導課 鉄道警察隊	北海道警察本部警ら部鉄道警察隊
北海道警察方面本部捜査課 照会センター	北海道警察方面本部総務課 照会センター
北海道警察北見方面本部 鉄道警察隊	北海道警察北見方面本部警ら課 鉄道警察隊

附 則（平成4年警察本部訓令第17号）

- この訓令は、平成4年9月1日から施行する。
- この訓令施行の際、現に次表の左欄に掲げる部署に勤務している者であって、別に辞令の發せられないものは、同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部警ら部警ら企画課	北海道警察本部地域部地域第一課
北海道警察本部警ら部警ら指導課	北海道警察本部地域部地域第二課
北海道警察本部警ら部通信指令課	北海道警察本部地域部通信指令課
北海道警察本部警ら部自動車警ら隊	北海道警察本部地域部自動車警ら隊
北海道警察本部警ら部航空隊	北海道警察本部地域部航空隊
北海道警察本部警ら部鉄道警察隊	北海道警察本部地域部鉄道警察隊
方面本部警ら課	方面本部地域課

附 則（平成5年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第17号）

- 1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部防犯部防犯課	北海道警察本部生活安全部防犯課
北海道警察本部防犯部少年課	北海道警察本部生活安全部少年課
北海道警察本部防犯部保安課	北海道警察本部生活安全部保安課
北海道警察本部防犯部生活経済課	北海道警察本部生活安全部生活経済課
北海道警察本部防犯部防犯特別捜査隊	北海道警察本部生活安全部防犯特別捜査隊
方面本部防犯課	方面本部生活安全課

附 則（平成7年警察本部訓令第3号）

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部課に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部生活安全部防犯課	北海道警察本部生活安全部生活安全企画課
北海道警察本部生活安全部保安課	北海道警察本部生活安全部銃器薬物対策課
北海道警察本部生活安全部生活経済課	北海道警察本部生活安全部生活環境課
北海道警察本部生活安全部防犯特別捜査隊	北海道警察本部生活安全部生活安全特別捜査隊
北海道警察本部地域部地域第一課	北海道警察本部地域部地域企画課
北海道警察本部地域部地域第二課	

- 3 この訓令施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

防犯担当次長	生活安全担当次長
刑事防犯担当次長	刑事担当次長兼生活安全担当次長
防犯課長	生活安全課長
刑事防犯課長	刑事課長兼生活安全課長

- 4 北海道警察文書管理規程（昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成7年警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成7年10月30日から施行する。

附 則（平成8年警察本部訓令第3号）



- 1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 北海道警察文書管理規程（昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成8年警察本部訓令第11号）  
この訓令は、平成8年6月10日から施行する。

附 則（平成9年警察本部訓令第1号）  
この訓令は、平成9年2月18日から施行する。

附 則（平成9年警察本部訓令第6号）  
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年警察本部訓令第13号）  
この訓令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成9年警察本部訓令第16号）  
この訓令は、平成9年10月22日から施行する。

附 則（平成10年警察本部訓令第2号）  
この訓令は、平成10年2月18日から施行する。

附 則（平成10年警察本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部課に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部生活安全部生活環境課	北海道警察本部生活安全部生活経済課
-------------------	-------------------

- 3 北海道警察文書管理規程（昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成10年警察本部訓令第20号）  
この訓令は、平成10年11月27日から施行する。

附 則（平成11年警察本部訓令第10号）

- 1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部課に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部刑事部暴力団対策第一課	北海道警察本部刑事部暴力団対策課
北海道警察本部刑事部暴力団対策第二課	北海道警察本部刑事部捜査第四課

- 3 北海道警察文書管理規程（昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年警察本部訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を發せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

刑事担当次長兼生活安全担当次長	刑事・生活安全担当次長
-----------------	-------------

附 則（平成12年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成12年7月17日から施行する。ただし、別表第1警務部監察官室の項及び別表第3の改正規定は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成12年警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第8号）

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にあるものであって、別に辞令を發せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

課長補佐	統括官
室長補佐	
隊長補佐	
主幹	主監

- 3 北海道警察文書管理規程（平成11年北海道警察本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 北海道警察の部署等の呼称及び表示様式等に関する訓令（昭和33年北海道警察本部訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 北海道警察無線通話規程（昭和45年北海道警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成13年警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を發せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

刑事課長兼生活安全課長	刑事・生活安全課長
-------------	-----------

附 則（平成15年警察本部訓令第8号）

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部課に勤務し

ている者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部課に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部生活安全部警察相談課	北海道警察本部総務部警察相談課
北海道警察本部生活安全部銃器対策課	北海道警察本部生活安全部銃器薬物対策課
北海道警察本部生活安全部薬物対策課	
北海道警察本部刑事部捜査第四課	北海道警察本部刑事部暴力団対策課
北海道警察本部交通部運転免許試験課	北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課
北海道警察本部交通部運転免許管理課	北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許管理課
方面本部総務課	方面本部警務課
方面本部交通機動隊	方面本部交通課

- 3 北海道警察の部署等の呼称及び表示様式等に関する訓令（昭和33年北海道警察本部訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 北海道警察職員の名刺様式に関する訓令（昭和40年北海道警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成16年1月9日から施行する。

附 則（平成16年警察本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部課に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部課に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部刑事部暴力団対策課	北海道警察本部刑事部捜査第四課
北海道警察学校管理部庶務課	北海道警察学校庶務部庶務課
北海道警察学校管理部会計課	北海道警察学校庶務部会計課
北海道警察学校初任教養部	北海道警察学校初任部
北海道警察学校幹部教養部	北海道警察学校教務部
北海道警察学校術科教養部	北海道警察学校指導部

- 3 北海道警察職員の名刺様式に関する訓令（昭和40年北海道警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年警察本部訓令第17号）

- 1 この訓令は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 北海道公安委員会公印規程の施行に関する訓令（昭和54年北海道警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 北海道警察文書管理規程（平成11年北海道警察本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 北海道警察遺失物事務取扱規程（平成2年北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5 北海道警察無線通話規程（昭和45年北海道警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成17年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年警察本部訓令第10号）

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第2(2)の改正規定（分掌事務に係る部分に限る。）は、同年9月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部課に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部課に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部生活安全部銃器薬物対策課	北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課
北海道警察本部刑事部捜査第四課	北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課

附 則（平成17年警察本部訓令第28号）

1 この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部課に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道函館方面北檜山警察署	北海道函館方面せたな警察署
---------------	---------------

3 北海道警察文書管理規程（平成11年北海道警察本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 北海道警察無線通話規程（昭和45年北海道警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成18年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第2号）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日の前日において現に事務吏員又は技術吏員に任命されていた者は、この訓令の施行の際事務吏員にあつては事務職員に、技術吏員にあつては技術職員に任命されたものとする。

3 この訓令の施行の日の前日において現に事務吏員又は技術吏員に任命され、主任以上の職を命ぜられていない者（科学捜査研究所又は方面本部の鑑識課に

勤務する研究助手を除く。)は、別に辞令を発せられない限り、この訓令の施行の際係員に命ぜられたものとする。

附 則 (平成19年警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成19年7月3日から施行する。

附 則 (平成19年警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年警察本部訓令第3号)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部課に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部刑事部組織犯罪対策 局銃器薬物対策課
------------------------------

北海道警察本部刑事部組織犯罪対策 局薬物銃器対策課
------------------------------

- 3 北海道警察文書管理規程 (平成11年北海道警察本部訓令第7号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 4 北海道警察職員旅費取扱規程 (昭和32年北海道警察本部訓令第2号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 5 北海道警察犯罪手口資料取扱規程 (平成16年北海道警察本部訓令第4号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成20年警察本部訓令第14号)

- 1 この訓令は、平成20年8月11日から施行する。
- 2 北海道警察文書管理規程 (平成11年北海道警察本部訓令第7号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 3 北海道警察少年警察活動規程 (平成20年北海道警察本部訓令第10号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成21年警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年警察本部訓令第26号)

この訓令は、平成21年11月6日から施行する。

附 則 (平成22年警察本部訓令第3号)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部課に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部課に勤務を命ぜられたものとする。

北海道警察本部生活安全部生活環境
------------------

北海道警察本部生活安全部保安課
-----------------

課	
---	--

附 則（平成23年警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第10号）

- この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

統括官（警察本部、札幌市警察部及び方面本部の課に勤務する者に限る。）	課長補佐
統括官（警察本部及び方面本部の室に勤務する者に限る。）	室長補佐
統括官（警察本部の隊に勤務する者に限る。）	隊長補佐
統括官（警察署に勤務する者に限る。）	課長代理

附 則（平成25年警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第5号）

- この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部課に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部課に勤務を命ぜられたものとする。

方面本部運転免許課	方面本部交通課
-----------	---------

附 則（平成28年警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第8号）

- この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道札幌方面夕張警察署	北海道札幌方面栗山警察署
北海道札幌方面三笠警察署	北海道札幌方面岩見沢警察署
北海道旭川方面沼田警察署	北海道旭川方面深川警察署

- 北海道警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令（平成28年北海道警察本部訓令第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1刑事部の部組織犯罪対策局組織犯罪対策課の項、組織犯罪対策局捜査第四課の項及び組織犯罪対策局薬物銃器対策課の項の改正規定並びに同表警備部の部外事課の項の改正規定は、同年3月26日から施行する。

附 則（平成31年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第4号）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署に勤務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同表の右欄に掲げる部署に勤務を命ぜられたものとする。

北海道札幌方面砂川警察署	北海道札幌方面滝川警察署
北海道旭川方面美深警察署	北海道旭川方面名寄警察署

3 この訓令の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署に勤務し、同表の右欄に掲げる部署を兼務している者であって、別に辞令を発せられないものは、この訓令の施行の際同部署の兼務を免ぜられたものとする。

北海道釧路方面十勝機動警察隊	北海道釧路方面釧路機動警察隊
----------------	----------------

4 北海道警察の部署等の呼称及び表示様式等に関する訓令（昭和33年北海道警察本部訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5 北海道公安委員会公印規程の施行に関する訓令（昭和54年北海道警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

6 北海道警察本部自家用電気工作物保安規程（平成12年北海道警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

7 北海道警察旗の制式及び使用等に関する規程（平成15年北海道警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

8 北海道警察無線通話規程（平成27年北海道警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

9 北海道警察文書管理規程（平成27年北海道警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第1（第19条関係）

警察本部の課、室、隊、所の内部組織の基準

部 別	課等の別 [附置機関]	調査官等 の 別	課長補佐 等の担当	係の名称	分 掌 事 務
総務部	総務課		庶務	庶務	1 部及び課の庶務に関すること。 2 庁印及び本部長印の保管に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 部内他課の所掌に属しないこと。
			企画	企画	1 部内の業務運営に係る企画及び調整に関すること。 2 方面本部長会議及び警察署長会議に関すること。 3 警察署協議会に関すること。 4 行事計画の調整に関すること。 5 事務能率の増進に関すること。 6 他の部課の所掌に属しないこと。
		調査官 (秘書)		秘書	1 警察本部長の秘書に関すること。 2 機密に関すること。 3 部長会議に関すること。 4 警察本部長の特命に関すること。
		調査官 (渉外)	渉外	渉外	1 北海道及び北海道議会との連絡その他渉外事務一般に関すること。
	[公安委員会 補佐室]	(公安委員会 補佐室長)		公安委員会	公安委員会



				問及び処分の事務に関すること。 5 北海道公安委員会の公印に関すること。 6 公聴会に関すること。
[警察情報センター]	(警察情報センター所長)	情報公開・文書第一	情報公開・文書	1 情報公開及び個人情報の保護に係る企画、指導、連絡調整等に関すること。 2 公文書及び個人情報の開示等の実施に関すること。 3 公文書及び個人情報の開示決定等に対する行政不服申立てに関すること。 4 行政情報の提供に関すること。 5 文書の施行、保存、廃棄その他文書の管理に関すること。 6 文書の令達に関すること。 7 秘密文書の登録に関すること。 8 北海道公報への文書の登載に関すること。 9 北海道警察の公印に関すること。 10 沿革史及び警察史に関すること。 11 文書の収発事務に関すること。 12 印刷機器等の管理に関すること。 13 電子署名に関すること。
		情報公開・文書第二		
[取調べ監督室]	(取調べ監督室長)	取調べ監督	取調べ監督	1 被疑者の取調べの適正を確保するための監督に係る企画及び調整に関すること。 2 被疑者取調べ監督制度の運用及び指導教養に関すること。
広報課			庶務	1 課の庶務に関すること。
	調査官(報道)	報道企画	報道企画	1 報道に関する事務の企画、調査、研究及び指導教養に関すること。
		報道第一	報道	2 報道機関に対する連絡に関すること。
		報道第二		3 現場報道対策に関すること。
報道第三	4 報道関係資料の収集整備に関すること。			

[情報発信・ 広聴室]	(情報発信・ 広聴室長)	情報発信・ 広聴	情報発信・ 広聴	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の企画及び指導教養に関すること。</li> <li>2 地域安全情報の発信に関すること。</li> <li>3 地域安全情報及び広報資料の収集並びに広報紙（誌）の編集に関すること。</li> <li>4 広報活動に関すること。</li> <li>5 広報関係機関との連絡に関すること。</li> <li>6 住民の意見・要望の聴取に関すること。</li> <li>7 広聴会に関すること。</li> <li>8 広聴資料の収集整備に関すること。</li> <li>9 新聞等の投書等に関すること。</li> <li>10 ホームページに係る企画、指導及び調査に関すること。</li> <li>11 ホームページの作成、公開及び管理に関すること。</li> </ol>
[音楽隊]	(音楽隊長)	副隊長	音楽隊 カラー ガード隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 音楽隊の運用に関すること。</li> <li>1 カラーガード隊の運用に関すること。</li> </ol>
警察 相談課		企画・ 指導	庶務  企画・ 指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> <li>1 警察安全相談等に係る事務の企画、調査及び指導に関すること。</li> <li>2 相談業務の指導教養に関すること。</li> <li>3 感謝事案に関すること。</li> <li>4 警察安全相談等の処理に係る関係所属との連絡調整に関すること。</li> <li>5 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>6 警察安全相談等に係る統計及び分析に関すること。</li> <li>7 電子計算組織による相談業務管理システムに関すること。</li> </ol>
		相談	相談	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察安全相談等の受理及び処理に関すること。</li> <li>2 職員の職務執行等に係る苦情に関する監察官室との連絡調整に関すること。</li> </ol>

				3 警察安全相談等に係る集約及び管理に関する事。
会計課			庶務	1 課の庶務に関する事。
	指導官 (業務管理)			1 適正な契約に関する事。 2 不適正事案及び受傷事故(以下「不適正事案等」という。)の発生時における監察の補助に関する事。 3 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)に定める倫理監督監の職務の一部を行わせることができることとされている者が行う同規則第20条第1項第2号に規定する確認(以下「倫理指導官の行う確認」という。)の補助に関する事。
	調査官 (予算)	予算	予算	1 国費の予算に関する事。 2 道費予算の編成、配分及び執行管理に関する事。 3 道費予算の決算に関する事。
		出納	出納	1 国費及び道費の出納に関する事。 2 交通反則金の徴収に関する事。
[物品調達・管理室]	(物品調達・管理室長)	調度	調度	1 物品の取得、管理及び処分に関する事。 2 支出負担行為に関する事。 3 支出負担行為である契約以外の契約に関する事。
[監査室]	(監査室長)	監査第一	監査	1 会計の監査に関する事。 2 会計制度の調査、研究等に関する事。 3 会計事務の指導教養に関する事。 4 遺失物の取扱いに関する事。
		監査第二		
		監査第三		
		監査第四		
		遺失物支援	遺失物支援	1 遺失物に係る届出等の受理に従事する事。
施設課			庶務	1 課の庶務に関する事。
		契約	契約	1 警察施設等に係る契約に関する事。 1 交通安全施設等の取得、管理

		安全施設	安全施設	及び処分に関する事 2 交通安全施設工事の施工に関する事	
		施設計画	施設計画	1 財産事務の企画、調査及び指導に関する事 2 警察施設の整備計画に関する事 3 警察施設予算の執行計画に関する事	
		施設建設 第一 施設建設 第二	施設建設	1 警察施設の営繕工事の施工に関する事	
	調査官 (施設管理)	施設管理 第一 施設管理 第二	施設管理 第一	施設管理	1 道有財産（交通安全施設に係るものを除く。次項において同じ。）及び国有財産の取得、管理及び処分に関する事 2 警察施設の土地及び建物の借上げ並びに道有財産及び国有財産の使用許可等に関する事
			施設管理 第二		
	[庁舎管理室]	(庁舎管理室長)	庁舎管理	庁舎管理	1 警察本部庁舎の維持管理に関する事
	装 備 課			庶 務	1 課の庶務に関する事 2 公務従事車両証明書その他高速自動車国道等の利用に関する事
		装 備	装 備	一般装備	1 服制及び服装に関する事 2 支給品及び貸与品に関する事 3 警察電話に関する事
				特殊装備	1 特殊装備品に関する事 2 警察装備の開発及び改良に関する事 3 装備資機材の調査及び整備に関する事 4 船舶及び航空機に関する事
			車 両	車 両	1 車両の整備計画に関する事 2 車両の購入及び配分に関する事 3 車両の維持管理に関する事 4 警察本部の車両及び車庫の使用統制に関する事

				<p>5 車両の修理、点検及び検収に関すること。</p> <p>6 車両の整備点検場の管理に関すること。</p>
情報管理課			庶務	1 課の庶務に関すること。
	指導官 (業務管理)			<p>1 警察情報取扱機器等に係る適正管理に関すること。</p> <p>2 不適正事案等の発生時における監察の補助に関すること。</p> <p>3 倫理指導官の行う確認の補助に関すること。</p>
	調査官 (企画)	<p>企画・指導第一</p> <p>企画・指導第二</p>	企画・指導	<p>1 電子計算組織による情報管理に係る企画及び調整に関すること。</p> <p>2 警察統計（犯罪統計に係る指導及び審査に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>3 電子計算組織による情報管理に係る指導教養に関すること。</p> <p>4 電子計算組織による情報管理に係る監査に関すること。</p> <p>5 電子計算組織に係る情報セキュリティに関すること。</p> <p>6 情報化の施策等に関すること。</p>
[システム管理室]	(システム管理室長)	システム第一	システム第一	<p>1 電子計算組織による情報管理に係る開発に関すること。</p> <p>2 電子計算組織による情報管理に係る運用に関すること。</p> <p>3 情報処理技術の研究及び開発に関すること。</p>
	調査官 (システム)	システム第二	システム第二	
		システム第三	システム第三	
[照会センター]	(照会センター所長)		管理	<p>1 犯罪情報の登録に関すること。</p> <p>2 犯罪情報の端末装置による照会に関すること。</p>
			照会第一	
			照会第二 照会第三	
留置管理課			庶務	1 課の庶務に関すること。
				<p>1 不適正事案等の発生時における監察の補助に関すること。</p> <p>2 倫理指導官の行う確認の補助に関すること。</p>
				1 留置業務の企画、調査、統計及び研究に関すること。

		指導官 (業務管理)	企画・指導一 企画・指導二 企画・指導三	企画・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 留置業務関係法令の運用、解釈等に関する事。</li> <li>3 留置施設の管理運営及び被留置者の処遇に関する事。</li> <li>4 被留置者の護送に関する事。</li> <li>5 留置施設視察委員会に関する事。</li> <li>6 留置関係業務の教養に関する事。</li> <li>7 留置施設の実地監査及び巡回指導に関する事。</li> <li>8 適正な留置業務並びに被留置者に係る事故及び受傷事故の未然防止に関する事。</li> </ul>
	[琴似留置場]	(琴似留置場長)	留置 護送	管理 看守 護送第一 護送第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察本部留置施設の保守管理に関する事。</li> <li>2 警察本部留置施設の被留置者の処遇に関する事。</li> <li>1 警察本部留置施設、琴似留置場、札幌市内警察署及び江別警察署の被留置者の集中管理護送に関する事。</li> </ul>
			留置	管理 看守	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 琴似留置場の保守管理に関する事。</li> <li>2 琴似留置場の被留置者の処遇に関する事。</li> </ul>
警務部	警務課		庶務	庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部及び課の庶務に関する事。</li> <li>2 警察本部の総合当直に関する事。</li> <li>3 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>4 部内他課の所掌に属しない事。</li> </ul>
			企画	企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察運営の企画及び総合調整に関する事。</li> <li>2 参事官会議及び次席会議の庶務に関する事。</li> <li>3 北海道の施策との調整に関する事。</li> </ul>
			組織	組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 定員に関する事。</li> <li>2 警察組織の企画及び調査に関する事。</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>1 規則、訓令その他成案文書の</li> </ul>

		法 制	法 制	審査に関すること。 2 勤務制度及び勤務管理に関すること。 3 警察証明に関すること。
[犯罪被害者支援室]	(犯罪被害者支援室長)	犯罪被害者支援	犯罪被害者支援	1 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。
			犯罪被害給付	1 犯罪被害者等の給付金に関すること。 2 国外犯罪被害弔慰金及び国外犯罪被害障害見舞金に関すること。
	指導官 (業務管理)	指 導	指 導	1 適正な警察運営等に関すること。 2 不適正事案等の発生時における監察の補助に関すること。 3 倫理指導官の行う確認の補助に関すること。
[イノベーション推進室]	(イノベーション推進室長)	イノベーション推進	イノベーション推進	1 北海道警察運営イノベーション推進委員会の庶務に関すること。 2 警察署の再編整備に関すること。 3 警察の国際対応力強化のための対策の企画、調査及び調整に関すること。
		人事第一	人事第一	1 警察職員の人事に関すること。 2 人事評価の実施に関すること。 3 人事記録の管理に関すること。 4 前歴証明に関すること。 5 昇任試験に関すること。 6 分限に関すること。
		人事第二	人事第二	
		人事第三	人事第三	
		人事第四	人事第四	
[採用センター]	(採用センター所長)	採用第一 採用第二	採 用	1 警察職員の採用に関すること。
		退職管理	退職管理	1 警察職員の退職管理に関すること。
[給与管理室]	(給与管理室長)			1 給与制度の企画及び調査に関すること。 2 給与改善及び給与改定に関すること。

		給与第一	給与制度	<p>ること。</p> <p>3 給与の決定、昇給及び昇格に関すること。</p> <p>4 扶養手当その他諸手当（特殊勤務手当及び退職手当を除く。）に関すること。</p> <p>5 給与事務の指導教養に関すること。</p>
			給与管理	<p>1 人件費予算の編成及び配分に関すること。</p> <p>2 特殊勤務手当に関すること。</p>
		給与第二	給与支給	<p>1 給与の支給に関すること。</p> <p>2 所得税等控除に関すること。</p>
			補償	<p>1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。</p> <p>2 公務（通勤）災害に関すること。</p> <p>3 救慰金及び物的損害に関すること。</p> <p>4 退職手当に関すること。</p>
教養課			庶務	<p>1 課の庶務に関すること。</p>
	指導官 (業務管理)			<p>1 適正な拳銃等管理に関すること。</p> <p>2 不適正事案等の発生時における監察の補助に関すること。</p> <p>3 倫理指導官の行う確認の補助に関すること。</p>
	調査官 (教養)	拳銃管理	拳銃管理	<p>1 拳銃等管理業務の企画、調査及び指導に関すること。</p> <p>2 銃器及び弾薬に関すること。</p>
		調査官 (倫理教養)	学校・職場 教養第一	学校・ 職場教養
		学校・職場 教養第二		
[術科指導室]	(術科指導室長) 指導官 (術科)	術科教養	術科教養	<p>1 警察術科等に関すること。</p> <p>2 柔道及び剣道の審査並びに各種術科の技能検定に関するこ</p>



				と。
[通訳センター]	(通訳センター 所 長)	通 訳 ・ 企 画	通 訳 ・ 企 画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通訳及び翻訳に係る企画、調査及び運用に関すること。</li> <li>2 警察外国語技能検定に関すること。</li> <li>3 外国語研修及び外国語教養に関すること。</li> <li>4 通訳及び翻訳に従事すること。</li> </ol>
厚生課			庶 務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> </ol>
	指 導 官 (業 務 管 理)			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 適正な契約に関すること。</li> <li>2 不適正事案等の発生時における監察の補助に関すること。</li> <li>3 倫理指導官の行う確認の補助に関すること。</li> </ol>
		企 画 ・ 調 整	企 画 ・ 調 整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福利厚生制度の企画及び調整に関すること。</li> <li>2 警察職員生活協同組合との連絡調整に関すること。</li> <li>3 互助会との連絡調整に関すること。</li> </ol>
			福 利	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 元気回復事業及びレクリエーションに関すること。</li> <li>2 児童手当及び財産形成貯蓄に関すること。</li> </ol>
[ライフプラン 推 進 室]	(ライフプラン 推 進 室 長)	生 活 相 談 ・ ラ イ フ プ ラ ン	生 活 相 談 ・ ラ イ フ プ ラ ン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活相談に関すること。</li> <li>2 生涯生活設計の企画及び指導に関すること。</li> </ol>
	調 査 官 (共 済)	共 済	共 済 総 務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共済組合支部の庶務及び企画に関すること。</li> <li>2 共済組合支部事務のうち、課内他係の所掌に属しないこと。</li> </ol>
			共 済 短 期	1 短期給付に関すること。
		共 済 福 祉	1 共済福祉事業に関すること。	
		共 済 年 金	共 済 年 金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 長期給付に関すること。</li> <li>2 恩給に関すること。</li> </ol>
	共 済 経 理	共 済 経 理	1 共済組合支部の出納に関すること。	
[健 康 管 理 室]	(健 康 管 理 室 長)	健 康 管 理	健 康 管 理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康診断に関すること。</li> <li>2 衛生管理に関すること。</li> <li>3 健康保持増進に関すること。</li> </ol>
		保 健 指 導 第 一	保 健 指 導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健指導に関すること。</li> <li>2 健康相談に関すること。</li> </ol>
		保 健 指 導 第 二		

	監察官室		庶務	1 室の庶務に関する事。	
	調査官 (企画・特命)	企画第一	企画	1 監察に係る事務の企画に関する事。	
		企画第二		2 規律の保持に関する事。 3 倫理関係法令の解釈及び運用に関する事。 4 士気の高揚一般に関する事。 5 職員の職務執行等に係る苦情、風評等の受理及び処理の実態掌握に関する事。	
	調査官 (監察第一) 調査官 (監察第二) 調査官 (監察第三) 調査官 (監察第四) 調査官 (監察第五)		特命		
		監察	監察	1 所管行政の適正な推進に関する事。 2 監察の実施に関する事。 3 懲戒、訓戒等に関する事。 4 職員の職務執行等に係る苦情、風評等の処理に関する事。 5 内部通報等に関する事。 6 特命事項に関する事。	
		表彰	表彰	1 表彰に関する事。 2 監察及び表彰の資料に関する事。 3 叙位叙勲に関する事。	
		[訟務室] (訟務室長)	訟務第一	訟務	1 民事訴訟及び行政訴訟事案に関する事。 2 行政不服審査事案に関する事。 3 人権擁護機関への提訴事案に関する事。 4 職員に係る告訴・告発事案に関する事。 5 職員の交通事故その他の事案に係る相談に関する事。 6 損害賠償に関する事。 7 職員の証人出廷に係る指導に関する事。 8 裁判所等からの照会に対する回答の指導に関する事。
			訟務第二		
	訟務第三				
	訟務第四				
生活安全部	生活安全企画課		庶務	1 部及び課の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。	

			3 部内他課の所掌に属しないこと。
	企 画	企 画	1 生活安全警察運営の企画及び調査に関すること。
		犯罪被害者支援	1 生活安全警察に係る犯罪被害者支援の企画、調査及び調整に関すること。 2 被害者連絡制度の指導教養等に関すること。
指 導 官 (業務管理)			1 不適正事案等の発生時における監察の補助に関すること。 2 倫理指導官の行う確認の補助に関すること。
	指 導	指 導	1 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関すること。 2 生活安全関係事件に係る公判の対応に関すること。
	安全・安心まちづくり	安全・安心まちづくり	1 犯罪のない安全で安心な地域づくりに関すること。 2 職域防犯組織の運営に関すること。 3 視覚障害者、聴覚障害者等の安全対策に関すること。 4 犯罪被害を防止するための情報の発信に関すること。 5 防犯ボランティア団体への支援、青色回転灯装備車の申請等に関すること。 6 子供及び女性を守る施策に関すること。 7 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の運用に関すること。
	犯罪抑止対策	犯罪抑止対策	1 犯罪抑止対策の企画及び調整に関すること。 2 犯罪抑止対策に係る指導教養に関すること。 3 犯罪抑止に係る広報及び啓発に関すること。 4 犯罪傾向の調査及び分析に関すること。 5 自転車防犯登録制度の運用に関すること。 6 虚偽の養子縁組の届出に関する

				る法務局との連携に関すること。
		特殊詐欺抑止対策	特殊詐欺抑止対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特殊詐欺抑止対策の企画及び調整に関すること。</li> <li>2 特殊詐欺抑止対策に係る指導教養に関すること。</li> <li>3 特殊詐欺抑止に係る広報及び啓発に関すること。</li> </ol>
[生活安全特別捜査隊]	(生活安全特別捜査隊長)	前兆事案対策	前兆事案対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の情報収集、分析等に関すること。</li> <li>2 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置の運用に関すること。</li> <li>3 北海道迷惑行為防止条例（昭和40年北海道条例第34号）の解釈及び運用（人身安全関連事案及び風俗関係事犯に係るものを除く。）に関すること。</li> <li>4 取扱事件の連絡調整に関すること。</li> <li>5 捜査の記録、資料及び情報に関すること。</li> </ol>
		特捜第一	特捜第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全関係事犯の捜査等に従事すること。</li> <li>2 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の取締りに従事すること。</li> </ol>
		特捜第二	特捜第二	
		特捜第三	特捜第三	
子供・女性安全対策課			庶務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> </ol>
	ストーカー聴聞官	安全指導	安全指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人身安全関連事案に関する事務の企画、調査、調整及び指導教養に関すること。</li> <li>2 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）の運用に関すること。</li> <li>4 北海道迷惑行為防止条例の解釈及び運用（人身安全関連事案に係るものに限る。）に関すること。</li> <li>5 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81</li> </ol>

				号)の運用に関する事 6 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)の運用に関する事 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の運用に関する事
	指導官 (児童虐待対策)	児童虐待 対 策	児童虐待 対 策	1 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の運用に関する事 2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)の運用に関する事 3 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)の運用に関する事 4 児童虐待を受けた児童に対する支援に関する事
	指導官 (人身安全対策)	人身安全 第 一	人身安全 第 一	1 人身安全関連事案の危険性・切迫性の判断、警察署に対する指導・助言及び関係事犯の取締りに関する事
		人身安全 第 二	人身安全 第 二	
		人身安全 第 三	人身安全 第 三	2 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく聴聞及び意見の聴取に関する事
		人身安全 第 四	人身安全 第 四	3 刑事部門との連絡調整に関する事
		人身安全 第 五	人身安全 第 五	
		行方不明・保護 対 策	行方不明・保護 対 策	1 <small>めいてい</small> 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事 2 自殺統計に関する事
		支 援	支 援	1 人身安全関連事案の安全対策及び取締りに従事する事
少年課			庶 務	1 課の庶務に関する事
		非行対策 第 一		1 少年警察運営の企画及び調査に関する事 2 少年警察の指導教養に関する事 3 少年警察関係の統計に関する事

[少年サポートセンター]	(少年サポートセンター所長)			<p>こと。</p> <p>4 少年非行の調査に関すること。</p> <p>5 少年警察の広報に関すること。</p> <p>6 関係機関との連絡に関すること。</p> <p>7 少年非行の防止対策に関すること。</p> <p>8 少年の有害環境浄化対策に関すること。</p> <p>9 少年警察ボランティアの運営に関すること。</p> <p>10 少年の自殺に関すること。</p> <p>11 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。</p>	
		非行対策第二	非行対策		
		事件指導・児童ポルノ対策	事件指導	<p>1 少年事件の捜査及び調査に関すること。</p> <p>2 少年の福祉を害する犯罪（児童ポルノに係るものを除く。）の取締りに関すること。</p> <p>3 施設逃走少年に関すること。</p>	
			児童ポルノ対策	<p>1 少年の福祉を害する犯罪（児童ポルノに係るものに限る。）の取締りに関すること。</p> <p>2 児童ポルノの情報収集、分析等に関すること。</p> <p>3 児童ポルノの流通防止に関すること。</p>	
		事件	事件	<p>1 少年事件の捜査及び調査に従事すること。</p> <p>2 少年の福祉を害する犯罪の捜査に従事すること。</p>	
		少年補導	少年補導	<p>1 少年の補導に関すること。</p> <p>2 少年相談に関すること。</p> <p>3 少年の立ち直り支援に関すること。</p> <p>4 触法調査及びぐ犯調査に関すること。</p>	
		被害少年支援・育成	被害少年支援・育成	<p>1 被害少年に対する支援に関すること。</p> <p>2 被害少年の保護活動に関すること。</p> <p>3 少年専門相談に関すること。</p> <p>4 非行少年等の心理判定及び資質調査に関すること。</p>	
		生活		庶務	<p>1 課の庶務に関すること。</p>

経済課		経済・環境 第一	経済・環境 第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済事犯、環境事犯及び保健衛生事犯（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。以下同じ。）関係法令の解釈及び運用に関すること。</li> <li>2 経済事犯、環境事犯及び保健衛生事犯の情報収集、分析等に関すること。</li> <li>3 経済事犯、環境事犯及び保健衛生事犯の取締りに関すること。</li> <li>4 部内他課の所掌に属さない特別法令違反の取締りに関すること。</li> </ol>
		経済・環境 第二	経済・環境 第二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全関係事犯の財務捜査の支援に関すること。</li> <li>2 経済事犯に悪用される犯行助長サービス対策に関すること。</li> </ol>
	指導官 (経済・環境 事 件)	経済・環境 事件 第一	経済・環境 事件 第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済事犯の捜査に従事すること。</li> <li>2 環境事犯及び保健衛生事犯の捜査に従事すること。</li> <li>3 部内他課の所掌に属しない特別法令違反の捜査に従事すること。</li> </ol>
		経済・環境 事件 第二	経済・環境 事件 第二	
		経済・環境 事件 第三	経済・環境 事件 第三	
	保安課			庶務
		銃砲・ 危険物	銃砲・ 危険物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銃砲刀剣類の所持許可及び行政処分に関すること。</li> <li>2 銃砲刀剣類の指導取締り（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</li> <li>3 猟銃用火薬類の許可に関すること。</li> <li>4 火薬類の運搬届の受理等に関すること。</li> <li>5 火薬庫等に対する立入検査等に関すること。</li> <li>6 火薬類の指導取締り（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</li> <li>7 高圧ガスその他危険物関係事犯の取締りに関すること。</li> <li>8 核燃料物質等の運搬に関すること。</li> </ol>
				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 質屋、古物商、金属くず回収</li> </ol>

保 安 聴 聞 官	質屋・古物・ 警 備 業	質 屋 ・ 古 物	<p>業等の許可等に関すること。</p> <p>2 質屋、古物商、金属くず回収業等の指導取締り及び行政処分に関すること。</p> <p>3 探偵業の届出に関すること。</p> <p>4 探偵業の指導取締り及び行政処分に関すること。</p>
		警 備 業	<p>1 警備業の認定等に関すること。</p> <p>2 警備業の指導取締り及び行政処分に関すること。</p>
	指導支援	指導支援	<p>1 許可等事務の合理化に向けた施策の推進に関すること。</p> <p>2 許可等事務の指導教養及び支援に関すること。</p>
	風 俗 ・ 歓 楽 街 対 策	風 俗	<p>1 風俗営業等の許可及び届出に関すること。</p> <p>2 風俗営業等の指導及び行政処分に関すること。</p> <p>3 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>4 闘犬の許可等に関すること。</p> <p>5 公営競技の協議に関すること。</p> <p>6 インターネット異性紹介事業の届出に関すること。</p> <p>7 インターネット異性紹介事業の指導取締り（少年の福祉を害する犯罪に係るものを除く。）及び行政処分に関すること。</p>
		歓 楽 街 対 策	<p>1 歓楽街における総合的な治安対策に関すること。</p> <p>2 北海道迷惑行為防止条例の解釈及び運用（風俗関係事犯に係るものに限る。）に関すること。</p>
指 導 官 (保 安 事 件)	保安事件	保安事件	<p>1 銃砲刀剣類及び火薬類関係事犯（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）の捜査に従事すること。</p> <p>2 危険物及び風俗関係事犯の捜査に従事すること。</p> <p>3 生活安全警察に係る外国人犯罪情報の収集及び分析に関すること。</p> <p>4 外国人雇用関係事犯の取締り</p>



					<p>に關すること。</p> <p>5 外国人に係る特命事件の捜査に従事すること。</p> <p>6 外国人犯罪に係る支援捜査活動に關すること。</p>
	サイバー犯罪 対 策 課		庶 務	1 課の庶務に關すること。	
		指 導	指 導	<p>1 不正アクセス行為の禁止等に關する法律（平成11年法律第128号）の運用に關すること。</p> <p>2 高度な情報技術を利用する犯罪等の取締りに關すること。</p>	
		指 導 官 (事 件)	事件第一	事件第一	<p>1 高度な情報技術を利用する犯罪の捜査に従事すること。</p> <p>2 情報技術を利用する犯罪の取締りの支援に關すること。</p>
			事件第二	事件第二	
地域部	地 域 企 画 課		庶 務	庶 務	<p>1 部及び課の庶務に關すること。</p> <p>2 部内の連絡調整に關すること。</p> <p>3 部内他課の所掌に屬しないこと。</p>
			企画第一	企 画	<p>1 地域警察運営の企画及び調査に關すること。</p> <p>2 地域警察の制度に關すること。</p> <p>3 地域警察官の勤務に關すること。</p> <p>4 地域警察に係る教養に關すること。</p> <p>5 地域警察に係る表彰に關すること。</p> <p>6 地域警察の統計に關すること。</p> <p>7 交番その他の派出所及び駐在所の設置等に關すること。</p> <p>8 交番その他の派出所及び駐在所の勤務環境の改善に關すること。</p>
			企画第二		<p>9 自動車警ら隊及び航空隊の綜合運用に關すること。</p> <p>10 警ら用無線自動車、移動交番車、警察用航空機及び警察用船舶の運用調整に關すること。</p> <p>11 水上警察に關すること。</p> <p>12 日銀券の輸送警備に關するこ</p>

				と。
			犯罪被害者支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域警察に係る犯罪被害者支援の企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 被害者連絡制度の指導教養等に関すること。</li> </ol>
	指導官 (安全対策・山岳救助)	安全対策	安全対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水難、山岳遭難その他の事故の防止に関すること。</li> <li>2 水難、山岳遭難その他の事故の統計に関すること。</li> <li>3 水難その他の事故（山岳遭難に係るものを除く。）における人命の救助に関すること。</li> <li>4 山岳遭難救助隊の運用に関すること。</li> <li>5 雑踏警備に関すること。</li> </ol>
		山岳救助	山岳救助	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 山岳遭難の防止に関すること。</li> <li>2 山岳遭難における人命の救助に関すること。</li> </ol>
[地域実務指導室]	(地域実務指導室長)			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不適正事案等の発生時における監察の補助に関すること。</li> <li>2 倫理指導官の行う確認の補助に関すること。</li> </ol>
	指導官 (業務管理)	指導総務	指導総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交番その他の派出所及び駐在所の勤務実態の把握及び指導に関すること。</li> <li>2 地域警察官の指導教養に関すること。</li> <li>3 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関すること。</li> </ol>
		指導第一	指導第一	
		指導第二	指導第二	
		指導第三	指導第三	
		職務質問指導	職務質問指導	
[鉄道警察隊]	(鉄道警察隊長)		企画・指導	1 鉄道警察の企画、調査及び指導に関すること。
			第一小隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設における警ら、警戒警備及び警乗の実施に関すること。</li> <li>2 鉄道施設における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。</li> </ol>
			第二小隊	
			第三小隊	
			第四小隊	
通信			庶務	1 課の庶務に関すること。

指令課	調査官 (企画・システム・指導)	企画	企画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信指令業務の企画及び調査に関すること。</li> <li>2 緊急配備の企画及び調査に関すること。</li> <li>3 庁内同報の発信手続に関すること。</li> </ol>
		システム	システム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信指令システム等の管理及び運用に関すること。</li> <li>2 無線機器等の管理及び運用に関すること。</li> <li>3 非常通報装置の設置及び運用に関すること。</li> </ol>
		指導	指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信指令業務の指導教養に関すること。</li> <li>2 緊急配備の指導教養に関すること。</li> <li>3 無線通信の運用に関すること。</li> </ol>
		指令第一	指令第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 110番の受理及び処理の指令に関すること。</li> <li>2 非常通報の受理及び処理の指令に関すること。</li> <li>3 警察無線通信の統制に関すること。</li> <li>4 緊急配備の指令に関すること。</li> <li>5 緊急事案発生時における指令及び連絡に関すること。</li> <li>6 その他通信指令業務の実施に関すること。</li> </ol>
		指令第二	指令第二	
		指令第三	指令第三	
自動車 警ら隊	管理	庶務	1 隊の庶務に関すること。	
		管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊員の教養訓練に関すること。</li> <li>2 交通切符、反則切符等の処理に関すること。</li> <li>3 車両の維持管理に関すること。</li> </ol>	
	警ら第一 警ら第二 警ら第三	職務質問	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警ら用自動車による機動警らに関すること。</li> <li>2 地域警察官に対する職務質問技能向上のための指導教養に関すること。</li> </ol>	
		警ら第一 職務質問	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警ら用自動車による機動警らに関すること。</li> <li>2 地域警察官に対する職務質問技能向上のための指導教養に関すること。</li> </ol>	
		警ら第二 職務質問		
		警ら第三 職務質問		
警ら第三 職務質問				
航空隊		庶務	1 隊の庶務に関すること。	

			企 画	1 航空業務の企画に関する こと。 2 隊員の教養訓練に関する こと。
		航空第一	航空第一	1 航空機の運航に関する こと。
		特 務	特務第一	1 航空機警ら及び遭難者の 捜索救助に関する こと。
	調 査 官 (航空整備)	航空整備管理 航空整備第一 航空整備第二	航空整備管理 航空整備第一 航空整備第二	1 航空機等の整備及び管理に 関すること。
		航空第二 (帯 広)	航空第二 (帯 広)	1 航空機の運航に関する こと。
			特務第二 (帯 広)	1 航空機警ら及び遭難者の 捜索救助に関する こと。
		航空整備第三 (帯 広)	航空整備第三 (帯 広)	1 航空機等の整備及び管理に 関すること。
刑事部	刑 事 企 画 課		庶 務	1 部及び課の庶務に関する こと。 2 部内の連絡調整に関する こと。 3 部内他課の所掌に属しない こと。
		企 画	企 画	1 刑事警察運営の企画及び 調査に関する こと。 2 刑事専従員候補者の選考 及び教養に関する こと。
	指 導 官 (刑 事)	共 助	共 助	1 都府県警察との犯罪捜査 の共助に関する こと。 2 指名手配及び指名通報に 関すること。
			広域特捜	1 指名手配被疑者等の見当り 捜査及び追跡捜査に従事す ること。
				1 不適正事案等の発生時に おける監察の補助に 関すること。 2 倫理指導官の行う確認の 補助に 関すること。
				1 適正な捜査及び職務執行 並びに受傷事故の未然防 止に関する こと。 2 証拠物件の適正な保管 管理に 関すること。 3 刑事警察に係る犯罪被害 者支援の企画、調査及び 調整に 関すること。

	指導官 (業務管理)	指導	指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 被害者連絡制度の指導教養等に関する事。</li> <li>5 公判対応対象事件及び本部要指導事件に関する事。</li> <li>6 証人指導等公判対応の指導教養に関する事。</li> <li>7 検察庁及び裁判所との連携等に関する事。</li> <li>8 他機関との捜査協力及び連携に関する事。</li> </ul>
		法令指導	法令指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 刑事関係法令の解釈、運用等に関する事。</li> <li>2 犯罪捜査技術の研究、指導等に関する事。</li> <li>3 告訴及び告発への対応に係る指導及び調整に関する事。</li> <li>4 刑事教養に関する事。</li> </ul>
	指導官 (取調べ指導)	取調べ指導	取調べ指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 取調べの高度化・適正化を図るための指導教養に関する事。</li> <li>2 取調べの高度化・適正化を図るための助言に関する事。</li> </ul>
	指導官 (傍受指導)	傍受指導	傍受指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 通信傍受に係る指導教養等に関する事。</li> </ul>
	指導官 (特別捜査)	特別捜査	特別捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 特別捜査に従事する事。</li> </ul>
捜査 第一課			庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関する事。</li> </ul>
	指導官 (性犯罪捜査)	性犯罪捜査	性犯罪捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 性犯罪の捜査及び被害者支援に関する事。</li> <li>2 児童を被害者等とする事案の捜査に関する事。</li> </ul>
		強行事件	強行事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 凶悪犯罪等の捜査に関する事。</li> <li>2 凶悪犯罪等の情報及び捜査資料に関する事。</li> <li>3 凶悪犯罪等の捜査の手配、連絡等に関する事。</li> <li>4 所管犯罪の捜査の管理及び指導教養に関する事。</li> </ul>
			広域捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 強行事件に係る広域重要凶悪犯罪捜査に関する事。</li> </ul>
	特殊事件 第一	特殊事件 第一		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人質、誘拐事件等の捜査に関する事。</li> <li>2 銃砲、爆発物等を使用した特異事件の捜査に関する事。</li> </ul>

	指導官 (特殊事件第一)			3 航空機、船舶等の不法奪取事件の捜査に関する事 4 ガス爆発、航空機事故、列車事故その他業務上過失事件(他課の所掌に属するものを除く。)の捜査に関する事 5 火災事件の捜査に関する事 6 科(化)学特殊事件の捜査に関する事
	指導官 (特殊事件第二)	特殊事件 第二	特殊事件 第二	7 所管犯罪の情報及び捜査資料に関する事 8 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関する事 9 その他特殊事件の捜査に関する事
	指導官 (強行犯事件第一)	特捜第一	特捜第一	1 凶悪犯罪の捜査に従事すること
	指導官 (強行犯事件第二)	特捜第二	特捜第二	2 特殊犯罪の捜査に従事すること
	指導官 (強行犯事件第三)	特捜第三	特捜第三	
		特捜第四	特捜第四	
		特命捜査第一	特命捜査第一	1 特命事件の捜査に従事すること
		特命捜査第二	特命捜査第二	
[検視官室]	(検視官室長)			1 死体の検視、検証及び見分並びに解剖に関する事 2 北海道警察検案嘱託医制度の運用に関する事 3 検視業務の指導教養に関する事
	検視官	検 視	検 視	
捜 査 第 二 課			庶 務	1 課の庶務に関する事
		事 件	事 件	1 知能犯罪の捜査に関する事 2 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関する事 3 所管犯罪の情報の収集、分析及び管理に関する事 4 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関する事
		選挙事件	選挙事件	1 選挙犯罪の捜査に関する事 2 政治資金関係犯罪の捜査に関する事 3 所管犯罪の情報の収集、分析及び管理に関する事
		告訴事件	告訴事件	1 所管犯罪の告訴及び告発に関する事

[特殊詐欺対策室]		特捜第一	特捜第一	1 知能犯罪の捜査に従事すること。
		特捜第二	特捜第二	2 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に従事すること。
		特捜第三	特捜第三	3 選挙犯罪の捜査に従事すること。
	(特殊詐欺対策室長)	広域知能犯罪	広域知能犯罪	4 政治資金関係犯罪の捜査に従事すること。
		広域知能犯罪	広域知能犯罪	1 特殊詐欺等広域にわたる知能犯罪の捜査に関すること。
			広域知能犯罪	2 所管犯罪の情報の管理に関すること。
		広域知能犯罪	広域知能犯罪	3 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。
			広域知能犯罪	1 特殊詐欺等広域にわたる知能犯罪の捜査及び現場設定捜査に従事すること。
		特捜第四	特捜第四	1 特殊詐欺等広域にわたる知能犯罪の捜査及び現場設定捜査に従事すること。
		特捜第五	特捜第五	2 知能犯罪の特命捜査に従事すること。
特捜第六	特捜第六			
特捜第七	特捜第七			
捜査第三課			庶務	1 課の庶務に関すること。
		事件	事件	1 窃盗犯罪の捜査に関すること。
				2 窃盗犯罪の情報及び捜査資料に関すること。
				3 窃盗犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。
		盗品捜査	1 盗品捜査に関すること。	
		分析	1 窃盗犯罪の分析に関すること。	
	特捜第一	特捜第一	1 窃盗犯罪の捜査に従事すること。	
		すり犯	1 すり犯捜査に従事すること。 2 移動警察に関すること。	
	特捜第二	特捜第二	1 窃盗犯罪の捜査に従事すること。	
	特捜第三	特捜第三		
特捜第四	特捜第四			
特捜第五	特捜第五			
捜査支援分析課			庶務	1 課の庶務に関すること。
				1 捜査支援に係る企画、調査及び指導に関すること。

	調査官 (捜査支援)	捜査支援	捜査支援	2 捜査支援システム等の運用に関すること。	
		犯罪情報 集約・分析	犯罪情報 集約・分析	1 犯罪情報の集約及び総合的な分析に関すること。	
		犯罪統計	犯罪統計	1 犯罪統計に係る指導、審査、分析及び資料の作成に関すること。	
		機動分析 第一	機動分析 第一	1 犯罪情報の収集及び分析に基づく捜査支援に従事すること。	
		機動分析 第二	機動分析 第二		
		犯罪者 プロファイリング	犯罪者 プロファイリング	1 犯罪者プロファイリングに係る調査、研究及び分析に関すること。	
		手口	手口	1 犯罪手口に関すること。	
	鑑識課			庶務	1 課の庶務に関すること。 2 鑑識施設及び資機(器)材の整備に関すること。
			指導官 (鑑識)	現場・指導	現場・指導 第一
		現場・指導 第二			1 現場鑑識技術の指導教養に関すること。 2 犯罪鑑識技法の調査、研究等に関すること。 3 鑑識教養資料に関すること。 4 鑑識技能検定に関すること。
警察犬		1 警察犬に関すること。			
機動鑑識第一		機動鑑識第一		1 札幌方面の区域内における重要特異事件等の現場鑑識に従事すること。	
機動鑑識第二		機動鑑識第二			
機動鑑識第三		機動鑑識第三			
		写真・足痕跡	写真	1 写真鑑識に関すること。 2 被疑者写真鑑識に関すること。 3 写真鑑定に関すること。	
			足痕跡	1 足痕跡に関すること。 2 足痕跡鑑定に関すること。	
[指紋センター]		(指紋センター 所長)	指紋資料	指紋資料	1 指掌紋記録等に関すること。 2 行方不明者届受理票及び身元不明死体票に関すること。 3 犯罪経歴証明に関すること。
	現場指紋		現場指紋	1 現場指掌紋に関すること。 2 指掌紋鑑定に関すること。	
	指紋システム		指紋システム	1 指掌紋情報管理システムの運用及び管理に関すること。	



機 動 捜 査 隊		庶 務	1 隊の庶務に関する事。	
		事 件	1 取扱事件の連絡調整に関する事。 2 捜査の記録、資料及び情報に関する事。 3 隊員の教養訓練に関する事。	
	機動捜査 第 一	機動捜査 第 一	1 札幌市内及びその周辺地域において、重要特異事件等の初動捜査に従事すること。	
	機動捜査 第 二	機動捜査 第 二	2 犯罪の多発地域等において、機動力を用いた検挙活動に従事すること。 3 関係所属長の要請により、機動力を必要とする捜査に従事すること。	
	機動捜査 第 三	機動捜査 第 三	4 特命事件の捜査に従事すること。	
	広域機動 捜 査	広域機動 捜 査	1 広域にわたる重要事件で、機動力を要する捜査に従事すること。	
科学捜査 研 究 所		庶 務	1 所の庶務に関する事。	
		指 導	1 検査及び鑑定に係る指導教養及び調整に関する事。	
	主 任 研 究 官 (法 医)	法医第一	研 究 員	1 血液、体液等の検査及び鑑定に関する事。 2 硬組織等の検査及び鑑定に関する事。
		法医第二	研 究 員	3 鑑定結果等の登録に関する事。 4 法医学を応用した実験及び研究に関する事。
	主 任 研 究 官 (化 学・ 精 密 分 析)	化 学	研 究 員	1 麻薬、毒物その他薬品の検査及び鑑定に関する事。 2 化学を応用した実験及び研究に関する事。
		精密分析	研 究 員	1 油質、塗料及び繊維類の検査及び鑑定に関する事。 2 精密機器を応用した検査、鑑定、実験及び研究に関する事。
主 任			1 火災、爆発、電気等の検査及び鑑定に関する事。 2 車両、機械、構造物等の検査及び鑑定に関する事。	

	研究官 (物理・心理・ 文書)	物 理	研 究 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 銃器、弾丸等の検査及び鑑定に関すること。</li> <li>4 物理学を応用した実験及び研究に関すること。</li> </ul>
	専 門 研 究 官	心 理	研 究 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ポリグラフの検査及び鑑定に関すること。</li> <li>2 心理学を応用した実験及び研究に関すること。</li> </ul>
		文 書	研 究 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 筆跡、印影、印刷物、不明文字等の文書類及び偽造通貨の検査、鑑定、実験及び研究に関すること。</li> </ul>
組織犯罪 対 策 局 組 織 犯 罪 対 策 課			庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 局及び課の庶務に関すること。</li> <li>2 局内の連絡調整に関すること。</li> <li>3 局内他課の所掌に属しないこと。</li> </ul>
		企 画	企 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 組織犯罪対策に関する企画、指導及び調整に関すること。</li> </ul>
		分 析	分 析	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 組織犯罪等に係る情報の分析等に関すること。</li> </ul>
		犯罪収益 対 策	犯罪収益 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪による収益の移転防止等に関すること。</li> </ul>
		指 定	指 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団等の資料の収集、整備等に関すること。</li> <li>2 暴力団の指定に関すること。</li> </ul>
			総合情報 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団情報管理システムに関すること。</li> <li>2 組織犯罪等に係る総合的な情報の集約、整理等に関すること。</li> </ul>
		情 報	情 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団等に係る情報の収集、分析等に従事すること。</li> </ul>
		指 導 官 (情報指導)	情報指導	情報指導
	指 導 官 (適正捜査)			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 当該所属の所掌する組織犯罪捜査に係る適正捜査の指導に関すること。</li> <li>2 当該部の参事官兼警務部監察官が実施する監察に関すること。</li> <li>3 警察本部監察官室との連絡調</li> </ul>

[国際捜査室]	(国際捜査室長)	国際捜査指導	国際捜査指導	<p>整に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際組織犯罪対策の企画及び調査に関すること。</li> <li>2 国際組織犯罪に係る情報の収集、分析等に関すること。</li> <li>3 国際組織犯罪の取締りに関すること。</li> <li>4 国際犯罪の捜査に関すること。</li> <li>5 国際捜査共助に関すること。</li> </ol>
		国際特捜	国際特捜	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際犯罪組織に係る情報の収集、分析等に従事すること。</li> <li>2 刑事警察に係る外国人犯罪の捜査に従事すること。</li> <li>3 国際犯罪に係る特命事件の捜査に従事すること。</li> <li>4 国際犯罪に係る支援捜査活動に従事すること。</li> </ol>
組織犯罪対策局 捜査第四課			庶務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> </ol>
		事件	事件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 企業対象暴力犯罪の捜査に関すること。</li> <li>3 賭博犯罪の捜査に関すること。</li> <li>4 暴力団犯罪等の捜査の手配、連絡等に関すること。</li> <li>5 暴力団総合対策の企画及び調査に関すること。</li> <li>6 その他暴力団対策に関し他課の所掌に属しないこと。</li> </ol>
	指導官 (適正捜査)			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該所属の所掌する組織犯罪捜査に係る適正捜査の指導に関すること。</li> <li>2 当該部の参事官兼警務部監察官が実施する監察に関すること。</li> <li>3 警察本部監察官室との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	指導官 (暴力犯事件)	特捜第一	特捜第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団犯罪の捜査に従事すること。</li> </ol>
特捜第二		特捜第二	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 暴力団に係る銃器犯罪の捜査に従事すること。</li> <li>3 企業対象暴力犯罪の捜査に従事すること。</li> </ol>	

		特捜第三	特捜第三	4 賭博犯罪の捜査に従事すること。
		特捜第四	特捜第四	5 その他暴力団犯罪に係る特命事項の捜査に関する事。
	指導官 (暴力団排除)		暴力団排除	1 暴力団の排除活動に関する事。 2 行政対象暴力事犯、企業対象暴力事犯等の相談及び指導に関する事。 3 暴力団犯罪の被害関係者、暴力団排除の関係者等に対する保護対策に関する事。 4 北海道暴力追放センターの事業に関する事。 5 暴力団に係る訴訟支援に関する事。 6 暴力団員の社会復帰対策等に関する事。
	暴力団意見聴取官		行政処分	1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の運用に関する事。 2 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）の解釈及び運用に関する事。
組織犯罪 対策局 薬物銃器 対策課			庶務	1 課の庶務に関する事。
	指導官 (適正捜査)			1 当該所属の所掌する組織犯罪捜査に係る適正捜査の指導に関する事。 2 当該部の参事官兼警務部監察官が実施する監察に関する事。 3 警察本部監察官室との連絡調整に関する事。
		事件・指導	事件・指導	1 薬物銃器事犯の捜査に関する事。 2 薬物銃器事犯捜査の指導教養に関する事。 3 薬物銃器対策の企画、調査及び統計に関する事。 4 薬物銃器に係る捜査情報の集約、分析等に関する事。 5 薬物銃器に係る関係機関との

					通報及び連絡に関すること。	
			対 策 ・ 命 特 命	対 策 ・ 命 特 命	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定薬物に係る乱用防止対策及び犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 指定薬物に係る関係機関との通報及び連絡に関すること。</li> <li>3 薬物銃器事犯の防止及び広報啓発に関すること。</li> <li>4 その他特命に関すること。</li> </ol>	
		指 導 官 (薬物銃器事件)	特 第 一 捜 一	特 第 一 捜 一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の捜査に従事すること。</li> <li>2 拳銃その他の銃器に関する犯罪の捜査に従事すること。</li> </ol>	
			特 第 二 捜 二	特 第 二 捜 二		
			特 第 三 捜 三	特 第 三 捜 三		
			特 第 四 捜 四	特 第 四 捜 四		
交通部	交 通 企 画 課		庶 務	庶 務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部及び課の庶務に関すること。</li> <li>2 部内の連絡調整に関すること。</li> <li>3 部内他課の所掌に属しないこと。</li> </ol>	
			企画第一	企 画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通警察運営の企画及び調査に関すること。</li> <li>2 道路交通法令の解釈に関すること。</li> <li>3 交通安全活動推進センター、自動車安全運転センター等の機関・団体との連絡調整に関すること。</li> <li>4 緊急自動車等の指定等に関すること。</li> <li>5 交通功労者、優良自動車運転者等の表彰に関すること。</li> <li>6 高速道路交通警察隊の運用に関すること。</li> </ol>	
			企画第二			
				犯罪被害者支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通警察に係る犯罪被害者支援の企画、調査及び調整に関すること。</li> </ol>	
						<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不適正事案等の発生時における監察の補助に関すること。</li> <li>2 倫理指導官の行う確認の補助に関すること。</li> </ol>
				指 導 官 (業務管理)	指 導 第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通警察の指導教養に関する</li> </ol>

[交通総合対策センター]	(交通総合対策センター所長)	指導第二	指 導	こと。 2 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関すること。
		安全対策	安全対策	1 交通事故防止の総合対策に係る企画及び調整に関すること。 2 交通安全基本計画等の策定に関すること。 3 交通安全活動に関すること。 4 交通安全教育に関すること。 5 関係機関・団体との会議、行事等の企画及び調整に関すること。 6 交通事故防止等の情報発信に関すること。 7 地域交通安全活動推進委員に関すること。 8 事業所等における交通事故防止対策に関すること。 9 安全運転管理者制度の運用に関すること。 10 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく認定、監督等に関すること。
			高齢者対策	1 高齢者の交通事故防止に係る企画及び調整に関すること。 2 高齢者に対する交通安全教育の企画及び実施に関すること。
		事故分析	事故分析	1 交通事故統計に関すること。 2 道路交通に係る資料の収集及び作成に関すること。 3 交通事故の統計的分析に関すること。 4 交通事故統計上の調査及び研究に関すること。 5 交通事故の事例的分析に関すること。 6 交通事故の調査及び研究に関すること。 7 交通事故現場及びその周辺道路の診断に基づく危険箇所等の調査及び点検に関すること。
交通			庶 務	1 課の庶務に関すること。

指 導 課	指 導 官 (指 導 取 締)	指 導 取 締 第 一	指 導 取 締	1 交通の指導取締りに関すること。 2 自動車の使用制限（放置駐車違反に係るものを除く。）に関する事 3 法令通知制度の運用に関する事 4 指定車両移動保管機関等に対する保管業務の指導に関する事 5 交通機動隊の運用に関する事 6 公判対応対象事件及び本部要指導事件に関する事 7 証人指導等公判対応の指導教養に関する事 8 検察庁及び裁判所との連携等に関する事
		指 導 取 締 第 二		
[駐 車 対 策 セ ン タ ー]	(駐 車 対 策 セ ン タ ー 所 長)	違 法 駐 車 対 策	違 法 駐 車 対 策 第 一	1 放置駐車違反制度の運用及び指導教養に関する事 2 放置駐車違反取締り関係事務の民間委託に関する事
			違 法 駐 車 対 策 第 二	1 弁明手続きに関する事 2 放置違反金納付命令に関する事 3 放置違反金滞納者に対する車検拒否に関する事
			違 法 駐 車 対 策 第 三	1 自動車の使用制限（放置駐車違反に係るものに限る。）に関する事
		滞 納 処 分	滞 納 処 分 第 一	1 放置違反金の督促及び滞納処分に関する事
			滞 納 処 分 第 二	
[交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー]	(交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー 所 長)	通 告	通 告	1 交通反則行為の処理に関する事 2 交通反則通告制度の運用に関する事
			交 通 裁 判	1 交通違反の処理に関する事
交 通 捜 査 課			庶 務	1 課の庶務に関する事
				1 交通関係法令違反事件及び交通事故事件の捜査に係る企画、調査及び指導に関する事 2 所管事件の手配、連絡等に関する事

		企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 暴走族等総合対策の企画、指導及び調整に関すること。</li> <li>4 北海道暴走族の根絶等に関する条例（平成15年北海道条例第37号）の解釈及び運用に関すること。</li> <li>5 使用者等の背後責任追及捜査に関すること。</li> <li>6 公判対応対象事件及び本部要指導事件に関すること。</li> <li>7 証人指導等公判対応の指導教養に関すること。</li> <li>8 検察庁及び裁判所との連携等に関すること。</li> </ul>
		被 害 者 連 絡 調 整	被 害 者 連 絡 調 整	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通警察に係る犯罪被害者支援の運用の総括に関すること。</li> <li>2 被害者連絡制度の指導教養等に関すること。</li> </ul>
		交 通 鑑 識	交 通 鑑 識	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故事件に係る鑑識活動に関すること。</li> <li>2 交通事故の解析及び凶化に関すること。</li> <li>3 交通事故事件に係る死体の検視、解剖等に関すること。</li> </ul>
		交 通 特 捜 第 一	交 通 特 捜 第 一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故事件の捜査支援に従事すること。</li> <li>2 交通特殊事件の捜査に従事すること。</li> <li>3 暴走族等に関する情報の収集及び分析に関すること。</li> <li>4 暴走族等の取締りに従事すること。</li> <li>5 その他交通関係法令違反事件及び交通事故事件に係る特命事項の捜査に関すること。</li> </ul>
		交 通 特 捜 第 二	交 通 特 捜 第 二	
		交 通 特 捜 第 三	交 通 特 捜 第 三	
		交 通 特 捜 第 四	交 通 特 捜 第 四	
		悪 質 危 険 運 転 対 策	悪 質 危 険 運 転 対 策	
			庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> </ul>
交 通 規 制 課				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な交通規制対策の企画及び調査に関すること。</li> <li>2 交通安全施設の整備計画の策定に関すること。</li> <li>3 交通規制の統計に関するこ</li> </ul>



		調査官 (企画)	企画・ 許可	企画・ 許可	<p>と。</p> <p>4 制限外積載及びけん引に関する こと。</p> <p>5 道路交通管理連絡協議会の運 営に関すること。</p> <p>6 駐車及び通行の許可に関する こと。</p> <p>7 自動車の保管場所の確保（自 動車の保管場所の確保等に関す る法律（昭和37年法律第145号） 違反の取締りに係るものを除 く。）に関すること。</p> <p>8 違法駐車等防止条例に関する こと。</p> <p>9 パーキング・チケットの管理 に関すること。</p> <p>10 駐車禁止・時間制限駐車区間 及び通行禁止規制の除外指定に 関すること。</p> <p>11 災害対策基本法（昭和36年法 律第223号）等の規定に基づく 緊急通行車両等に関すること。</p> <p>12 交通安全総点検に関するこ と。</p>
		調査官 (規制)	規 制	規 制	<p>1 交通規制計画の策定及び実施 に関すること。</p> <p>2 信号機、道路標識及び道路標 示その他交通安全施設の設置等 に関すること。</p> <p>3 委任信号機に関すること。</p> <p>4 警察署長等の交通規制に係る 指導教養に関すること。</p>
			都市交通 対策第一	都市交通 対 策	<p>1 都市交通対策に係る交通警察 の運営に関する企画及び調整に 関すること。</p> <p>2 大規模施設等の交通対策に関 すること。</p> <p>3 大規模イベント等の交通対策 に関すること。</p> <p>4 路線自動車運送事業免許に係 る意見照会に関すること。</p> <p>5 公共輸送対策に関すること。</p> <p>6 交通公害に関すること。</p> <p>7 地下街連絡協議会に関するこ と。</p> <p>8 道路法（昭和27年法律第180</p>
			都市交通 対策第二		

[交通管制センター]	(交通管制センター所長)	都市交通対策第三		号)等の規定に基づく協議に關すること。 9 都市計画地方審議會に關すること。 10 危険箇所の解消対策に關すること。 11 道路使用許可に關すること。
		管 制	管 制	1 交通管制センターの運用に關すること。 2 交通管制業務に係る企画、指導、調査及び統計に關すること。 3 交通情報の収集及び提供に關すること。 4 日本道路交通情報センターとの連絡調整に關すること。 5 交通情報に係る道路管理者等との連絡調整に關すること。 6 広域交通管制に關すること。 7 信号現示に關すること。
		施 設	施 設	1 新交通管理システムの調査開発及び整備に關すること。 2 交通管制センターの予算及び高度化改良に關すること。 3 交通管制システムの維持管理に關すること。
交 通 機 動 隊			庶 務	1 隊の庶務に關すること。
		管 理	指 導	1 隊員の教養訓練に關すること。 2 車両の維持管理に關すること。
			送 致	1 交通切符、反則切符等の処理に關すること。 2 交通関係法令違反事件の送致に關すること。
		高速走行抑止特務	高速走行抑止特務小隊	1 高速走行抑止システム等による交通の指導取締りの実施に關すること。
		白 バイ	白 バイ 小 隊	1 一般主要幹線道路における交通の指導取締りの実施に關すること。 2 二輪車の交通安全教育及び交通広報に關すること。 3 遠隔地における短期駐留等による交通の指導取締りの実施に

			関すること。
	第 一	小 隊	1 一般主要幹線道路における交通の指導取締りの実施に関する
	第 二	小 隊	こと。
	第 三	小 隊	2 遠隔地における短期駐留等による交通の指導取締りの実施に関する
			こと。
高速道路 交 通 警 察 隊		庶 務	1 隊の庶務に関する
	管 理	企 画 ・ 管 理	1 高速自動車国道等における交通警察の企画及び調査に関する
			2 高速自動車国道等における交通事故防止対策に関する
			3 高速道路交通安全協議会等との連絡に関する
	指 導	指 導	4 隊員の教養訓練に関する
			5 車両の維持管理に関する
			6 高速自動車国道等における無線通信の運用に関する
	規 制	規 制	1 高速自動車国道等における交通の指導取締り並びに交通関係法令違反事件及び交通事故事件の捜査に関する
			2 高速自動車国道等における速度違反自動取締装置による交通の取締りに関する
			3 交通切符、反則切符等の処理に関する
第 一	第一小隊	1 高速自動車国道等における交通規制、交通管制、道路使用許可等に関する	
	第二小隊		
	第三小隊		
	第四小隊		
	第五小隊		
	第六小隊		
第 二	第七小隊	1 高速自動車国道等における交通の指導取締りの実施に関する	
	第一小隊		
	第二小隊		
	第三小隊		
	第四小隊		
	第五小隊		
	第六小隊	2 高速自動車国道等における交通関係法令違反事件及び交通事故事件の捜査に従事する	
		3 高速自動車国道等における緊	

			第七小隊 第一小隊 第二小隊 第三小隊 第四小隊 第五小隊 第六小隊 第七小隊	急配備等の犯罪捜査の初動活動 その他必要な警察事務に関する こと。
運転免許 センター 運転免許 試験課		庶務	庶務	1 課の庶務に関すること。
		企画	企画	1 運転免許事務の企画及び指導 に関すること。 2 運転免許関係の統計に関する こと。
		講習	運転者 講習	1 停止処分者講習、原付講習、 更新時講習、違反者講習及び特 定任意講習に関すること。 2 運転者教育及び講習用教材の 調査及び研究に関すること。 3 運転免許取得者教育に関する こと。
			取消講習	1 取消処分者講習に関するこ と。 2 取消処分者講習指導員の研修 に関すること。
		教習所	教習所	1 自動車教習所の届出及び指定 に関すること。 2 自動車教習所の指導監督に関 すること。 3 自動車教習所指導員等の審査 及び講習に関すること。 4 取得時講習に関すること。 5 初心運転者講習及び再試験に 関すること。
[高齢運転者	(高齢運転者			1 高齢者講習に関すること。

支 援 室]	支 援 室 長)	高 齢 運 転 者 支 援	高 齢 運 転 者 支 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 認知機能検査の実施に関する こと。</li> <li>3 高齢運転者に対する交通安全 教育の企画及び実施に関する こと。</li> </ul>
[運転免許試験場]	(運転免許試験 場 長)	適 性	適 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 安全運転相談に関する こと。</li> <li>2 臨時適性検査及び診断書提出 命令に関する こと。</li> <li>3 運転適性の審査に関する こと。</li> <li>4 適性試験及び適性検査の実 施に関する こと。</li> </ul>
		試 験	技能試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 技能（再）試験及び審査の計 画及び実施に関する こと。</li> <li>2 運動能力に係る適性相談に 関する こと。</li> <li>3 技能試験官の養成及び研修 に関する こと。</li> <li>4 運転免許試験場のコースの 使用許可（運転の練習に係る もの に限る。）に関する こと。</li> </ul>
			学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許試験（審査）の申 請の受理に関する こと。</li> <li>2 学科（再）試験及び審査の 計画及び実施に関する こと。</li> </ul>
		免許第一	免 許	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証の作成、交付及 び返納に関する こと。</li> <li>2 運転免許証の更新、再交付 及び記載事項変更に関する こと。</li> </ul>
		免許第二		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 運転免許証の更新、高齢者 講習の受講及び認知機能 検査の受検の通知事務に 関する こと。</li> <li>4 国際運転免許及び国外運 転免許に関する こと。</li> <li>5 運転経歴証明書に関する こと。</li> </ul>
[優良運転者免許 更新センター]	(優良運転者免許 更新センター 所 長)		免 許	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 優良運転者等並びに高齢者 講習終了者及び特定任意 講習終了者の運転免許証 の更新に関する こと。</li> <li>2 運転免許証の記載事項 変更に関する こと。</li> <li>3 国外運転免許に関する こと。</li> <li>4 運転経歴証明書に関する こと。</li> </ul>

	運転免許センター 運転免許管理課		庶務	1 課の庶務に関すること。	
		行政処分第一	行政処分	1 運転免許管理事務の企画及び指導に関すること。 2 行政処分に係る争訟事案に関すること。 3 運転免許の停止（90日未満）に関すること。 4 運転免許不適格資料の登録に関すること。	
		行政処分第二			
		執行	執行	1 札幌方面管内における運転免許行政処分の執行に関すること。	
交通 聴聞官	聴聞	聴聞	1 運転免許の取消し及び停止（90日以上）に関すること。 2 運転免許の拒否及び保留に関すること。 3 意見の聴取及び聴聞に関すること。		
警備部	公安 第一課		庶務	庶務	1 部及び課の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部内他課の所掌に属しないこと。
		指導官 (業務管理)			1 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関すること。 2 不適正事案等の発生時における監察の補助に関すること。 3 倫理指導官の行う確認の補助に関すること。
			企画第一 企画第二	企画	1 警備警察運営の企画及び調査に関すること。 2 警備保安に関すること。
		指導官 (情報)	情報第一 情報第二	情報第一 情報第二	1 警備情報（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 2 指定犯罪（北海道警察の組織に関する規則第26条第3号に掲げる犯罪をいう。）その他警備犯罪（他課の所掌に属するものを除く。）の取締りに関すること。 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基
		調査官 (情報)	情報第三	情報第三	
			情報第四	情報第四	
			情報第五	情報第五	

[サイバー攻撃 対策室]		情報第六	情報第六	づく調査、立入検査等に関する こと。
		事 件	事 件	4 公共の安全を害するおそれのある 爆破予告等の情報の収集及び取締りに 関すること。
	(サイバー攻撃 対策室長)	サイバー 攻撃対策	サイバー 攻撃対策	1 サイバー攻撃に係る警備情報 に関する事。 2 サイバー攻撃に係る警備犯罪 の予防及び対策に関する事。
			サイバー 攻撃事件	1 サイバー攻撃に係る警備犯罪 の捜査に関する事。
公 安 第 二 課			庶 務	1 課の庶務に関する事。
		資 料	資 料	1 警備警察に関する資料の整備 保存及び照会に関する事。
		情 報	情 報	1 警備情報（他課の所掌に属す るものを除く。）に関する事。 2 警備犯罪（他課の所掌に属す るものを除く。）の取締りに関 する事。
		事 件	事 件	
	調 査 官 (警衛・警護)	警衛・警護	警衛・警護	1 警衛及び警護に関する事。
公 安 第 三 課			庶 務	1 課の庶務に関する事。
		事 件	事 件	1 警備犯罪（他課の所掌に属す るものを除く。）の取締りに関 する事。
		情報第一	情報第一	1 警備情報（他課の所掌に属す るものを除く。）に関する事。 2 警備情報（他課の所掌に属す るものを除く。）に関する事。
	調 査 官 (情 報)	情報第二	情報第二	
		情報第三	情報第三	
外 事 課			庶 務	1 課の庶務に関する事。
	指 導 官 (適正捜査)			1 当該所属の所掌する組織犯罪 捜査に係る適正捜査の指導に関 する事。 2 当該部の参事官兼警務部監察 官が実施する監察に関する事。 3 警察本部監察官室との連絡調 整に関する事。
		事件対策 第 一	事件対策	
事件対策 第 二				

				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定犯罪（北海道警察の組織に関する規則第27条第2号に掲げる犯罪をいう。）の捜査に従事すること。</li> <li>2 外国人に係る特命事件の捜査に従事すること。</li> <li>3 外国人犯罪に係る支援捜査活動に従事すること。</li> </ol>
[外事情報 対策室]	(外事情報 対策室長)	情報第一	情報第一	1 外事情報に関すること。
		情報第二	情報第二	
		情報第三	情報第三	
		情報第四	情報第四	
		情報第五	情報第五	
[国際テロリズム 対策室]	(国際テロリズム 対策室長)	国際テロリズム 対策第一	国際テロリズム 対策第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人又は活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムの情報に関すること。</li> <li>2 外国人又は活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムの取締りに関すること。</li> </ol>
		国際テロリズム 対策第二	国際テロリズム 対策第二	
		国際テロリズム 対策第三	国際テロリズム 対策第三	
警備課			庶務	1 課の庶務に関すること。
[災害対策室]	(災害対策室長)	指導・ 調整	指導・ 調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際会議、国際スポーツ大会等の大規模な警備に係る総合対策に関すること。</li> <li>2 爆発物事案等に関すること。</li> <li>3 武力攻撃その他の緊急事態に対処するための対策に関すること。</li> <li>4 機動隊の運用に関すること。</li> <li>5 警備計画の策定及び警備実施に関すること。</li> <li>6 公安条例に関すること。</li> <li>7 警戒警備に関すること。</li> </ol>
		実施第一	実施第一	
		実施第二	実施第二	
		総合警備 対策	総合警備 対策	
		運用・ 訓練	運用・ 訓練	
		災害	災害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害警備その他災害対策に関すること（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するものを除く。）。</li> <li>2 警察災害派遣隊の運用に関すること。</li> </ol>
機動隊			庶務	1 隊の庶務に関すること。
			管理小隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊の運営に関すること。</li> <li>2 部隊の運用計画に関すること。</li> </ol>



		管 理		3 隊舎の管理に関する事
			装備小隊	1 装備資機材の維持管理に関する事
			訓練小隊	1 隊員の教養訓練に関する事
			警察犬小隊	1 警察犬に関する事
		車 両	車両第一小隊	1 車両の維持管理に関する事
			車両第二小隊	
		特 務	特務第一小隊	1 各種部隊活動に関する事
			特務第二小隊	
			特務第三小隊	
		第 一	第一小隊	1 各種部隊活動に従事する事
			第二小隊	
			第三小隊	
		第 二	第一小隊	
			第二小隊	
			第三小隊	
		第 三	第一小隊	
第二小隊				
第三小隊				
第四小隊				
第 四	小 隊			

備考 厚生課の項中、共済総務、共済短期、共済福祉、共済年金及び共済経理に係る分掌事務は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条の規定により、関係団体の事務を含むものである。

別表第1の2（第19条の7関係）

札幌市警察部の課の内部組織の基準

課 別	調査官等	課長補佐 の 担 当	係の名称	分 掌 事 務
企 画 課		庶 務	庶 務	1 札幌市警察部及び課の庶務に関するこ と。
	調 査 官 (企 画 調 整)	企画調整	企画調整	1 札幌市の区域内における警察運営の総 合企画調整に関するこ と。 2 札幌市その他関係機関との連絡調整に 関すること。 3 札幌市警察部長の特命に関するこ と。

別表第1の3（第19条の14関係）

サイバーセキュリティ対策本部の内部組織の基準

調査官等	班長の担当	係の名称	分掌事務
	庶務	庶務	1 対策本部の庶務に関する事。
	企画・管理	企画・管理	1 サイバーセキュリティ対策の企画、調査及び総合調整に関する事。 2 対策本部長の特命に関する事。
	教養	教養	1 サイバーセキュリティ対策に必要な情報の収集及び分析に関する事。 2 サイバーセキュリティ対策に係る指導教養に関する事。
	対策	対策	1 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関する事。 2 サイバー空間の脅威に対する産学官連携の推進に関する事。

別表第2（第26条関係）

警察学校の内部組織の基準

(1) 庶務部の内部組織の基準

課 別	調査官等	係の名称	分 掌 事 務
庶務課		庶務	1 庶務に関すること。 2 公印の保管に関すること。 3 文書及び郵便物の収発に関すること。 4 有線電話の交換業務に関すること。 5 学生の入校、卒業等に関すること。 6 教場及び学生寮の運用計画に関すること。 7 学校行事の総合調整に関すること。 8 図書室の運営及び管理に関すること。 9 部内他係の所掌に属しないこと。
		給与厚生	1 給与、厚生及び公務災害補償に関すること。
		装 備	1 拳銃、車両その他装備品の管理に関すること。
会計課		出 納	1 国費及び道費の出納に関すること。 2 学生の給食に関すること。
		調 度	1 物品の取得、管理及び処分に関すること。
		財 産	1 財産の管理に関すること。 2 営繕に関すること。 3 学校施設の整備計画に関すること。

(2) 初任部、教務部及び指導部の内部組織の基準

部 別	科の名称	班長の担当	分 掌 事 務
初任部	教務科	教 務	1 初任科、一般職員初任科、初任補修科及び初任幹部養成科の授業計画並びに入校式及び卒業（修了）式に関すること。 2 部の庶務に関すること。
		初任第一 初任第二	1 初任科、一般職員初任科及び初任幹部養成科の学生の教養及び生活指導に関すること。
	学生科	初任補修	1 初任補修科生の教養及び生活指導に関すること。 2 職場実習及び実戦実習に係る警察署との連絡調整に関すること。
		学生指導	1 初任科、一般職員初任科、初任補修科及び初任幹部養成科の学生の指導に関すること。
教務部			1 巡査部長任用科、警部補任用科、専科等の授業計画に関すること。

	教 務 科	教 務	2 分校教養の調整に関する事 3 部の庶務に関する事。
	総 務 ・ 警 務 科	総務・警務	1 総務及び警務に係る事務の教養に関する事。
	刑 事 ・ 生活安全科	生 活 安 全	1 生活安全警察の教養に関する事。
		刑 事 第 一 刑 事 第 二	1 刑事警察の教養に関する事。
	地 域 ・ 交 通 科	地 域	1 地域警察の教養に関する事。
		交 通	1 交通警察の教養に関する事。
	警 備 科	警 備	1 警備警察の教養に関する事。
指 導 部	学 生 科	学 生	1 巡査部長任用科、警部補任用科、専科等の学生の職務倫理教養、生活指導並びに入校式及び卒業（修了）式に関する事。 2 術科の教育訓練計画に関する事。 3 部の庶務に関する事。
[術科室]	術科第一科	教 練 ・ 実 施	1 点検・礼式及び教練の教育訓練に関する事。 2 警備実施の教育訓練に関する事。
		拳 銃	1 拳銃操法の教育訓練に関する事。
	術科第二科	体 育 ・ 救 急 法	1 体育の教育訓練に関する事。 2 救急法の教育訓練に関する事。
		柔 道	1 柔道の教育訓練に関する事。
		剣 道	1 剣道の教育訓練に関する事。
		逮 捕 術	1 逮捕術の教育訓練に関する事。

別表第3（第36条関係）

方面本部の課、室、隊の内部組織の基準

(1) 函館方面本部

課等の別 [附置機関]	調査官等 の別	課長補佐 等の担当	係の名称	分 掌 事 務	
警 務 課			庶 務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関する事。</li> <li>2 当直事務に関する事。</li> </ol>	
			警務第一	警務第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事に関する事。</li> <li>2 定員及び組織に関する事。</li> <li>3 警察運営の調整に関する事。</li> <li>4 勤務制度及び勤務管理に関する事。</li> <li>5 成案文書の審査及び警察証明に関する事。</li> <li>6 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び調整に関する事。</li> <li>7 犯罪被害者等の給付金に関する事。</li> <li>8 国外犯罪被害弔慰金及び国外犯罪被害障害見舞金に関する事。</li> </ol>
			指導官 (術科)	警務第二	警務第二
		給与厚生	給与厚生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与に関する事。</li> <li>2 扶養手当、特殊勤務手当その他の諸手当に関する事。</li> <li>3 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。</li> <li>4 公務（通勤）災害、退職手当等に関する事。</li> <li>5 福利厚生に関する事。</li> <li>6 生活相談に関する事。</li> <li>7 共済組合に関する事。</li> <li>8 警察職員生活協同組合との連絡調整に</li> </ol>	

			<p>関すること。</p> <p>9 健康管理に關すること。</p>
		保健指導	<p>1 保健指導に關すること。</p> <p>2 健康相談に關すること。</p>
留置官 管理官	留置 管 理	留置 管 理	<p>1 留置施設の管理及び被留置者の護送に關すること。</p> <p>2 留置業務の指導及び留置關係実務教養の実施に關すること。</p> <p>3 留置施設視察委員会に關すること。</p>
	総務第一	総務第一	<p>1 方面本部長の秘書に關すること。</p> <p>2 庁印及び方面本部長印の保管に關すること。</p> <p>3 機密に關すること。</p> <p>4 課長會議及び警察署長會議に關すること。</p> <p>5 他官庁との連絡に關すること。</p> <p>6 他課の所掌に屬しないこと。</p> <p>7 方面公安委員会の庶務に關すること。</p> <p>8 方面公安委員会の監察指示權に基づく調査、連絡等に關すること。</p> <p>9 方面公安委員会宛ての苦情、要望等の處理に係る連絡調整に關すること。</p> <p>10 方面公安委員会の公印に關すること。</p>
	総務第二	総務第二	<p>1 広報に關すること。</p> <p>2 広聴に關すること。</p> <p>3 警察署協議會に關すること。</p> <p>4 文書の施行、保存、廃棄その他文書の管理に關すること。</p> <p>5 文書の収發事務に關すること。</p> <p>6 沿革史に關すること。</p> <p>7 情報公開に關すること。</p> <p>8 個人情報保護に關すること。</p> <p>9 電子計算組織による情報管理に係る連絡調整に關すること。</p> <p>10 警察統計（犯罪統計を除く。）に係る連絡調整等に關すること。</p> <p>11 電子計算組織による情報管理に係る指導教養に關すること。</p> <p>12 電子計算組織による情報管理に係る監査に關すること。</p> <p>13 電子計算組織に係る情報セキュリティに關すること。</p> <p>14 被疑者の取調べの適正を確保するための監督に係る調整に關すること。</p> <p>15 被疑者取調べ監督制度の運用及び指導教養に關すること。</p>

		相 談	相 談	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察安全相談等に関する事。</li> <li>2 相談業務の指導教養に関する事。</li> <li>3 関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ul>
会 計 課	指 導 官 (業 務 管 理)			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 適正な契約に関する事。</li> <li>2 不適正事案等の発生時における監察の補助に関する事。</li> <li>3 倫理指導官の行う確認の補助に関する事。</li> </ul>
		予 算	予 算	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関する事。</li> <li>2 予算配分及び執行管理に関する事。</li> </ul>
	出 納	出 納	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国費及び道費の出納に関する事。</li> <li>2 交通反則金の徴収に関する事。</li> </ul>	
	調 度	調 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物品の取得、管理及び処分に関する事。</li> <li>2 支出負担行為に関する事。</li> <li>3 支出負担行為たる契約以外の契約に関する事。</li> </ul>	
	管 財	管 財	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 財産の取得、管理及び処分に関する事。</li> </ul>	
[ 監 査 室 ]	(監 査 室 長)	監 査 第 一	監 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 会計の監査に関する事。</li> <li>2 会計事務の指導教養及び会計制度の調査、研究等に関する事。</li> <li>3 遺失物の取扱いに関する事。</li> </ul>
		監 査 第 二		
監 察 官 室			庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 室の庶務に関する事。</li> </ul>
		監 察	監 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 規律保持に関する事。</li> <li>2 倫理関係法令の解釈及び運用に関する事。</li> <li>3 監察に関する事。</li> <li>4 表彰に関する事。</li> <li>5 叙位叙勲に関する事。</li> <li>6 懲戒事案の調査及び処理に関する事。</li> <li>7 職員の職務執行等に係る苦情、風評等に関する事。</li> <li>8 内部通報等に関する事。</li> <li>9 訟務に関する事。</li> <li>10 損害賠償に関する事。</li> <li>11 行政不服審査に関する事。</li> <li>12 特命事項の調査に関する事。</li> </ul>
生 活 安 全 課			庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関する事。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関する事。</li> <li>2 不適正事案等の発生時における監察の補助に関する事。</li> <li>3 倫理指導官の行う確認の補助に関する事。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全警察運営の企画及び調査に関</li> </ul>



指導官  
(業務管理・  
生活安全)

生活安全・  
少年

生活安全・  
少年

- すること。
- 2 ストーカー行為等の規制等に関する法律の運用及び関係事犯の取締りに関すること。
  - 3 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく聴聞及び意見の聴取に関すること。
  - 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の運用に関すること。
  - 5 児童虐待事案の対処及び被虐待児童に対する支援に関すること。
  - 6 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の運用に関すること。
  - 7 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の運用に関すること。
  - 8 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
  - 9 自殺統計に関すること。
  - 10 犯罪被害を防止するための情報の発信に関すること。
  - 11 防犯ボランティア団体への支援、青色回転灯装備車の申請等に関すること。
  - 12 視覚障害者、聴覚障害者等の安全対策に関すること。
  - 13 犯罪のない安全で安心な地域づくりに関すること。
  - 14 職域防犯組織の運営に関すること。
  - 15 犯罪傾向の調査及び分析に関すること。
  - 16 犯罪抑止対策に関すること。
  - 17 特殊詐欺の予防活動に関すること。
  - 18 子供及び女性を守る施策に関すること。
  - 19 少年非行の防止対策に関すること。
  - 20 少年の有害環境浄化対策に関すること。
  - 21 少年警察ボランティアの運営に関すること。
  - 22 少年の自殺に関すること。
  - 23 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
  - 24 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

				<p>25 少年事件の捜査及び調査に関すること。</p> <p>26 児童ポルノの情報収集、分析等に関すること。</p> <p>27 児童ポルノの流通防止に関すること。</p>
		<p>生活経済・ 保 安</p>	<p>生活経済・ 保 安</p>	<p>1 経済事犯、環境事犯及び保健衛生事犯の情報収集、分析等に関すること。</p> <p>2 経済事犯の被害防止に関すること。</p> <p>3 経済事犯、環境事犯及び保健衛生事犯の取締りに関すること。</p> <p>4 銃砲刀剣類の所持許可及び行政処分に関すること。</p> <p>5 銃砲刀剣類の指導取締りに関すること。</p> <p>6 猟銃用火薬類の許可に関すること。</p> <p>7 火薬類の運搬届の受理等に関すること。</p> <p>8 火薬庫等に対する立入検査等に関すること。</p> <p>9 火薬類に関する指導取締りに関すること。</p> <p>10 高圧ガスその他危険物関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>11 質屋、古物商、金属くず回収業等の許可等に関すること。</p> <p>12 質屋、古物商、金属くず回収業等の指導取締り及び行政処分に関すること。</p> <p>13 探偵業の届出に関すること。</p> <p>14 探偵業の指導取締り及び行政処分に関すること。</p> <p>15 警備業の認定等に関すること。</p> <p>16 警備業の指導取締り及び行政処分に関すること。</p> <p>17 風俗営業等の許可及び届出に関すること。</p> <p>18 風俗営業等の指導及び行政処分に関すること。</p> <p>19 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>20 闘犬の許可等に関すること。</p> <p>21 公営競技の協議に関すること。</p> <p>22 インターネット異性紹介事業の届出に関すること。</p> <p>23 インターネット異性紹介事業の指導取締り及び行政処分に関すること。</p> <p>24 外国人雇用関係事犯の取締りに関すること。</p>

				<p>25 高度な情報技術を利用する犯罪等の取締りに関すること。</p> <p>26 他課（係）の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。</p>
		子供・女性安全対策	子供・女性安全対策	<p>1 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の情報収集、分析等に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>2 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置の運用に関する事案の取締りに関すること。</p>
			支 援	<p>1 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の取締りに従事すること。</p> <p>2 人身安全関連事案の安全対策及び取締りに従事すること。</p>
			生活安全特 捜	<p>1 生活安全関係事犯の捜査に従事すること。</p>
[少年サポートセンター]	(少年サポートセンター所長)	少年補導	少年補導	<p>1 少年の補導に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>2 少年相談に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>3 少年の立ち直り支援に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>4 被害少年に対する支援に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>5 被害少年の保護活動に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>6 触法調査及びぐ犯調査に関する事案の取締りに関すること。</p>
地 域 課			庶 務	<p>1 課の庶務に関する事案の取締りに関すること。</p>
		企画・指導 第 一	企画・指導・安全対策	<p>1 地域警察運営の企画及び調査に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>2 地域警察官の勤務に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>3 地域警察の統計に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>4 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>5 交番その他の派出所及び駐在所の勤務環境の改善に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>6 水上警察に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>7 日銀券の輸送警備に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>8 鉄道警察に係る企画及び調査に関する事案の取締りに関すること。</p> <p>9 航空機の派遣要請に関する事案の取締りに関すること。</p>
			企画・指導 第 二	職務質問指導

[通信指令室]	(通信指令室長)	指令第一  指令第二  指令第三	指 令	16 水難、山岳遭難その他の事故の統計に関すること。
				1 110番の受理及び処理の指令に関すること。 2 非常通報装置の設置及び運用に関すること。 3 非常通報の受理及び処理の指令に関すること。 4 警察無線通信の統制に関すること。 5 緊急配備の企画及び指導並びに指令に関すること。 6 緊急事案発生時における指令及び連絡に関すること。 7 無線機器等の管理及び運用に関すること。 8 その他通信指令業務の実施に関すること。
				自動車 警 ら
		[鉄道警察隊]	(鉄道警察隊長)	第一小隊 第二小隊 第三小隊 第四小隊
捜査課		指 導	庶 務	1 課の庶務に関すること。 2 捜査装備資機材の管理に関すること。
			指 導	1 刑事警察運営の企画及び調査に関すること。 2 告訴及び告発への対応に係る指導及び調整に関すること。 3 刑事公判への対応及び連絡に関すること。 4 刑事教養の実施に関すること。 5 刑事関係法令の解釈、運用等に関すること。 6 犯罪捜査技術の研究、指導等に関すること。 7 捜査支援に係る企画、調査及び指導に関すること。 8 犯罪統計に係る指導等に関すること。 9 特命事件の捜査に関すること。 10 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関すること。 11 都府県警察との犯罪捜査の共助に関すること。 12 指名手配及び指名通報に関すること。 13 犯罪手口に関すること。

		捜査支援 分 析	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪情報の集約及び総合的な分析に関すること。</li> <li>2 犯罪情報の収集及び分析に基づく捜査支援に従事すること。</li> </ol>
	取 調 べ 指 導	取 調 べ 指 導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取調べの高度化・適正化を図るための指導教養に関すること。</li> <li>2 取調べの高度化・適正化を図るための助言に関すること。</li> </ol>
指 導 官 (強 行 犯 ・ 性 犯 罪 捜 査 ・ 盗 犯)	強 行 犯 ・ 性 犯 罪 捜 査 ・ 盗 犯	強 行 犯 ・ 性 犯 罪 捜 査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 凶悪犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 他課の所掌に属しない刑法犯罪の捜査に関すること。</li> <li>3 所管犯罪の情報及び捜査資料に関すること。</li> <li>4 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。</li> <li>5 性犯罪の捜査及び被害者支援に関すること。</li> <li>6 児童を被害者等とする事案の捜査に関すること。</li> </ol>
		盗 犯	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 窃盗犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 移動警察に関すること。</li> <li>3 所管犯罪の情報及び捜査資料に関すること。</li> <li>4 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。</li> </ol>
		特殊事件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人質、誘拐事件等の捜査に関すること。</li> <li>2 銃砲、爆発物等を使用した特異事件の捜査に関すること。</li> <li>3 航空機、船舶等の不法奪取事件の捜査に関すること。</li> <li>4 ガス爆発、航空機事故、列車事故その他業務上過失事件（他課の所掌に属するものを除く。）の捜査に関すること。</li> <li>5 火災事件の捜査に関すること。</li> <li>6 その他特殊事件の捜査に関すること。</li> <li>7 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。</li> </ol>
	強 行 犯 ・ 盗 犯 特 捜	強 行 犯 ・ 盗 犯 特 捜	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 強行犯罪、特殊犯罪及び窃盗犯罪の捜査に従事すること。</li> </ol>
検 視 官		検 視	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死体の検視、検証及び見分並びに解剖に関すること。</li> </ol>
		知 能 犯	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知能犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。</li> <li>3 選挙犯罪の捜査に関すること。</li> <li>4 所管犯罪の情報及び捜査資料に関する</li> </ol>

指 導 官 (知能犯・ 組織犯罪)	知能犯・ 組織犯罪 対 策		こと。 5 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関する こと。	
		組織犯罪 対 策	1 組織犯罪の取締りに関する企画及び指 導に関すること。 2 組織犯罪に関する情報の収集、分析等 に関すること。 3 犯罪による収益の移転防止等に関する こと。 4 国際犯罪の捜査に関すること。 5 国際捜査共助に関すること。 6 暴力団犯罪の捜査に関すること。 7 企業対象暴力犯罪の捜査に関するこ と。 8 賭博犯罪の捜査に関すること。 9 暴力団対策に関すること。 10 暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律の運用に関すること。 11 暴力団等の資料の収集、整備等に関 すること。 12 薬物銃器対策に関すること。 13 薬物銃器事犯の捜査に関すること。 14 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関 すること。	
	知能犯・ 組織犯罪 特 捜	知 能 犯 特 捜	1 金融・不良債権関連事犯及び知能犯罪 の捜査に従事すること。	
		組織犯罪 特 捜	1 組織犯罪の捜査に従事すること。 2 暴力団犯罪の捜査に従事すること。 3 暴力団に係る銃器犯罪の捜査に従事す ること。 4 企業対象暴力犯罪の捜査に従事するこ と。 5 薬物銃器事犯の捜査に従事すること。	
	機動捜査	機動捜査	1 函館市内及びその周辺地域において、 重要特異事件の初動捜査に従事すること。 2 犯罪の多発地域等において、機動力を 用いた検挙活動に従事すること。 3 関係所属長の要請により、機動力を必 要とする捜査に従事すること。 4 特命事件の捜査に従事すること。	
		広域機動 捜 査	広域機動 捜 査	1 広域にわたる重要事件で、機動力を要 する捜査に従事すること。
	鑑 識 課		庶 務	1 課の庶務に関すること。 2 鑑識施設及び資機（器）材の整備に関 すること。
				1 現場鑑識に関すること。 2 現場鑑識技術の指導教養に関するこ

		現場鑑識	現 場	と。 3 鑑識技能検定に関する事 4 指掌紋に関する事 5 似顔絵に関する事 6 足痕跡に関する事 7 警察犬に関する事 8 行方不明者届受理票及び身元不明死体票に関する事 9 犯罪経歴証明に関する事
			写 真	1 写真鑑識に関する事 2 被疑者写真鑑識に関する事 3 写真鑑定に関する事
			機動鑑識	1 方面の区域内における重要特異事件等の現場鑑識に従事すること
[科学捜査研究室]	(科学捜査研究室長)	副室長	研究員	1 犯罪捜査に関連する検査及び鑑定に関する事 2 科学捜査についての実験及び研究に関する事
交通課			庶務	1 課の庶務に関する事
		企画・指導	企画・指導	1 交通警察運営の企画及び調査に関する事 2 交通安全教育及び交通安全活動に関する事 3 安全運転管理者制度の運用に関する事 4 自動車安全運転センター等との連絡調整に関する事 5 交通事故防止対策に関する事 6 緊急自動車等の指定等に関する事 7 交通功労者等の表彰に関する事 8 交通事故統計に関する事 9 交通事故の分析に関する事 10 地域交通安全活動推進委員に関する事 11 自動車運転代行業の認定等及び監督に関する事 12 交通の指導取締りに関する事 13 自動車の使用制限に関する事 14 放置駐車違反取締り関係事務の民間委託に関する事 15 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関する事 16 交通違反の処理に関する事
				1 交通関係法令違反事件（悪質危険運転事件に係るものを除く。）及び交通事故事件の捜査に係る調査、指導、手配、連

[交通反則通告センター] [交通管制センター]		交通捜査	交通捜査	<p>絡等に関すること。</p> <p>2 使用者等の背後責任追及捜査に関する こと。</p> <p>3 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事 故の未然防止に関すること。</p> <p>4 交通警察に係る犯罪被害者支援に関す ること。</p> <p>5 交通事故事件、交通特殊事件の指揮及 び捜査支援に関すること。</p> <p>6 暴走族等の取締りに関する企画、指導 並びに情報の収集及び分析に関するこ と。</p> <p>7 暴走族等の取締りに従事すること。</p> <p>8 交通事故事件に係る鑑識活動に関する こと。</p> <p>9 交通事故の解析及び凶化に関するこ と。</p>
		悪質危険 運転対策	悪質危険 運転対策	1 交通関係法令違反事件のうち、悪質危 険運転事件の捜査に係る調査、指導、手 配、連絡等に関すること。
		規 制	規 制	<p>1 交通規制及び交通安全施設に関するこ と。</p> <p>2 自動車の保管場所の確保（自動車の保 管場所の確保等に関する法律違反の取締 りに係るものを除く。）に関すること。</p> <p>3 通行許可、駐車許可及び道路使用許可 に関すること。</p> <p>4 制限外積載及びけん引の許可に関する こと。</p> <p>5 道路法等の規定に基づく協議に関する こと。</p> <p>6 違法駐車等防止条例に関すること。</p> <p>7 交通公害に関すること。</p> <p>8 路線自動車運送事業免許に係る意見照 会に関すること。</p> <p>9 危険箇所解消対策に関すること。</p>
	(交通反則通告 センター所長)		通 告	<p>1 交通反則行為の処理に関すること。</p> <p>2 交通反則通告制度の運用に関すること。</p>
	(交通管制 センター所長)		管 制	<p>1 交通管制センターの運用に関するこ と。</p> <p>2 道路情報に関すること。</p>
			施 設	<p>1 交通管制施設の維持管理に関するこ と。</p> <p>2 交通管制施設の保全及び運用に関す ること。</p>
				1 行政処分に係る争訟事案に関するこ と。



[運転免許試験場]	(運転免許試験場長)	行政処分	行政処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 運転免許の取消し及び停止に関する事</li> <li>と。</li> <li>3 運転免許の拒否及び保留に関する事</li> <li>と。</li> <li>4 意見の聴取及び聴聞に関する事</li> <li>と。</li> <li>5 運転免許不適格資料の登録に関する事</li> <li>と。</li> </ul>	
			講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 取消処分者講習、停止処分者講習、原</li> <li>付講習、更新時講習、違反者講習及び特</li> <li>定任意講習の実施に関する事</li> <li>と。</li> <li>2 運転免許関係の統計に関する事</li> <li>と。</li> </ul>	
			高齢運転者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者講習に関する事</li> <li>と。</li> <li>2 認知機能検査の実施に関する事</li> <li>と。</li> <li>3 高齢運転者に対する交通安全教育の企</li> <li>画及び実施に関する事</li> <li>と。</li> </ul>	
		指導官 (運転免許)	免許第二	教習所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自動車教習所の届出及び指定に関する</li> <li>事</li> <li>と。</li> <li>2 自動車教習所の指導監督に関する事</li> <li>と。</li> <li>3 自動車教習所指導員等の審査及び講習</li> <li>に関する事</li> <li>と。</li> <li>4 取得時講習に関する事</li> <li>と。</li> <li>5 初心運転者講習及び再試験に関する事</li> <li>と。</li> <li>6 運転免許取得者教育に関する事</li> <li>と。</li> </ul>
				免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証の作成、交付及び返納に関</li> <li>する事</li> <li>と。</li> <li>2 運転免許証の更新、再交付及び記載事</li> <li>項変更に関する事</li> <li>と。</li> <li>3 国際運転免許及び国外運転免許に関す</li> <li>る事</li> <li>と。</li> <li>4 運転経歴証明書に関する事</li> <li>と。</li> <li>5 適性試験及び適性検査の実施に関する</li> <li>事</li> <li>と。</li> <li>6 運転免許試験（審査）の申請の受理に</li> <li>関する事</li> <li>と。</li> </ul>
				技能試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 学科（再）試験及び審査の計画及び実</li> <li>施に関する事</li> <li>と。</li> <li>8 技能（再）試験及び審査の計画及び実</li> <li>施に関する事</li> <li>と。</li> <li>9 運動能力に係る適性相談に関する事</li> <li>と。</li> <li>10 運転免許試験場のコースの使用許可（運</li> <li>転の練習に係るものに限る。）に関する</li> <li>事</li> <li>と。</li> </ul>
				適性審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 安全運転相談に関する事</li> <li>と。</li> <li>2 臨時適性検査及び診断書提出命令に関</li> <li>する事</li> <li>と。</li> </ul>

[交通機動隊]	(交通機動隊長)	管 理	指 導	3 運転適性の審査に関する事 1 隊員の教養訓練に関する事 2 交通切符、反則切符等の処理に関する事 3 車両の維持管理に関する事	
			高速走行抑止特務小隊	1 高速走行抑止システム等による交通の指導取締りの実施に関する事	
			第一小隊	1 一般主要幹線道路における交通の指導取締りの実施に関する事	
			第二小隊		
			第三小隊 白バイ小隊		
[高速道路交通警察隊]	(高速道路交通警察隊長)	高 速	高速第一小隊	1 高速自動車国道等における交通警察の企画及び調査に関する事 2 高速自動車国道等における交通事故防止対策に関する事	
			高速第二小隊	3 高速自動車国道等における交通の指導取締りの実施並びに交通関係法令違反事件及び交通事故事件の捜査に従事すること 4 高速自動車国道等における交通規制及び交通管制に関する事	
			高速第三小隊	5 高速自動車国道等における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他必要な警察事務に関する事	
警 備 課			庶 務	1 課の庶務に関する事	
			情報第一	情報第一	1 警備情報に関する事
			情報第二	情報第二 情報第三	
			事 件 ・ 実 施	事 件 ・ 実 施	1 警備犯罪の取締りに関する事 2 警衛及び警護に関する事 3 警備計画及び実施に関する事 4 警備隊に関する事
			災 害	災 害	1 災害警備に関する事
			外 事	外事第一	外事第二

備考 警務課の項中、給与厚生に係る分掌事務は、地方公務員等共済組合法第18条の規定により、関係団体の事務を含むものである。

(2) 旭川方面本部

課等の別 [附置機関]	調査官等 の別	課長補佐 等の担当	係の名称	分 掌 事 務	
警 務 課			庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> <li>2 当直事務に関すること。</li> </ul>	
			警務第一	警務第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事に関すること。</li> <li>2 定員及び組織に関すること。</li> <li>3 警察運営の調整に関すること。</li> <li>4 勤務制度及び勤務管理に関すること。</li> <li>5 成案文書の審査及び警察証明に関すること。</li> <li>6 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>7 犯罪被害者等の給付金に関すること。</li> <li>8 国外犯罪被害者慰金及び国外犯罪被害者障害見舞金に関すること。</li> </ul>
	指 導 官 (術 科)	警務第二	警務第二	警務第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校教養に関すること。</li> <li>2 警察学校分校の委託事務に関すること。</li> <li>3 教養施設の整備及び運用に関すること。</li> <li>4 職場教養に関すること。</li> <li>5 教養資料及び教養図書に関すること。</li> <li>6 各種術科の技能検定及び審査に関すること。</li> <li>7 各種術科の指導及び訓練に関すること。</li> <li>8 装備品に関すること。</li> <li>9 支給品及び貸与品に関すること。</li> <li>10 車両及び舟艇に関すること。</li> <li>11 警察電話に関すること。</li> <li>12 公務従事車両証明書に関すること。</li> </ul>
				給与厚生	給与厚生
				保健指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 保健指導に関すること。</li> <li>2 健康相談に関すること。</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>1 留置施設の管理及び被留置者の護送に</li> </ul>

留置官 管理官	留置 管 理	留置 管 理	関すること。 2 留置業務の指導及び留置関係実務教養の実施に関する事 3 留置施設視察委員会に関する事。
	総務第一	総務第一	1 方面本部長の秘書に関する事。 2 庁印及び方面本部長印の保管に関する事。 3 機密に関する事。 4 課長会議及び警察署長会議に関する事。 5 他官庁との連絡に関する事。 6 他課の所掌に属しない事。 7 方面公安委員会の庶務に関する事。 8 方面公安委員会の監察指示権に基づく調査、連絡等に関する事。 9 方面公安委員会宛ての苦情、要望等の処理に係る連絡調整に関する事。 10 方面公安委員会の公印に関する事。
	総務第二	総務第二	1 広報に関する事。 2 広聴に関する事。 3 警察署協議会に関する事。 4 文書の施行、保存、廃棄その他文書の管理に関する事。 5 文書の収発事務に関する事。 6 沿革史に関する事。 7 情報公開に関する事。 8 個人情報の保護に関する事。 9 電子計算組織による情報管理に係る連絡調整に関する事。 10 警察統計（犯罪統計を除く。）に係る連絡調整等に関する事。 11 電子計算組織による情報管理に係る指導教養に関する事。 12 電子計算組織による情報管理に係る監査に関する事。 13 電子計算組織に係る情報セキュリティに関する事。 14 被疑者の取調べの適正を確保するための監督に係る調整に関する事。 15 被疑者取調べ監督制度の運用及び指導教養に関する事。
	相 談	相 談	1 警察安全相談等に関する事。 2 相談業務の指導教養に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。
会 計 課	指 導 官		1 適正な契約に関する事。 2 不適正事案等の発生時における監察の

[ 監 査 室 ]	(業務管理)			補助に關すること。 3 倫理指導官の行う確認の補助に關すること。
	(監査室長)	予 算	予 算	1 課の庶務に關すること。 2 予算配分及び執行管理に關すること。
		出 納	出 納	1 国費及び道費の出納に關すること。 2 交通反則金の徴収に關すること。
		調 度	調 度	1 物品の取得、管理及び処分に關すること。 2 支出負担行為に關すること。 3 支出負担行為たる契約以外の契約に關すること。
		管 財	管 財	1 財産の取得、管理及び処分に關すること。
	監査第一	監 査	1 會計の監査に關すること。 2 會計事務の指導教養及び會計制度の調査、研究等に關すること。 3 遺失物の取扱いに關すること。	
	監査第二			
監察官室			庶 務	1 室の庶務に關すること。 1 規律保持に關すること。 2 倫理關係法令の解釈及び運用に關すること。 3 監察に關すること。 4 表彰に關すること。 5 叙位叙勲に關すること。 6 懲戒事案の調査及び処理に關すること。 7 職員の職務執行等に係る苦情、風評等に關すること。 8 内部通報等に關すること。 9 訟務に關すること。 10 損害賠償に關すること。 11 行政不服審査に關すること。 12 特命事項の調査に關すること。
生 活 安 全 課			庶 務	1 課の庶務に關すること。 1 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に關すること。 2 不適正事案等の発生時における監察の補助に關すること。 3 倫理指導官の行う確認の補助に關すること。
				1 生活安全警察運営の企画及び調査に關すること。 2 ストーカー行為等の規制等に關する法律の運用及び關係事犯の取締りに關すること。 3 ストーカー行為等の規制等に關する法

		<p>生活安全・少年</p>	<p>生活安全・少年</p>	<p>律に基づく聴聞及び意見の聴取に関する こと。</p> <p>4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律の運用に関するこ と。</p> <p>5 児童虐待事案の対処及び被虐待児童に 対する支援に関すること。</p> <p>6 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に 対する支援等に関する法律の運用に関す ること。</p> <p>7 障害者虐待の防止、障害者の養護者に 対する支援等に関する法律の運用に関す ること。</p> <p>8 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応 急の救護を要する者の保護に関するこ と。</p> <p>9 自殺統計に関すること。</p> <p>10 犯罪被害を防止するための情報の発信 に関すること。</p> <p>11 防犯ボランティア団体への支援、青色 回転灯装備車の申請等に関すること。</p> <p>12 視覚障害者、聴覚障害者等の安全対策 に関すること。</p> <p>13 犯罪のない安全で安心な地域づくりに 関すること。</p> <p>14 職域防犯組織の運営に関すること。</p> <p>15 犯罪傾向の調査及び分析に関するこ と。</p> <p>16 犯罪抑止対策に関すること。</p> <p>17 特殊詐欺の予防活動に関すること。</p> <p>18 子供及び女性を守る施策に関すること。</p> <p>19 少年非行の防止対策に関すること。</p> <p>20 少年の有害環境浄化対策に関するこ と。</p> <p>21 少年警察ボランティアの運営に関する こと。</p> <p>22 少年の自殺に関すること。</p> <p>23 少年に対する暴力団の影響の排除に関 すること。</p> <p>24 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関 すること。</p> <p>25 少年事件の捜査及び調査に関するこ と。</p> <p>26 児童ポルノの情報収集、分析等に関す ること。</p> <p>27 児童ポルノの流通防止に関すること。</p>
--	--	----------------	----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指導官  
(業務管理・  
生活安全)

		<p>生活経済・ 保 安</p>	<p>生活経済・ 保 安</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済事犯、環境事犯及び保健衛生事犯の情報収集、分析等に関する事</li> <li>2 経済事犯の被害防止に関する事</li> <li>3 経済事犯、環境事犯及び保健衛生事犯の取締りに関する事</li> <li>4 銃砲刀剣類の所持許可及び行政処分に関する事</li> <li>5 銃砲刀剣類の指導取締りに関する事</li> <li>6 猟銃用火薬類の許可に関する事</li> <li>7 火薬類の運搬届の受理等に関する事</li> <li>8 火薬庫等に対する立入検査等に関する事</li> <li>9 火薬類に関する指導取締りに関する事</li> <li>10 高压ガスその他危険物関係事犯の取締りに関する事</li> <li>11 質屋、古物商、金属くず回収業等の許可等に関する事</li> <li>12 質屋、古物商、金属くず回収業等の指導取締り及び行政処分に関する事</li> <li>13 探偵業の届出に関する事</li> <li>14 探偵業の指導取締り及び行政処分に関する事</li> <li>15 警備業の認定等に関する事</li> <li>16 警備業の指導取締り及び行政処分に関する事</li> <li>17 風俗営業等の許可及び届出に関する事</li> <li>18 風俗営業等の指導及び行政処分に関する事</li> <li>19 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関する事</li> <li>20 闘犬の許可等に関する事</li> <li>21 公営競技の協議に関する事</li> <li>22 インターネット異性紹介事業の届出に関する事</li> <li>23 インターネット異性紹介事業の指導取締り及び行政処分に関する事</li> <li>24 外国人雇用関係事犯の取締りに関する事</li> <li>25 高度な情報技術を利用する犯罪等の取締りに関する事</li> <li>26 他課（係）の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関する事</li> </ol>
				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事</li> </ol>

[少年サポートセンター]	(少年サポートセンター所長)	子供・女性安全対策	子供・女性安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>案の情報収集、分析等に関する事。</li> <li>2 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置の運用に関する事。</li> </ul>
		子供・女性安全対策	支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の取締りに従事すること。</li> <li>2 人身安全関連事案の安全対策及び取締りに従事すること。</li> </ul>
		子供・女性安全対策	生活安全特捜	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全関係事犯の捜査に従事すること。</li> </ul>
地域課		少年補導	少年補導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 少年の補導に関する事。</li> <li>2 少年相談に関する事。</li> <li>3 少年の立ち直り支援に関する事。</li> <li>4 被害少年に対する支援に関する事。</li> <li>5 被害少年の保護活動に関する事。</li> <li>6 触法調査及びぐ犯調査に関する事。</li> </ul>
			庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関する事。</li> </ul>
[通信指令室]	(通信指令室長)	企画・指導第一	企画・指導・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域警察運営の企画及び調査に関する事。</li> <li>2 地域警察官の勤務に関する事。</li> <li>3 地域警察の統計に関する事。</li> <li>4 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する事。</li> <li>5 交番その他の派出所及び駐在所の勤務環境の改善に関する事。</li> <li>6 水上警察に関する事。</li> <li>7 日銀券の輸送警備に関する事。</li> <li>8 鉄道警察に係る企画及び調査に関する事。</li> <li>9 航空機の派遣要請に関する事。</li> </ul>
		企画・指導第二	職務質問指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 交番その他の派出所及び駐在所の勤務実態の把握及び指導に関する事。</li> <li>11 地域警察官の指導及び育成に関する事。</li> <li>12 警ら用無線自動車及び移動交番車の運用に関する事。</li> <li>13 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関する事。</li> <li>14 雑踏警備に関する事。</li> <li>15 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事。</li> <li>16 水難、山岳遭難その他の事故の統計に関する事。</li> </ul>
[通信指令室]	(通信指令室長)			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 110番の受理及び処理の指令に関する事。</li> </ul>



[鉄道警察隊]	(鉄道警察隊長)	指令第一	指 令	2 非常通報装置の設置及び運用に関する こと。		
		指令第二		3 非常通報の受理及び処理の指令に関する こと。		
		指令第三		4 警察無線通信の統制に関すること。 5 緊急配備の企画及び指導並びに指令に 関すること。 6 緊急事案発生時における指令及び連絡 に関すること。 7 無線機器等の管理及び運用に関すること。 8 その他通信指令業務の実施に関するこ と。		
			自 動 車 警 ら	1 警ら用自動車による機動警らに関する こと。		
			第一小隊	1 鉄道施設における警ら、警戒警備及び 警乗の実施に関すること。		
			第二小隊			
			第三小隊		2 鉄道施設における人命の救助及び鉄道 事故の防止に関すること。	
			第四小隊			
		捜 査 課			庶 務	1 課の庶務に関すること。 2 捜査装備資機材の管理に関すること。
					指 導	1 刑事警察運営の企画及び調査に関する こと。 2 告訴及び告発への対応に係る指導及び 調整に関すること。 3 刑事公判への対応及び連絡に関するこ と。 4 刑事教養の実施に関すること。 5 刑事関係法令の解釈、運用等に関する こと。 6 犯罪捜査技術の研究、指導等に関する こと。 7 捜査支援に係る企画、調査及び指導に 関すること。 8 犯罪統計に係る指導等に関すること。 9 特命事件の捜査に関すること。 10 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事 故の未然防止に関すること。 11 都府県警察との犯罪捜査の共助に関す ること。 12 指名手配及び指名通報に関すること。 13 犯罪手口に関すること。
	捜査支援 分 析			1 犯罪情報の集約及び総合的な分析に関 すること。 2 犯罪情報の収集及び分析に基づく捜査 支援に従事すること。		
				1 取調べの高度化・適正化を図るための		

	取 調 べ 指 導	取 調 べ 指 導	指導教養に関すること。 2 取調べの高度化・適正化を図るための助言に関すること。
指 導 官 (強 行 犯 ・ 性 犯 罪 捜 査 ・ 盗 犯)	強行犯・ 性 犯 罪 捜 査 ・ 盗 犯	強行犯・ 性 犯 罪 捜 査	1 凶悪犯罪の捜査に関すること。 2 他課の所掌に属しない刑法犯罪の捜査に関すること。 3 所管犯罪の情報及び捜査資料に関すること。 4 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。 5 性犯罪の捜査及び被害者支援に関すること。 6 児童を被害者等とする事案の捜査に関すること。
		盗 犯	1 窃盗犯罪の捜査に関すること。 2 移動警察に関すること。 3 所管犯罪の情報及び捜査資料に関すること。 4 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。
		特殊事件	1 人質、誘拐事件等の捜査に関すること。 2 銃砲、爆発物等を使用した特異事件の捜査に関すること。 3 航空機、船舶等の不法奪取事件の捜査に関すること。 4 ガス爆発、航空機事故、列車事故その他業務上過失事件（他課の所掌に属するものを除く。）の捜査に関すること。 5 火災事件の捜査に関すること。 6 その他特殊事件の捜査に関すること。 7 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。
	強行犯・ 盗犯特捜	強行犯・ 盗犯特捜	1 強行犯罪、特殊犯罪及び窃盗犯罪の捜査に従事すること。
検 視 官		検 視	1 死体の検視、検証及び見分並びに解剖に関すること。
		知 能 犯	1 知能犯罪の捜査に関すること。 2 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。 3 選挙犯罪の捜査に関すること。 4 所管犯罪の情報及び捜査資料に関すること。 5 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。
			1 組織犯罪の取締りに関する企画及び指導に関すること。

	指導官 (知能犯・組織犯罪)	知能犯・組織犯罪対策	組織犯罪対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 組織犯罪に関する情報の収集、分析等に関する事。</li> <li>3 犯罪による収益の移転防止等に関する事。</li> <li>4 国際犯罪の捜査に関する事。</li> <li>5 国際捜査共助に関する事。</li> <li>6 暴力団犯罪の捜査に関する事。</li> <li>7 企業対象暴力犯罪の捜査に関する事。</li> <li>8 賭博犯罪の捜査に関する事。</li> <li>9 暴力団対策に関する事。</li> <li>10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用に関する事。</li> <li>11 暴力団等の資料の収集、整備等に関する事。</li> <li>12 薬物銃器対策に関する事。</li> <li>13 薬物銃器事犯の捜査に関する事。</li> <li>14 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関する事。</li> </ul>	
		知能犯・組織犯罪特捜	知能犯特捜	1 金融・不良債権関連事犯及び知能犯罪の捜査に従事する事。	
	組織犯罪特捜		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 組織犯罪の捜査に従事する事。</li> <li>2 暴力団犯罪の捜査に従事する事。</li> <li>3 暴力団に係る銃器犯罪の捜査に従事する事。</li> <li>4 企業対象暴力犯罪の捜査に従事する事。</li> <li>5 薬物銃器事犯の捜査に従事する事。</li> </ul>		
			機動捜査	機動捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 旭川市内及びその周辺地域において、重要特異事件の初動捜査に従事する事。</li> <li>2 犯罪の多発地域等において、機動力を用いた検挙活動に従事する事。</li> <li>3 関係所属長の要請により、機動力を必要とする捜査に従事する事。</li> <li>4 特命事件の捜査に従事する事。</li> </ul>
			広域機動捜査	広域機動捜査	1 広域にわたる重要事件で、機動力を要する捜査に従事する事。
	鑑識課			庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関する事。</li> <li>2 鑑識施設及び資機(器)材の整備に関する事。</li> </ul>
現場				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 現場鑑識に関する事。</li> <li>2 現場鑑識技術の指導教養に関する事。</li> <li>3 鑑識技能検定に関する事。</li> <li>4 指掌紋に関する事。</li> <li>5 似顔絵に関する事。</li> <li>6 足痕跡に関する事。</li> </ul>	

[科学捜査研究室]	(科学捜査研究室長)	現場鑑識		<ul style="list-style-type: none"> <li>7 警察犬に関すること。</li> <li>8 行方不明者届受理票及び身元不明死体票に関すること。</li> <li>9 犯罪経歴証明に関すること。</li> </ul>
		写 真		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 写真鑑識に関すること。</li> <li>2 被疑者写真鑑識に関すること。</li> <li>3 写真鑑定に関すること。</li> </ul>
		機動鑑識		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 方面の区域内における重要特異事件等の現場鑑識に従事すること。</li> </ul>
	副室長	研究員		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪捜査に関連する検査及び鑑定に関すること。</li> <li>2 科学捜査についての実験及び研究に関すること。</li> </ul>
交通課			庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> </ul>
		企画・指導	企画・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通警察運営の企画及び調査に関すること。</li> <li>2 交通安全教育及び交通安全活動に関すること。</li> <li>3 安全運転管理者制度の運用に関すること。</li> <li>4 自動車安全運転センター等との連絡調整に関すること。</li> <li>5 交通事故防止対策に関すること。</li> <li>6 緊急自動車等の指定等に関すること。</li> <li>7 交通功労者等の表彰に関すること。</li> <li>8 交通事故統計に関すること。</li> <li>9 交通事故の分析に関すること。</li> <li>10 地域交通安全活動推進委員に関すること。</li> <li>11 自動車運転代行業の認定等及び監督に関すること。</li> <li>12 交通の指導取締りに関すること。</li> <li>13 自動車の使用制限に関すること。</li> <li>14 放置駐車違反取締り関係事務の民間委託に関すること。</li> <li>15 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関すること。</li> <li>16 交通違反の処理に関すること。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通関係法令違反事件（悪質危険運転事件に係るものを除く。）及び交通事故事件の捜査に係る調査、指導、手配、連絡等に関すること。</li> <li>2 使用者等の背後責任追及捜査に関すること。</li> <li>3 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関すること。</li> </ul>

[交通反則通告センター] [交通管制センター]		交通捜査	交通捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 交通警察に係る犯罪被害者支援に関すること。</li> <li>5 交通事故事件、交通特殊事件の指揮及び捜査支援に関すること。</li> <li>6 暴走族等の取締りに関する企画、指導並びに情報の収集及び分析に関すること。</li> <li>7 暴走族等の取締りに従事すること。</li> <li>8 交通事故事件に係る鑑識活動に関すること。</li> <li>9 交通事故の解析及び凶化に関すること。</li> </ul>	
		悪質危険運転対策	悪質危険運転対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通関係法令違反事件のうち、悪質危険運転事件の捜査に係る調査、指導、手配、連絡等に関すること。</li> </ul>	
		規 制	規 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制及び交通安全施設に関すること。</li> <li>2 自動車の保管場所の確保（自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の取締りに係るものを除く。）に関すること。</li> <li>3 通行許可、駐車許可及び道路使用許可に関すること。</li> <li>4 制限外積載及びけん引の許可に関すること。</li> <li>5 道路法等の規定に基づく協議に関すること。</li> <li>6 違法駐車等防止条例に関すること。</li> <li>7 交通公害に関すること。</li> <li>8 路線自動車運送事業免許に係る意見照会に関すること。</li> <li>9 危険箇所解消対策に関すること。</li> </ul>	
	(交通反則通告センター所長)		通 告	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通反則行為の処理に関すること。</li> <li>2 交通反則通告制度の運用に関すること。</li> </ul>	
	(交通管制センター所長)		管 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通管制センターの運用に関すること。</li> <li>2 道路情報に関すること。</li> </ul>	
			施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通管制施設の維持管理に関すること。</li> <li>2 交通管制施設の保全及び運用に関すること。</li> </ul>	
			行政処分	行政処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 行政処分に係る争訟事案に関すること。</li> <li>2 運転免許の取消し及び停止に関すること。</li> <li>3 運転免許の拒否及び保留に関すること。</li> <li>4 意見の聴取及び聴聞に関すること。</li> <li>5 運転免許不適格資料の登録に関するこ</li> </ul>

[運転免許試験場]	(運転免許試験場長)			と。		
		講習	講習	1 取消処分者講習、停止処分者講習、原付講習、更新時講習、違反者講習及び特定任意講習の実施に関する事 2 運転免許関係の統計に関する事		
		高齢運転者支援	高齢運転者支援	1 高齢者講習に関する事 2 認知機能検査の実施に関する事 3 高齢運転者に対する交通安全教育の企画及び実施に関する事		
		指導官 (運転免許)	免許第一	教習所	1 自動車教習所の届出及び指定に関する事 2 自動車教習所の指導監督に関する事 3 自動車教習所指導員等の審査及び講習に関する事 4 取得時講習に関する事 5 初心運転者講習及び再試験に関する事 6 運転免許取得者教育に関する事	
					免許	1 運転免許証の作成、交付及び返納に関する事 2 運転免許証の更新、再交付及び記載事項変更に関する事 3 国際運転免許及び国外運転免許に関する事 4 運転経歴証明書に関する事 5 適性試験及び適性検査の実施に関する事 6 運転免許試験(審査)の申請の受理に関する事
			免許第二	技能試験		7 学科(再)試験及び審査の計画及び実施に関する事 8 技能(再)試験及び審査の計画及び実施に関する事 9 運動能力に係る適性相談に関する事 10 運転免許試験場のコースの使用許可(運転の練習に係るものに限る。)に関する事
					適性審査	1 安全運転相談に関する事 2 臨時適性検査及び診断書提出命令に関する事 3 運転適性の審査に関する事
		[交通機動隊]	(交通機動隊長)	管理	指導	1 隊員の教養訓練に関する事 2 交通切符、反則切符等の処理に関する事 3 車両の維持管理に関する事

[高速道路 交通警察隊]		高速走行抑止 特務小隊	1 高速走行抑止システム等による交通の 指導取締りの実施に関する事。	
		第一小隊	1 一般主要幹線道路における交通の指導 取締りの実施に関する事。	
		第二小隊		
		第三小隊		
	(高速道路 交通警察隊長)	白バイ小隊		
		高 速	指 導 ・ 規 制	1 高速自動車国道等における交通の指導 取締り並びに交通関係法令違反事件及び 交通事故事件の捜査に関する事。 2 高速自動車国道等における交通規制及 び交通管制に関する事。
			高速第一 小 隊	1 高速自動車国道等における交通警察の 企画及び調査に関する事。 2 高速自動車国道等における交通事故防 止対策に関する事。
	高速第二 小 隊		3 高速自動車国道等における交通の指導 取締りの実施並びに交通関係法令違反事 件及び交通事故事件の捜査に従事するこ と。 4 高速自動車国道等における緊急配備等 の犯罪捜査の初動活動その他必要な警察 事務に関する事。	
			高速第三 小 隊	
	警 備 課		庶 務	1 課の庶務に関する事。
情報第一		情報第一	1 警備情報に関する事。	
		情報第二		情報第二
				情報第三
事 件 ・ 実 施		事 件 ・ 実 施	1 警備犯罪の取締りに関する事。 2 警衛及び警護に関する事。 3 警備計画及び実施に関する事。 4 警備隊に関する事。	
災 害		災 害	1 災害警備に関する事。	
外 事		外事第一	1 外事情報に関する事。 2 指定犯罪（北海道警察の組織に関する 規則第27条第2号に掲げる犯罪をいう。） の取締りに関する事。	
	外事第二	3 外国人又は活動の本拠が外国に在る日 本人によるテロリズムの対策に関するこ と。		

備考 警務課の項中、給与厚生に係る分掌事務は、地方公務員等共済組合法第18条の規定により、関係団体の事務を含むものである。

(3) 釧路方面本部

課等の別 [附置機関]	調査官等 の 別	課長補佐 等の担当	係の名称	分 掌 事 務
警 務 課				1 課の庶務に関する事。

		庶務	2 当直事務に関する事。
	警務第一	警務第一	1 人事に関する事。 2 定員及び組織に関する事。 3 警察運営の調整に関する事。 4 勤務制度及び勤務管理に関する事。 5 成案文書の審査及び警察証明に関する事。 6 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び調整に関する事。 7 犯罪被害者等の給付金に関する事。 8 国外犯罪被害弔慰金及び国外犯罪被害障害見舞金に関する事。
指導官 (術科)	警務第二	警務第二	1 学校教養に関する事。 2 警察学校分校の委託事務に関する事。 3 教養施設の整備及び運用に関する事。 4 職場教養に関する事。 5 教養資料及び教養図書に関する事。 6 各種術科の技能検定及び審査に関する事。 7 各種術科の指導及び訓練に関する事。 8 装備品に関する事。 9 支給品及び貸与品に関する事。 10 車両及び舟艇に関する事。 11 警察電話に関する事。 12 公務従事車両証明書に関する事。
	給与厚生	給与厚生	1 給与に関する事。 2 扶養手当、特殊勤務手当その他の諸手当に関する事。 3 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。 4 公務（通勤）災害、退職手当等に関する事。 5 福利厚生に関する事。 6 生活相談に関する事。 7 共済組合に関する事。 8 警察職員生活協同組合との連絡調整に関する事。 9 健康管理に関する事。
		保健指導	1 保健指導に関する事。 2 健康相談に関する事。
留置官 管理官	留置 管理	留置 管理	1 留置施設の管理及び被留置者の護送に関する事。 2 留置業務の指導及び留置関係実務教養



			<p>の実施に関する事。</p> <p>3 留置施設視察委員会に関する事。</p>
	総務第一	総務第一	<p>1 方面本部長の秘書に関する事。</p> <p>2 庁印及び方面本部長印の保管に関する事。</p> <p>3 機密に関する事。</p> <p>4 課長会議及び警察署長会議に関する事。</p> <p>5 他官庁との連絡に関する事。</p> <p>6 他課の所掌に属しない事。</p> <p>7 方面公安委員会の庶務に関する事。</p> <p>8 方面公安委員会の監察指示権に基づく調査、連絡等に関する事。</p> <p>9 方面公安委員会宛ての苦情、要望等の処理に係る連絡調整に関する事。</p> <p>10 方面公安委員会の公印に関する事。</p>
	総務第二	総務第二	<p>1 広報に関する事。</p> <p>2 広聴に関する事。</p> <p>3 警察署協議会に関する事。</p> <p>4 文書の施行、保存、廃棄その他文書の管理に関する事。</p> <p>5 文書の収発事務に関する事。</p> <p>6 沿革史に関する事。</p> <p>7 情報公開に関する事。</p> <p>8 個人情報の保護に関する事。</p> <p>9 電子計算組織による情報管理に係る連絡調整に関する事。</p> <p>10 警察統計（犯罪統計を除く。）に係る連絡調整等に関する事。</p> <p>11 電子計算組織による情報管理に係る指導教養に関する事。</p> <p>12 電子計算組織による情報管理に係る監査に関する事。</p> <p>13 電子計算組織に係る情報セキュリティに関する事。</p> <p>14 被疑者の取調べの適正を確保するための監督に係る調整に関する事。</p> <p>15 被疑者取調べ監督制度の運用及び指導教養に関する事。</p>
	相 談	相 談	<p>1 警察安全相談等に関する事。</p> <p>2 相談業務の指導教養に関する事。</p> <p>3 関係機関との連絡調整に関する事。</p>
会 計 課	指 導 官 (業 務 管 理)		<p>1 適正な契約に関する事。</p> <p>2 不適正事案等の発生時における監察の補助に関する事。</p> <p>3 倫理指導官の行う確認の補助に関する事。</p>

		予 算	予 算	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関する事。</li> <li>2 予算配分及び執行管理に関する事。</li> </ul>
		出 納	出 納	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国費及び道費の出納に関する事。</li> <li>2 交通反則金の徴収に関する事。</li> </ul>
		調 度	調 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物品の取得、管理及び処分に関する事。</li> <li>2 支出負担行為に関する事。</li> <li>3 支出負担行為たる契約以外の契約に関する事。</li> </ul>
		管 財	管 財	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 財産の取得、管理及び処分に関する事。</li> </ul>
[監査室]	(監査室長)	監査第一	監 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 会計の監査に関する事。</li> <li>2 会計事務の指導教養及び会計制度の調査、研究等に関する事。</li> <li>3 遺失物の取扱いに関する事。</li> </ul>
		監査第二		
監察官室			庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 室の庶務に関する事。</li> </ul>
		監 察	監 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 規律保持に関する事。</li> <li>2 倫理関係法令の解釈及び運用に関する事。</li> <li>3 監察に関する事。</li> <li>4 表彰に関する事。</li> <li>5 叙位叙勲に関する事。</li> <li>6 懲戒事案の調査及び処理に関する事。</li> <li>7 職員の職務執行等に係る苦情、風評等に関する事。</li> <li>8 内部通報等に関する事。</li> <li>9 訟務に関する事。</li> <li>10 損害賠償に関する事。</li> <li>11 行政不服審査に関する事。</li> <li>12 特命事項の調査に関する事。</li> </ul>
生 活 安 全 課			庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関する事。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関する事。</li> <li>2 不適正事案等の発生時における監察の補助に関する事。</li> <li>3 倫理指導官の行う確認の補助に関する事。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全警察運営の企画及び調査に関する事。</li> <li>2 ストーカー行為等の規制等に関する法律の運用及び関係事犯の取締りに関する事。</li> <li>3 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく聴聞及び意見の聴取に関する事。</li> </ul>

		<p>生活安全・少年</p>	<p>生活安全・少年</p>	<p>4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の運用に関する事 こと。</p> <p>5 児童虐待事案の対処及び被虐待児童に 対する支援に関する事 こと。</p> <p>6 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者 に対する支援等に関する法律の運用に 関する事 こと。</p> <p>7 障害者虐待の防止、障害者の養護者 に対する支援等に関する法律の運用に 関する事 こと。</p> <p>8 酩酊者、行方不明者、迷い子その他 応急の救護を要する者の保護に 関する事 こと。</p> <p>9 自殺統計に関する事 こと。</p> <p>10 犯罪被害を防止するための情報の 発信に関する事 こと。</p> <p>11 防犯ボランティア団体への支援、 青色回転灯装備車の申請等に関する 事 こと。</p> <p>12 視覚障害者、聴覚障害者等の安全 対策に関する事 こと。</p> <p>13 犯罪のない安全で安心な地域づく りに関する事 こと。</p> <p>14 職域防犯組織の運営に関する事 こと。</p> <p>15 犯罪傾向の調査及び分析に関する 事 こと。</p> <p>16 犯罪抑止対策に関する事 こと。</p> <p>17 特殊詐欺の予防活動に関する事 こと。</p> <p>18 子供及び女性を守る施策に関する 事 こと。</p> <p>19 少年非行の防止対策に関する事 こと。</p> <p>20 少年の有害環境浄化対策に関する 事 こと。</p> <p>21 少年警察ボランティアの運営に 関する事 こと。</p> <p>22 少年の自殺に関する事 こと。</p> <p>23 少年に対する暴力団の影響の排除 に関する事 こと。</p> <p>24 少年の福祉を害する犯罪の取締 りに関する事 こと。</p> <p>25 少年事件の捜査及び調査に 関する事 こと。</p> <p>26 児童ポルノの情報収集、分析等 に関する事 こと。</p> <p>27 児童ポルノの流通防止に関する 事 こと。</p> <p>1 経済事犯、環境事犯及び保健衛生 事犯の情報収集、分析等に関する 事 こと。</p> <p>2 経済事犯の被害防止に関する事 こと。</p>
<p>指導官 (業務管理・ 生活安全)</p>				

		<p>生活経済・ 保 安</p>	<p>生活経済・ 保 安</p>	<p>3 経済事犯、環境事犯及び保健衛生事犯の取締りに関すること。  4 銃砲刀剣類の所持許可及び行政処分に関すること。  5 銃砲刀剣類の指導取締りに関すること。  6 猟銃用火薬類の許可に関すること。  7 火薬類の運搬届の受理等に関すること。  8 火薬庫等に対する立入検査等に関すること。  9 火薬類に関する指導取締りに関すること。  10 高圧ガスその他危険物関係事犯の取締りに関すること。  11 質屋、古物商、金属くず回収業等の許可等に関すること。  12 質屋、古物商、金属くず回収業等の指導取締り及び行政処分に関すること。  13 探偵業の届出に関すること。  14 探偵業の指導取締り及び行政処分に関すること。  15 警備業の認定等に関すること。  16 警備業の指導取締り及び行政処分に関すること。  17 風俗営業等の許可及び届出に関すること。  18 風俗営業等の指導及び行政処分に関すること。  19 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。  20 闘犬の許可等に関すること。  21 公営競技の協議に関すること。  22 インターネット異性紹介事業の届出に関すること。  23 インターネット異性紹介事業の指導取締り及び行政処分に関すること。  24 外国人雇用関係事犯の取締りに関すること。  25 高度な情報技術を利用する犯罪等の取締りに関すること。  26 他課（係）の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。</p>
		<p>子 供 ・ 女 性 安 全 対 策</p>		<p>1 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の情報収集、分析等に関すること。  2 子供対象・暴力的性犯罪の出所者によ</p>

[少年サポートセンター]	(少年サポートセンター所長)	子供・女性安全対策	支 援	<p>る再犯防止措置の運用に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の取締りに従事すること。</li> <li>2 人身安全関連事案の安全対策及び取締りに従事すること。</li> </ol>
			生活安全特捜	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全関係事犯の捜査に従事すること。</li> </ol>
		少年補導	少年補導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 少年の補導に関すること。</li> <li>2 少年相談に関すること。</li> <li>3 少年の立ち直り支援に関すること。</li> <li>4 被害少年に対する支援に関すること。</li> <li>5 被害少年の保護活動に関すること。</li> <li>6 触法調査及びぐ犯調査に関すること。</li> </ol>
地域課			庶 務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> </ol>
[通信指令室]	(通信指令室長)	企画・指導第一	企画・指導・安全対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域警察運営の企画及び調査に関すること。</li> <li>2 地域警察官の勤務に関すること。</li> <li>3 地域警察の統計に関すること。</li> <li>4 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関すること。</li> <li>5 交番その他の派出所及び駐在所の勤務環境の改善に関すること。</li> <li>6 水上警察に関すること。</li> <li>7 日銀券の輸送警備に関すること。</li> <li>8 鉄道警察に係る企画及び調査に関すること。</li> <li>9 航空機の派遣要請に関すること。</li> <li>10 交番その他の派出所及び駐在所の勤務実態の把握及び指導に関すること。</li> <li>11 地域警察官の指導及び育成に関すること。</li> <li>12 警ら用無線自動車及び移動交番車の運用に関すること。</li> <li>13 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関すること。</li> <li>14 雑踏警備に関すること。</li> <li>15 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。</li> <li>16 水難、山岳遭難その他の事故の統計に関すること。</li> </ol>
		企画・指導第二	職務質問指導	
[通信指令室]	(通信指令室長)	指令第一		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 110番の受理及び処理の指令に関すること。</li> <li>2 非常通報装置の設置及び運用に関すること。</li> </ol>

		指令第二	指 令	3 非常通報の受理及び処理の指令に関する こと。
		指令第三		4 警察無線通信の統制に関する こと。 5 緊急配備の企画及び指導並びに指令に 関すること。 6 緊急事案発生時における指令及び連絡 に関する こと。 7 無線機器等の管理及び運用に関する こと。 8 その他通信指令業務の実施に関する こと。
[鉄道警察隊]	(鉄道警察隊長)	自動車 警 ら	自動車 警 ら	1 警ら用自動車による機動警らに関する こと。
			第一小隊	1 鉄道施設における警ら、警戒警備及び 警乗の実施に関する こと。 2 鉄道施設における人命の救助及び鉄道 事故の防止に関する こと。
			第二小隊	
			第三小隊	
			第四小隊	
捜査課		庶 務	1 課の庶務に関する こと。 2 捜査装備資機材の管理に関する こと。	
		指 導	1 刑事警察運営の企画及び調査に関する こと。 2 告訴及び告発への対応に係る指導及び 調整に関する こと。 3 刑事公判への対応及び連絡に関する こと。 4 刑事教養の実施に関する こと。 5 刑事関係法令の解釈、運用等に関する こと。 6 犯罪捜査技術の研究、指導等に関する こと。 7 捜査支援に係る企画、調査及び指導に 関すること。 8 犯罪統計に係る指導等に関する こと。 9 特命事件の捜査に関する こと。 10 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事 故の未然防止に関する こと。 11 都府県警察との犯罪捜査の共助に関す ること。 12 指名手配及び指名通報に関する こと。 13 犯罪手口に関する こと。	
		捜査支援 分 析	1 犯罪情報の集約及び総合的な分析に関 すること。 2 犯罪情報の収集及び分析に基づく捜査 支援に従事する こと。	
		取 調 べ 指 導	取 調 べ 指 導	1 取調べの高度化・適正化を図るための 指導教養に関する こと。 2 取調べの高度化・適正化を図るための

			助言に関すること。
指導官 (強行犯・ 性犯罪捜査 ・盗犯)	強行犯・ 性犯罪捜査 ・盗犯	強行犯・ 性犯罪捜査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 凶悪犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 他課の所掌に属しない刑法犯罪の捜査に関すること。</li> <li>3 所管犯罪の情報及び捜査資料に関すること。</li> <li>4 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。</li> <li>5 性犯罪の捜査及び被害者支援に関すること。</li> <li>6 児童を被害者等とする事案の捜査に関すること。</li> </ol>
		盗犯	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 窃盗犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 移動警察に関すること。</li> <li>3 所管犯罪の情報及び捜査資料に関すること。</li> <li>4 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。</li> </ol>
		特殊事件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人質、誘拐事件等の捜査に関すること。</li> <li>2 銃砲、爆発物等を使用した特異事件の捜査に関すること。</li> <li>3 航空機、船舶等の不法奪取事件の捜査に関すること。</li> <li>4 ガス爆発、航空機事故、列車事故その他業務上過失事件（他課の所掌に属するものを除く。）の捜査に関すること。</li> <li>5 火災事件の捜査に関すること。</li> <li>6 その他特殊事件の捜査に関すること。</li> <li>7 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。</li> </ol>
	強行犯・ 盗犯特捜	強行犯・ 盗犯特捜	1 強行犯罪、特殊犯罪及び窃盗犯罪の捜査に従事すること。
検視官 (第一)		検視第一	1 死体の検視、検証及び見分並びに解剖に関すること。
検視官 (第二)		検視第二 (帯広)	
検視官 (第三)		検視第三	
		知能犯	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知能犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。</li> <li>3 選挙犯罪の捜査に関すること。</li> <li>4 所管犯罪の情報及び捜査資料に関すること。</li> <li>5 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関すること。</li> </ol>
			1 組織犯罪の取締りに関する企画及び指

	指導官 (知能犯・組織犯罪)	知能犯・組織犯罪対策	組織犯罪対策	<p>導に関する事。</p> <p>2 組織犯罪に関する情報の収集、分析等に関する事。</p> <p>3 犯罪による収益の移転防止等に関する事。</p> <p>4 国際犯罪の捜査に関する事。</p> <p>5 国際捜査共助に関する事。</p> <p>6 暴力団犯罪の捜査に関する事。</p> <p>7 企業対象暴力犯罪の捜査に関する事。</p> <p>8 賭博犯罪の捜査に関する事。</p> <p>9 暴力団対策に関する事。</p> <p>10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用に関する事。</p> <p>11 暴力団等の資料の収集、整備等に関する事。</p> <p>12 薬物銃器対策に関する事。</p> <p>13 薬物銃器事犯の捜査に関する事。</p> <p>14 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関する事。</p>	
		知能犯・組織犯罪特捜	知能犯特捜	1 金融・不良債権関連事犯及び知能犯罪の捜査に従事する事。	
	組織犯罪特捜		<p>1 組織犯罪の捜査に従事する事。</p> <p>2 暴力団犯罪の捜査に従事する事。</p> <p>3 暴力団に係る銃器犯罪の捜査に従事する事。</p> <p>4 企業対象暴力犯罪の捜査に従事する事。</p> <p>5 薬物銃器事犯の捜査に従事する事。</p>		
			機動捜査	機動捜査	<p>1 釧路市内及びその周辺地域において、重要特異事件の初動捜査に従事する事。</p> <p>2 犯罪の多発地域等において、機動力を用いた検挙活動に従事する事。</p> <p>3 関係所属長の要請により、機動力を必要とする捜査に従事する事。</p> <p>4 特命事件の捜査に従事する事。</p>
			広域機動捜査	広域機動捜査	1 広域にわたる重要事件で、機動力を要する捜査に従事する事。
	鑑識課			庶務	<p>1 課の庶務に関する事。</p> <p>2 鑑識施設及び資機（器）材の整備に関する事。</p>
				<p>1 現場鑑識に関する事。</p> <p>2 現場鑑識技術の指導教養に関する事。</p> <p>3 鑑識技能検定に関する事。</p> <p>4 指掌紋に関する事。</p>	



		現場鑑識	現 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 似顔絵に関すること。</li> <li>6 足痕跡に関すること。</li> <li>7 警察犬に関すること。</li> <li>8 行方不明者届受理票及び身元不明死体票に関すること。</li> <li>9 犯罪経歴証明に関すること。</li> </ul>
			写 真	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 写真鑑識に関すること。</li> <li>2 被疑者写真鑑識に関すること。</li> <li>3 写真鑑定に関すること。</li> </ul>
			機動鑑識	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 方面の区域内における重要特異事件等の現場鑑識に従事すること。</li> </ul>
[科学捜査研究室]	(科学捜査研究室長)	副室長	研究員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪捜査に関連する検査及び鑑定に関すること。</li> <li>2 科学捜査についての実験及び研究に関すること。</li> </ul>
交通課			庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> </ul>
		企画・指導	企画・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通警察運営の企画及び調査に関すること。</li> <li>2 交通安全教育及び交通安全活動に関すること。</li> <li>3 安全運転管理者制度の運用に関すること。</li> <li>4 自動車安全運転センター等との連絡調整に関すること。</li> <li>5 交通事故防止対策に関すること。</li> <li>6 緊急自動車等の指定等に関すること。</li> <li>7 交通功労者等の表彰に関すること。</li> <li>8 交通事故統計に関すること。</li> <li>9 交通事故の分析に関すること。</li> <li>10 地域交通安全活動推進委員に関すること。</li> <li>11 自動車運転代行業の認定等及び監督に関すること。</li> <li>12 交通の指導取締りに関すること。</li> <li>13 自動車の使用制限に関すること。</li> <li>14 放置駐車違反取締り関係事務の民間委託に関すること。</li> <li>15 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関すること。</li> <li>16 交通違反の処理に関すること。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通関係法令違反事件（悪質危険運転事件に係るものを除く。）及び交通事故事件の捜査に係る調査、指導、手配、連絡等に関すること。</li> <li>2 使用者等の背後責任追及捜査に関すること。</li> <li>3 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事</li> </ul>

[交通反則通告センター] [交通管制センター]		交通捜査	交通捜査	<p>故の未然防止に関する事。</p> <p>4 交通警察に係る犯罪被害者支援に関する事。</p> <p>5 交通事故事件、交通特殊事件の指揮及び捜査支援に関する事。</p> <p>6 暴走族等の取締りに関する企画、指導並びに情報の収集及び分析に関する事。</p> <p>7 暴走族等の取締りに従事する事。</p> <p>8 交通事故事件に係る鑑識活動に関する事。</p> <p>9 交通事故の解析及び図化に関する事。</p>
		悪質危険運転対策	悪質危険運転対策	<p>1 交通関係法令違反事件のうち、悪質危険運転事件の捜査に係る調査、指導、手配、連絡等に関する事。</p>
		規 制	規 制	<p>1 交通規制及び交通安全施設に関する事。</p> <p>2 自動車の保管場所の確保（自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の取締りに係るものを除く。）に関する事。</p> <p>3 通行許可、駐車許可及び道路使用許可に関する事。</p> <p>4 制限外積載及びけん引の許可に関する事。</p> <p>5 道路法等の規定に基づく協議に関する事。</p> <p>6 違法駐車等防止条例に関する事。</p> <p>7 交通公害に関する事。</p> <p>8 路線自動車運送事業免許に係る意見照会に関する事。</p> <p>9 危険箇所解消対策に関する事。</p>
	(交通反則通告センター所長)		通 告	<p>1 交通反則行為の処理に関する事。</p> <p>2 交通反則通告制度の運用に関する事。</p>
	(交通管制センター所長)		管 制	<p>1 交通管制センターの運用に関する事。</p> <p>2 道路情報に関する事。</p>
			施 設	<p>1 交通管制施設の維持管理に関する事。</p> <p>2 交通管制施設の保全及び運用に関する事。</p>
				行政処分

[運転免許試験場]	(運転免許試験場長)	行政処分		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 意見の聴取及び聴聞に関すること。</li> <li>5 運転免許不適格資料の登録に関すること。</li> </ul>		
			講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 取消処分者講習、停止処分者講習、原付講習、更新時講習、違反者講習及び特定任意講習の実施に関すること。</li> <li>2 運転免許関係の統計に関すること。</li> </ul>		
			高齢運転者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者講習に関すること。</li> <li>2 認知機能検査の実施に関すること。</li> <li>3 高齢運転者に対する交通安全教育の企画及び実施に関すること。</li> </ul>		
		指導官 (運転免許)	免許第一	教習所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自動車教習所の届出及び指定に関すること。</li> <li>2 自動車教習所の指導監督に関すること。</li> <li>3 自動車教習所指導員等の審査及び講習に関すること。</li> <li>4 取得時講習に関すること。</li> <li>5 初心運転者講習及び再試験に関すること。</li> <li>6 運転免許取得者教育に関すること。</li> </ul>	
	免許			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証の作成、交付及び返納に関すること。</li> <li>2 運転免許証の更新、再交付及び記載事項変更に関すること。</li> <li>3 国際運転免許及び国外運転免許に関すること。</li> <li>4 運転経歴証明書に関すること。</li> <li>5 適性試験及び適性検査の実施に関すること。</li> <li>6 運転免許試験（審査）の申請の受理に関すること。</li> </ul>		
	免許第二		技能試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 学科（再）試験及び審査の計画及び実施に関すること。</li> <li>8 技能（再）試験及び審査の計画及び実施に関すること。</li> <li>9 運動能力に係る適性相談に関すること。</li> <li>10 運転免許試験場のコースの使用許可（運転の練習に係るものに限る。）に関すること。</li> </ul>		
			適性審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 安全運転相談に関すること。</li> <li>2 臨時適性検査及び診断書提出命令に関すること。</li> <li>3 運転適性の審査に関すること。</li> </ul>		
	[交通機動隊]		(交通機動隊長)		指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 隊員の教養訓練に関すること。</li> <li>2 交通切符、反則切符等の処理に関すること。</li> </ul>

		管 理		3 車両の維持管理に関すること。
		高速走行抑止特務小隊		1 高速走行抑止システム等による交通の指導取締りの実施に関すること。
		第一小隊		1 一般主要幹線道路における交通の指導取締りの実施に関すること。
		第二小隊		
		第三小隊		
		白バイ小隊		
警 備 課			庶 務	1 課の庶務に関すること。
	情報第一	情報第一		1 警備情報に関すること。
		情報第二	情報第二	
	情報第三			
	事 件 ・ 実 施	事 件 ・ 実 施		1 警備犯罪の取締りに関すること。 2 警衛及び警護に関すること。 3 警備計画及び実施に関すること。 4 警備隊に関すること。
	災 害	災 害		1 災害警備に関すること。
	外 事	外事第一		1 外事情報に関すること。 2 指定犯罪（北海道警察の組織に関する規則第27条第2号に掲げる犯罪をいう。）の取締りに関すること。
外事第二			3 外国人又は活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムの対策に関すること。	
十勝機動警察隊			庶 務	1 隊の庶務に関すること。
			管理小隊	1 隊員の教養訓練に関すること。 2 車両の維持管理に関すること。
	機動第一	機動第一小隊		1 取扱事件の連絡調整に関すること。 2 捜査の記録、資料及び情報に関すること。 3 帯広市内及びその周辺地域において、重要特異事件等の初動捜査に従事すること。 4 犯罪の多発地域等において、機動力を用いた検挙活動に従事すること。 5 関係所属長の要請により、機動力を必要とする捜査に従事すること。 6 特命事件の捜査に従事すること。 7 機動警ら及び一般主要幹線道路における交通の指導取締りの実施に関すること。
		機動第二小隊		
		機動第三小隊		
	機動第二	機動第一小隊		
		機動第二小隊		
		機動第三小隊		
	機動第三	機動第一小隊		
		機動第二小隊		
		機動第三小隊		
		白バイ		

[高速道路 交通警察隊]	(高速道路 交通警察隊長)	広域機動 捜査	小 隊	
			指 導	1 交通切符、反則切符等の処理に関する こと。
			高速走行抑止 特務小隊	1 高速走行抑止システム等による交通の 指導取締りの実施に関すること。
		広域機動 捜査	広域機動 捜査	1 広域にわたる重要事件で、機動力を要 する捜査に従事すること。
		高 速	高速第一 小 隊	1 高速自動車国道等における交通警察の 企画及び調査に関すること。 2 高速自動車国道等における交通事故防 止対策に関すること。 3 高速自動車国道等における交通の指導 取締りの実施並びに交通関係法令違反事 件及び交通事故事件の捜査に従事するこ と。 4 高速自動車国道等における交通規制及 び交通管制に関すること。 5 高速自動車国道等における緊急配備等 の犯罪捜査の初動活動その他必要な警察 事務に関すること。
			高速第二 小 隊	
高速第三 小 隊				

備考 警務課の項中、給与厚生に係る分掌事務は、地方公務員等共済組合法第18条の規定により、関係団体の事務を含むものである。

(4) 北見方面本部

課等の別 [附置機関]	調査官等 の 別	課長補佐 等の担当	係の名称	分 掌 事 務	
警 務 課			庶 務	1 課の庶務に関すること。 2 当直事務に関すること。	
			警務第一	警務第一	1 人事に関すること。 2 定員及び組織に関すること。 3 警察運営の調整に関すること。 4 勤務制度及び勤務管理に関すること。 5 成案文書の審査及び警察証明に関する こと。 6 犯罪被害者支援に関する企画、調査及 び調整に関すること。 7 犯罪被害者等の給付金に関すること。 8 国外犯罪被害者慰金及び国外犯罪被害 障害見舞金に関すること。
					1 学校教養に関すること。 2 警察学校分校の委託事務に関するこ と。 3 教養施設の整備及び運用に関するこ と。 4 職場教養に関すること。

指導官 (術科)	警務第二	警務第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 教養資料及び教養図書に関する事。</li> <li>6 各種術科の技能検定及び審査に関する事。</li> <li>7 各種術科の指導及び訓練に関する事。</li> <li>8 装備品に関する事。</li> <li>9 支給品及び貸与品に関する事。</li> <li>10 車両及び舟艇に関する事。</li> <li>11 警察電話に関する事。</li> <li>12 公務従事車両証明書に関する事。</li> </ul>
	給与厚生	給与厚生	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 給与に関する事。</li> <li>2 扶養手当、特殊勤務手当その他の諸手当に関する事。</li> <li>3 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。</li> <li>4 公務（通勤）災害、退職手当等に関する事。</li> <li>5 福利厚生に関する事。</li> <li>6 生活相談に関する事。</li> <li>7 共済組合に関する事。</li> <li>8 警察職員生活協同組合との連絡調整に関する事。</li> <li>9 健康管理に関する事。</li> </ul>
		保健指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 保健指導に関する事。</li> <li>2 健康相談に関する事。</li> </ul>
留置官 管理官	留置 管理	留置 管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 留置施設の管理及び被留置者の護送に関する事。</li> <li>2 留置業務の指導及び留置関係実務教養の実施に関する事。</li> <li>3 留置施設視察委員会に関する事。</li> </ul>
	総務第一	総務第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 方面本部長の秘書に関する事。</li> <li>2 庁印及び方面本部長印の保管に関する事。</li> <li>3 機密に関する事。</li> <li>4 課長会議及び警察署長会議に関する事。</li> <li>5 他官庁との連絡に関する事。</li> <li>6 他課の所掌に属しない事。</li> <li>7 方面公安委員会の庶務に関する事。</li> <li>8 方面公安委員会の監察指示権に基づく調査、連絡等に関する事。</li> <li>9 方面公安委員会宛ての苦情、要望等の処理に係る連絡調整に関する事。</li> <li>10 方面公安委員会の公印に関する事。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 広報に関する事。</li> <li>2 広聴に関する事。</li> </ul>

		総務第二	総務第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 警察署協議会に関する事。</li> <li>4 文書の施行、保存、廃棄その他文書の管理に関する事。</li> <li>5 文書の収発事務に関する事。</li> <li>6 沿革史に関する事。</li> <li>7 情報公開に関する事。</li> <li>8 個人情報の保護に関する事。</li> <li>9 電子計算組織による情報管理に係る連絡調整に関する事。</li> <li>10 警察統計（犯罪統計を除く。）に係る連絡調整等に関する事。</li> <li>11 電子計算組織による情報管理に係る指導教養に関する事。</li> <li>12 電子計算組織による情報管理に係る監査に関する事。</li> <li>13 電子計算組織に係る情報セキュリティに関する事。</li> <li>14 被疑者の取調べの適正を確保するための監督に係る調整に関する事。</li> <li>15 被疑者取調べ監督制度の運用及び指導教養に関する事。</li> </ul>
		相 談	相 談	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察安全相談等に関する事。</li> <li>2 相談業務の指導教養に関する事。</li> <li>3 関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ul>
会 計 課	指 導 官 (業 務 管 理)			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 適正な契約に関する事。</li> <li>2 不適正事案等の発生時における監察の補助に関する事。</li> <li>3 倫理指導官の行う確認の補助に関する事。</li> </ul>
		予 算	予 算	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関する事。</li> <li>2 予算配分及び執行管理に関する事。</li> </ul>
		出 納	出 納	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国費及び道費の出納に関する事。</li> <li>2 交通反則金の徴収に関する事。</li> </ul>
		調 度	調 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物品の取得、管理及び処分に関する事。</li> <li>2 支出負担行為に関する事。</li> <li>3 支出負担行為たる契約以外の契約に関する事。</li> </ul>
		管 財	管 財	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 財産の取得、管理及び処分に関する事。</li> </ul>
[ 監 査 室 ]	(監 査 室 長)	監査第一 監査第二	監 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 会計の監査に関する事。</li> <li>2 会計事務の指導教養及び会計制度の調査、研究等に関する事。</li> <li>3 遺失物の取扱いに関する事。</li> </ul>
監察官室			庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 室の庶務に関する事。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 規律保持に関する事。</li> <li>2 倫理関係法令の解釈及び運用に関する事。</li> </ul>

	調査官 (監察)	監察	監察	<ul style="list-style-type: none"> <li>こと。</li> <li>3 監察に関する事。</li> <li>4 表彰に関する事。</li> <li>5 叙位叙勲に関する事。</li> <li>6 懲戒事案の調査及び処理に関する事。</li> <li>7 職員の職務執行等に係る苦情、風評等に関する事。</li> <li>8 内部通報等に関する事。</li> <li>9 訟務に関する事。</li> <li>10 損害賠償に関する事。</li> <li>11 行政不服審査に関する事。</li> <li>12 特命事項の調査に関する事。</li> </ul>
生活安全課			庶務	1 課の庶務に関する事。
				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関する事。</li> <li>2 不適正事案等の発生時における監察の補助に関する事。</li> <li>3 倫理指導官の行う確認の補助に関する事。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全警察運営の企画及び調査に関する事。</li> <li>2 ストーカー行為等の規制等に関する法律の運用及び関係事犯の取締りに関する事。</li> <li>3 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく聴聞及び意見の聴取に関する事。</li> <li>4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の運用に関する事。</li> <li>5 児童虐待事案の対処及び被虐待児童に対する支援に関する事。</li> <li>6 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の運用に関する事。</li> <li>7 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の運用に関する事。</li> <li>8 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事。</li> <li>9 自殺統計に関する事。</li> <li>10 犯罪被害を防止するための情報の発信に関する事。</li> <li>11 防犯ボランティア団体への支援、青色</li> </ul>
		生活安全・	生活安全・	



	<p>指導官 (業務管理・ 生活安全)</p>	<p>少年</p>	<p>少年</p>	<p>回転灯装備車の申請等に関する事 こと。 12 視覚障害者、聴覚障害者等の安全対策 に関する事 こと。 13 犯罪のない安全で安心な地域づくりに 関する事 こと。 14 職域防犯組織の運営に関する事 こと。 15 犯罪傾向の調査及び分析に関する事 こと。 16 犯罪抑止対策に関する事 こと。 17 特殊詐欺の予防活動に関する事 こと。 18 子供及び女性を守る施策に関する事 こと。 19 少年非行の防止対策に関する事 こと。 20 少年の有害環境浄化対策に関する事 こと。 21 少年警察ボランティアの運営に関する 事 こと。 22 少年の自殺に関する事 こと。 23 少年に対する暴力団の影響の排除に関 する事 こと。 24 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関 する事 こと。 25 少年事件の捜査及び調査に関する事 こと。 26 児童ポルノの情報収集、分析等に関す る事 こと。 27 児童ポルノの流通防止に関する事 こと。</p>
				<p>1 経済事犯、環境事犯及び保健衛生事犯 の情報収集、分析等に関する事 こと。 2 経済事犯の被害防止に関する事 こと。 3 経済事犯、環境事犯及び保健衛生事犯 の取締りに関する事 こと。 4 銃砲刀剣類の所持許可及び行政処分に関 する事 こと。 5 銃砲刀剣類の指導取締りに関する事 こと。 6 猟銃用火薬類の許可に関する事 こと。 7 火薬類の運搬届の受理等に関する事 こと。 8 火薬庫等に対する立入検査等に関する 事 こと。 9 火薬類に関する指導取締りに関する事 こと。 10 高圧ガスその他危険物関係事犯の取締 りに関する事 こと。 11 質屋、古物商、金属くず回収業等の許 可等に関する事 こと。 12 質屋、古物商、金属くず回収業等の指</p>

		生活経済・ 保 安	生活経済・ 保 安	<p>導取締り及び行政処分に関すること。</p> <p>13 探偵業の届出に関すること。</p> <p>14 探偵業の指導取締り及び行政処分に関すること。</p> <p>15 警備業の認定等に関すること。</p> <p>16 警備業の指導取締り及び行政処分に関すること。</p> <p>17 風俗営業等の許可及び届出に関すること。</p> <p>18 風俗営業等の指導及び行政処分に関すること。</p> <p>19 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>20 闘犬の許可等に関すること。</p> <p>21 公営競技の協議に関すること。</p> <p>22 インターネット異性紹介事業の届出に関すること。</p> <p>23 インターネット異性紹介事業の指導取締り及び行政処分に関すること。</p> <p>24 外国人雇用関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>25 高度な情報技術を利用する犯罪等の取締りに関すること。</p> <p>26 他課（係）の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。</p>
		子 供 ・ 女 性 安 全 対 策	子 供 ・ 女 性 安 全 対 策	<p>1 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の情報収集、分析等に関すること。</p> <p>2 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置の運用に関すること。</p>
			支 援	<p>1 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の取締りに従事すること。</p> <p>2 人身安全関連事案の安全対策及び取締りに従事すること。</p>
			生活安全 特 捜	<p>1 生活安全関係事犯の捜査に従事すること。</p>
[少年サポート センター]	(少年サポート センター所長)	少年補導	少年補導	<p>1 少年の補導に関すること。</p> <p>2 少年相談に関すること。</p> <p>3 少年の立ち直り支援に関すること。</p> <p>4 被害少年に対する支援に関すること。</p> <p>5 被害少年の保護活動に関すること。</p> <p>6 触法調査及びぐ犯調査に関すること。</p>
地 域 課			庶 務	<p>1 課の庶務に関すること。</p>
				<p>1 地域警察運営の企画及び調査に関すること。</p> <p>2 地域警察官の勤務に関すること。</p> <p>3 地域警察の統計に関すること。</p>

		企画・指導 第一	企画・指導・ 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する事。</li> <li>5 交番その他の派出所及び駐在所の勤務環境の改善に関する事。</li> <li>6 水上警察に関する事。</li> <li>7 日銀券の輸送警備に関する事。</li> <li>8 鉄道警察に係る企画及び調査に関する事。</li> <li>9 航空機の派遣要請に関する事。</li> <li>10 交番その他の派出所及び駐在所の勤務実態の把握及び指導に関する事。</li> <li>11 地域警察官の指導及び育成に関する事。</li> <li>12 警ら用無線自動車及び移動交番車の運用に関する事。</li> <li>13 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関する事。</li> <li>14 雑踏警備に関する事。</li> <li>15 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事。</li> <li>16 水難、山岳遭難その他の事故の統計に関する事。</li> </ul>
		企画・指導 第二	職務質問 指導	
[通信指令室]	(通信指令室長)	指令第一	指 令	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 110番の受理及び処理の指令に関する事。</li> <li>2 非常通報装置の設置及び運用に関する事。</li> <li>3 非常通報の受理及び処理の指令に関する事。</li> <li>4 警察無線通信の統制に関する事。</li> <li>5 緊急配備の企画及び指導並びに指令に関する事。</li> <li>6 緊急事案発生時における指令及び連絡に関する事。</li> <li>7 無線機器等の管理及び運用に関する事。</li> <li>8 その他通信指令業務の実施に関する事。</li> </ul>
		指令第二		
		指令第三		
[鉄道警察隊]	(鉄道警察隊長)	自動車 警ら		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警ら用自動車による機動警らに関する事。</li> </ul>
		第一小隊		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設における警ら、警戒警備及び警乗の実施に関する事。</li> <li>2 鉄道施設における人命の救助及び鉄道事故の防止に関する事。</li> </ul>
		第二小隊		
第三小隊				

捜査課		庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関する事。</li> <li>2 捜査装備資機材の管理に関する事。</li> </ul>	
	指導	指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 刑事警察運営の企画及び調査に関する事。</li> <li>2 告訴及び告発への対応に係る指導及び調整に関する事。</li> <li>3 刑事公判への対応及び連絡に関する事。</li> <li>4 刑事教養の実施に関する事。</li> <li>5 刑事関係法令の解釈、運用等に関する事。</li> <li>6 犯罪捜査技術の研究、指導等に関する事。</li> <li>7 捜査支援に係る企画、調査及び指導に関する事。</li> <li>8 犯罪統計に係る指導等に関する事。</li> <li>9 特命事件の捜査に関する事。</li> <li>10 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関する事。</li> <li>11 都府県警察との犯罪捜査の共助に関する事。</li> <li>12 指名手配及び指名通報に関する事。</li> <li>13 犯罪手口に関する事。</li> </ul>	
		捜査支援分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪情報の集約及び総合的な分析に関する事。</li> <li>2 犯罪情報の収集及び分析に基づく捜査支援に従事する事。</li> </ul>	
		取調べ指導	取調べ指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 取調べの高度化・適正化を図るための指導教養に関する事。</li> <li>2 取調べの高度化・適正化を図るための助言に関する事。</li> </ul>
	指導官 (刑事)	強行犯・ 性犯罪 捜査	強行犯・ 性犯罪 捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 凶悪犯罪の捜査に関する事。</li> <li>2 他課の所掌に属しない刑法犯罪の捜査に関する事。</li> <li>3 所管犯罪の情報及び捜査資料に関する事。</li> <li>4 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関する事。</li> <li>5 性犯罪の捜査及び被害者支援に関する事。</li> <li>6 児童を被害者等とする事案の捜査に関する事。</li> </ul>
			盗犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 窃盗犯罪の捜査に関する事。</li> <li>2 移動警察に関する事。</li> <li>3 所管犯罪の情報及び捜査資料に関する事。</li> </ul>

	・ 盗 犯		4 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関する事 こと。
	特殊事件		1 人質、誘拐事件等の捜査に関する事 こと。 2 銃砲、爆発物等を使用した特異事件の 捜査に関する事 こと。 3 航空機、船舶等の不法奪取事件の捜査 に関する事 こと。 4 ガス爆発、航空機事故、列車事故その 他業務上過失事件（他課の所掌に属する ものを除く。）の捜査に関する事 こと。 5 火災事件の捜査に関する事 こと。 6 その他特殊事件の捜査に関する事 こと。 7 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関する 事 こと。
検 視 官		検 視	1 死体の検視、検証及び見分並びに解剖 に関する事 こと。
	知能犯・ 組織犯罪 対 策	知 能 犯	1 知能犯罪の捜査に関する事 こと。 2 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の 捜査に関する事 こと。 3 選挙犯罪の捜査に関する事 こと。 4 所管犯罪の情報及び捜査資料に関する 事 こと。 5 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関する 事 こと。
		組織犯罪 対 策	1 組織犯罪の取締りに関する企画及び指 導に関する事 こと。 2 組織犯罪に関する情報の収集、分析等 に関する事 こと。 3 犯罪による収益の移転防止等に関する 事 こと。 4 国際犯罪の捜査に関する事 こと。 5 国際捜査共助に関する事 こと。 6 暴力団犯罪の捜査に関する事 こと。 7 企業対象暴力犯罪の捜査に関する事 こと。 8 賭博犯罪の捜査に関する事 こと。 9 暴力団対策に関する事 こと。 10 暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律の運用に関する事 こと。 11 暴力団等の資料の収集、整備等に関する 事 こと。 12 薬物銃器対策に関する事 こと。 13 薬物銃器事犯の捜査に関する事 こと。 14 所管犯罪の捜査の手配、連絡等に関する 事 こと。
	強行犯・ 盗犯特捜		1 強行犯罪、特殊犯罪及び窃盗犯罪の捜 査に従事する事 こと。

			知能犯特捜	1 金融・不良債権関連事犯及び知能犯罪の捜査に従事すること。
		刑事特捜	組織犯罪特捜	1 組織犯罪の捜査に従事すること。 2 暴力団犯罪の捜査に従事すること。 3 暴力団に係る銃器犯罪の捜査に従事すること。 4 企業対象暴力犯罪の捜査に従事すること。 5 薬物銃器事犯の捜査に従事すること。
			機動捜査	1 北見市内及びその周辺地域において、重要特異事件の初動捜査に従事すること。 2 犯罪の多発地域等において、機動力を用いた検挙活動に従事すること。 3 関係所属長の要請により、機動力を必要とする捜査に従事すること。 4 特命事件の捜査に従事すること。
			広域機動捜査	1 広域にわたる重要事件で、機動力を要する捜査に従事すること。
鑑識課			庶務	1 課の庶務に関すること。 2 鑑識施設及び資機（器）材の整備に関すること。
			現場	1 現場鑑識に関すること。 2 現場鑑識技術の指導教養に関すること。 3 鑑識技能検定に関すること。 4 指掌紋に関すること。 5 似顔絵に関すること。 6 足痕跡に関すること。 7 警察犬に関すること。 8 行方不明者届受理票及び身元不明死体票に関すること。 9 犯罪経歴証明に関すること。
			写真	1 写真鑑識に関すること。 2 被疑者写真鑑識に関すること。 3 写真鑑定に関すること。
			機動鑑識	1 方面の区域内における重要特異事件等の現場鑑識に従事すること。
[科学捜査研究室]	(科学捜査研究室長)	副室長	研究員	1 犯罪捜査に関連する検査及び鑑定に関すること。 2 科学捜査についての実験及び研究に関すること。
交通課			庶務	1 課の庶務に関すること。
				1 交通警察運営の企画及び調査に関すること。 2 交通安全教育及び交通安全活動に関すること。

		<p>企画・指導</p>	<p>企画・指導</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 安全運転管理者制度の運用に関する事</li> <li>4 自動車安全運転センター等との連絡調整に関する事</li> <li>5 交通事故防止対策に関する事</li> <li>6 緊急自動車等の指定等に関する事</li> <li>7 交通功労者等の表彰に関する事</li> <li>8 交通事故統計に関する事</li> <li>9 交通事故の分析に関する事</li> <li>10 地域交通安全活動推進委員に関する事</li> <li>11 自動車運転代行業の認定等及び監督に関する事</li> <li>12 交通の指導取締りに関する事</li> <li>13 自動車の使用制限に関する事</li> <li>14 放置駐車違反取締り関係事務の民間委託に関する事</li> <li>15 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関する事</li> <li>16 交通違反の処理に関する事</li> </ol>
		<p>交通捜査</p>	<p>交通捜査</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通関係法令違反事件（悪質危険運転事件に係るものを除く。）及び交通事故事件の捜査に係る調査、指導、手配、連絡等に関する事</li> <li>2 使用者等の背後責任追及捜査に関する事</li> <li>3 適正な捜査及び職務執行並びに受傷事故の未然防止に関する事</li> <li>4 交通警察に係る犯罪被害者支援に関する事</li> <li>5 交通事故事件、交通特殊事件の指揮及び捜査支援に関する事</li> <li>6 暴走族等の取締りに関する企画、指導並びに情報の収集及び分析に関する事</li> <li>7 暴走族等の取締りに従事する事</li> <li>8 交通事故事件に係る鑑識活動に関する事</li> <li>9 交通事故の解析及び凶化に関する事</li> </ol>
		<p>悪質危険運転対策</p>	<p>悪質危険運転対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通関係法令違反事件のうち、悪質危険運転事件の捜査に係る調査、指導、手配、連絡等に関する事</li> </ol>
				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制及び交通安全施設に関する事</li> <li>2 自動車の保管場所の確保（自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の取締</li> </ol>

		規 制	規 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>りに係るものを除く。) に関する事</li> <li>3 通行許可、駐車許可及び道路使用許可に関する事</li> <li>4 制限外積載及びけん引の許可に関する事</li> <li>5 道路法等の規定に基づく協議に関する事</li> <li>6 違法駐車等防止条例に関する事</li> <li>7 交通公害に関する事</li> <li>8 路線自動車運送事業免許に係る意見照会に関する事</li> <li>9 危険箇所の解消対策に関する事</li> </ul>
[交通反則通告センター]	(交通反則通告センター所長)		通 告	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通反則行為の処理に関する事</li> <li>2 交通反則通告制度の運用に関する事</li> </ul>
[交通管制センター]	(交通管制センター所長)		管 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通管制センターの運用に関する事</li> <li>2 道路情報に関する事</li> <li>3 交通管制施設の維持管理に関する事</li> <li>4 交通管制施設の保全及び運用に関する事</li> </ul>
[運転免許試験場]	(運転免許試験場長)	行政処分	行政処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 行政処分に係る争訟事案に関する事</li> <li>2 運転免許の取消し及び停止に関する事</li> <li>3 運転免許の拒否及び保留に関する事</li> <li>4 意見の聴取及び聴聞に関する事</li> <li>5 運転免許不適格資料の登録に関する事</li> </ul>
			講 習	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 取消処分者講習、停止処分者講習、原付講習、更新時講習、違反者講習及び特定任意講習の実施に関する事</li> <li>2 運転免許関係の統計に関する事</li> </ul>
			高 齢 運 転 者 支 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者講習に関する事</li> <li>2 認知機能検査の実施に関する事</li> <li>3 高齢運転者に対する交通安全教育の企画及び実施に関する事</li> </ul>
			教 習 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自動車教習所の届出及び指定に関する事</li> <li>2 自動車教習所の指導監督に関する事</li> <li>3 自動車教習所指導員等の審査及び講習に関する事</li> <li>4 取得時講習に関する事</li> <li>5 初心運転者講習及び再試験に関する事</li> <li>6 運転免許取得者教育に関する事</li> </ul>



[交通機動隊]	(交通機動隊長)	免許	免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証の作成、交付及び返納に関すること。</li> <li>2 運転免許証の更新、再交付及び記載事項変更に関すること。</li> <li>3 国際運転免許及び国外運転免許に関すること。</li> <li>4 運転経歴証明書に関すること。</li> <li>5 適性試験及び適性検査の実施に関すること。</li> <li>6 運転免許試験（審査）の申請の受理に関すること。</li> </ol>	
			技能試験	<ol style="list-style-type: none"> <li>7 学科（再）試験及び審査の計画及び実施に関すること。</li> <li>8 技能（再）試験及び審査の計画及び実施に関すること。</li> <li>9 運動能力に係る適性相談に関すること。</li> <li>10 運転免許試験場のコースの使用許可（運転の練習に係るものに限る。）に関すること。</li> </ol>	
			適性審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全運転相談に関すること。</li> <li>2 臨時適性検査及び診断書提出命令に関すること。</li> <li>3 運転適性の審査に関すること。</li> </ol>	
		管理	指導	指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊員の教養訓練に関すること。</li> <li>2 交通切符、反則切符等の処理に関すること。</li> <li>3 車両の維持管理に関すること。</li> </ol>
				高速走行抑止特務小隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高速走行抑止システム等による交通の指導取締りの実施に関すること。</li> </ol>
			第一小隊	第一小隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般主要幹線道路における交通の指導取締りの実施に関すること。</li> </ol>
				第二小隊	
				第三小隊	
		白バイ小隊			
		[高速道路交通警察隊]	(高速道路交通警察隊長)	高速	高速小隊

警 備 課		庶 務	1 課の庶務に関すること。
	情報第一	情報第一	1 警備情報に関すること。
	情報第二	情報第二	
		情報第三	
	事 件 ・ 施 実	事 件 ・ 施 実	1 警備犯罪の取締りに関すること。 2 警衛及び警護に関すること。 3 警備計画及び実施に関すること。 4 警備隊に関すること。
災 害		1 災害警備に関すること。	
外 事	外 事	1 外事情報に関すること。 2 指定犯罪（北海道警察の組織に関する規則第27条第2号に掲げる犯罪をいう。）の取締りに関すること。 3 外国人又は活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムの対策に関すること。	

備考 警務課の項中、給与厚生に係る分掌事務は、地方公務員等共済組合法第18条の規定により、関係団体の事務を含むものである。

別表第4（第41条関係）

警 察 署 の 内 部 組 織 の 基 準

(1) 札幌方面

適用警察署	課等の名称	係の名称	分 掌 事 務
中 央	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相 談 係	
	留置管理課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
		看 守 係	
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全第一課	生活安全係	警察本部の生活安全部のうち、生活安全企画課、子供・女性安全対策課及び少年課の所掌に対応する事務
		少 年 係	
	生活安全第二課	生活経済係	警察本部の生活安全部のうち、生活経済課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務
		保 安 係	
		許 可 係	
	地 域 課	企 画 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		指 令 係	
実務指導係			
地 域 係			
自 動 車 警 ら 係			
刑事第一課	強 行 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務	
	鑑 識 係		
刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課の所掌に対応する事務	

	刑事第三課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務
		盗 犯 係	
	組 織 犯 罪 対 策 課	組 織 犯 罪 対 策 係	警察本部の刑事部のうち、組織犯罪対策課及び捜査第四課の所掌に対応する事務
	薬 物 銃 器 対 策 課	薬 物 銃 器 対 策 係	警察本部の刑事部のうち、薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
	交通第一課	企 画 係	警察本部の交通部のうち、交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許試験課及び運転免許管理課の所掌に対応する事務
		規 制 係	
		指 導 係	
	交通第二課	特 捜 係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務
		捜 査 係	
	警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
外 事 係			
警 備 係			
薄野特別捜査隊	指 導 係	薄野地区における犯罪の取締りに関する事務	
	特捜第一係		
	特捜第二係		
	特捜第三係		
東	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
	留置管理課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する	
	少 年 係		

	生活経済・保安係	事務
	許可係	
地域課	企画係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	指令係	
	実務指導係	
	地域係	
	自動車警ら係	
刑事第一課	強行犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
	鑑識係	
刑事第二課	知能犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
	組織犯罪対策係	
	薬物銃器対策係	
刑事第三課	指導係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務
	盗犯係	
交通第一課	企画・規制係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務（交通捜査課の所掌に対応する事務にあっては、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものに限る。）
	指導係	
交通第二課	捜査係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務（交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。）
警備課	公安係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
	外事係	
	警備係	
西 警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
	犯罪被害者支援係	

	相 談 係	
留置管理課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	少 年 係	
	生活経済・保安係	
	許 可 係	
地 域 課	企 画 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	指 令 係	
	実務指導係	
	地 域 係	
	自 動 車 警 ら 係	
刑事第一課	強 行 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
	鑑 識 係	
刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
	組 織 犯 罪 対 策 係	
	薬 物 銃 器 対 策 係	
刑事第三課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務
	盗 犯 係	
交通第一課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務（交通捜査課の所掌に対応する事務にあつては、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものに限る。）
	指 導 係	
交通第二課	捜 査 係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務（交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。）
	公 安 係	

	警備課	外事係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
		警備係	
南	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相談係	
	留置管理課	管理係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
	会計課	会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		少年係	
		生活経済・保安係	
		許可係	
	地域課	企画係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		指令係	
		実務指導係	
		地域係	
自動車警ら係			
刑事第一課	強行犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務	
	鑑識係		
刑事第二課	知能犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務	
	組織犯罪対策係		
	薬物銃器対策係		
刑事第三課	指導係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務	

		盗 犯 係	
	交通第一課	企 画 ・ 規 制 係 指 導 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務 (交通捜査課の所掌に対応する事務にあつては、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものに限る。)
	交通第二課	捜 査 係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務 (交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。)
	警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
		外 事 係	
		警 備 係	
北	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
	留置管理課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		少 年 係	
		生活経済・ 保 安 係	
		許 可 係	
	地 域 課	企 画 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		指 令 係	
		実務指導係	
地 域 係			
自 動 車 警 ら 係			
刑事第一課	強 行 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務	
	鑑 識 係		



	刑事第二課	知能犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
		組織犯罪対策係	
		薬物銃器対策係	
	刑事第三課	指導係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務
		盗犯係	
	交通第一課	企画・規制係	警察本部の交通部のうち、交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許試験課及び運転免許管理課の所掌に対応する事務
		指導係	
	交通第二課	特捜係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務
		捜査係	
	警備課	公安係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
		外事係	
		警備係	
	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相談係	
留置管理課	管理係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務	
会計課	会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務	
生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務	
	少年係		
	生活経済・保安係		
	許可係		
	企画係		

白 石

地 域 課	指 令 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	実務指導係	
	地 域 係	
	自 動 車 警 ら 係	
刑事第一課	強 行 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
	鑑 識 係	
刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
	組 織 犯 罪 対 策 係	
	薬 物 銃 器 対 策 係	
刑事第三課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務
	盗 犯 係	
交通第一課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務 (交通捜査課の所掌に対応する事務にあつては、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものに限る。)
	指 導 係	
交通第二課	捜 査 係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務 (交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。)
警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
	外 事 係	
	警 備 係	
豊 平 警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
	犯 罪 被 害 者 支 援 係	
	相 談 係	
留置管理課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生 活 安 全 係	

生活安全課	少年係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	生活経済・保安係	
	許可係	
地域課	企画係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	指令係	
	実務指導係	
	地域係	
	自動車警ら係	
刑事第一課	強行犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
	鑑識係	
刑事第二課	知能犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
	組織犯罪対策係	
	薬物銃器対策係	
刑事第三課	指導係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務
	盗犯係	
交通第一課	企画・規制係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務（交通捜査課の所掌に対応する事務にあっては、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものに限る。）
	指導係	
交通第二課	捜査係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務（交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。）
警備課	公安係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
	外事係	
	警備係	
厚別	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警

警 務 課	犯罪被害者 支 援 係	察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応 する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室 の所掌に対応する事務
	相 談 係	
留置管理課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に 対応する事務
会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の 所掌に対応する事務
生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する 事務
	少 年 係	
	生活経済・ 保 安 係	
	許 可 係	
地 域 課	企 画 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	指 令 係	
	実務指導係	
	地 域 係	
	自 動 車 警 ら 係	
刑事第一課	強 行 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課 及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
	鑑 識 係	
刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯 罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所 掌に対応する事務
	組 織 犯 罪 対 策 係	
	薬 物 銃 器 対 策 係	
刑事第三課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第 三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務
	盜 犯 係	
交通第一課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務 (交通捜査課の所掌に対応する事務にあって は、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関 するものに限る。)
	指 導 係	
		警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に

	交通第二課	捜査係	対応する事務（交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。）
	警備課	公安係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
		外事係	
		警備係	
手 稲	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相談係	
	留置管理課	管理係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
	会計課	会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		少年係	
		生活経済・保安係	
		許可係	
	地域課	企画係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		実務指導係	
		地域係	
		自動車警ら係	
	刑事第一課	指導係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第一課、捜査第三課、捜査支援分析課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
		強行犯係	
盗犯係			
鑑識係			
刑事第二課	知能犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所	
	組織犯罪対策係		

		薬物銃器 対策係	掌に対応する事務
	交通第一課	企画・ 規制係 指導係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務 (交通捜査課の所掌に対応する事務にあつて は、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関 するものに限る。)
	交通第二課	捜査係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に 対応する事務(交通関係法令違反事件及び暴走 族対策に関するものを除く。)
	警備課	公安係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
		外事係	
		警備係	
江 別	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警 察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課 の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部 の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支援係	
		相談係	
		管理係	
	会計課	会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の 所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全・ 少年係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する 事務
		生活経済・ 保安係	
		許可係	
	地域課	企画係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		実務指導係	
地域係			
自動車 警ら係			
刑事第一課	指導係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第 一課、捜査第三課、捜査支援分析課、鑑識課及 び科学捜査研究所の所掌に対応する事務	
	強行犯係		
	盗犯係		

		鑑 識 係	
	刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
		組 織 犯 罪 対 策 係	
		薬 物 銃 器 対 策 係	
	交 通 課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
		指 導 係	
		捜 査 係	
	警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
		外 事 係	
千 歳	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯 罪 被 害 者 支 援 係	
		相 談 係	
	留 置 管 理 課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生 活 安 全 課	生 活 安 全 係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		少 年 係	
		生 活 経 済 ・ 保 安 係	
		許 可 係	
	地 域 課	企 画 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
実 務 指 導 係			
地 域 係			
自 動 車 警 ら 係			
		強 行 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課

	刑事第一課	鑑識係	及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務	
	刑事第二課	知能犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務	
		組織犯罪対策係		
		薬物銃器対策係		
	刑事第三課	指導係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務	
		盗犯係		
		機動捜査係	機動捜査に関する事務	
	交通第一課	企画・規制係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務（交通捜査課の所掌に対応する事務にあつては、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものに限る。）	
		指導係		
	交通第二課	捜査係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務（交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。）	
	警備課	公安係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
		外事係		
		警備係		
	岩見沢	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
			犯罪被害者支援係	
相談係				
管理係				
会計課		会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務	
生活安全課		生活安全・少年係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務	
	生活経済・保安係			
	許可係			
	企画係			



	地 域 課	実務指導係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		地 域 係	
		自 動 車 警 ら 係	
	刑事第一課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第一課、捜査第三課、捜査支援分析課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
		強 行 犯 係	
		盗 犯 係	
		鑑 識 係	
	刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
		組 織 犯 罪 対 策 係	
		薬 物 銃 器 対 策 係	
	交 通 課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
		指 導 係	
捜 査 係			
警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
	外 事 係		
	警 備 係		
栗 山	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯 罪 被 害 者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		地 域 係	

	地域課	自動車 警 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	刑事課	刑事係	警察本部の刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		鑑識係	
	交通課	交通係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	警備課	警備係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
美 唄	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑事・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑事係	
	地域課	地域係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	交通課	交通係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
		警備係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
滝 川	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
	会計課	会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全・ 少 年 係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		生活経済・ 保 安 係	
許 可 係			

	企 画 係	
地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	自 動 車 警 ら 係	
	指 導 係	
刑 事 第 一 課	強 行 犯 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第一課、捜査第三課、捜査支援分析課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
	盗 犯 係	
	鑑 識 係	
刑 事 第 二 課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
	組 織 犯 罪 対 策 係	
	薬 物 銃 器 対 策 係	
交 通 課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	指 導 係	
	捜 査 係	
警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
	外 事 係	
赤 歌	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
警 務 課	犯 罪 被 害 者 支 援 係	
	相 談 係	
	管 理 係	
	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
刑 事 ・ 生 活 安 全 課	生 活 安 全 係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
	刑 事 係	

	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
芦 別	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
		交 通 係	
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
小 樽	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
	留置管理課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する業務
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		少 年 係	
		生活経済・ 保 安 係	
		許 可 係	
		企 画 係	

地 域 課	実務指導係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務	
	地 域 係		
	水 上 係		
	自 動 車 警 ら 係		
刑事第一課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第一課、捜査第三課、捜査支援分析課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務	
	強 行 犯 係		
	盗 犯 係		
	鑑 識 係		
	機動捜査係	機動捜査に関する事務	
刑事第二課	知能犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務	
	組 織 犯 罪 対 策 係		
	薬 物 銃 器 対 策 係		
交通第一課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務 (交通捜査課の所掌に対応する事務にあつては、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものに限る。)	
	指 導 係		
交通第二課	捜 査 係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務(交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。)	
警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
	外 事 係		
	警 備 係		
余 市	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯 罪 被 害 者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の	

		会 計 係	所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
俱 知 安	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	警 備 課	警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
岩 内	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	

	地域課	地域係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	交通課	交通係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	警備課	警備係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
伊 達	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相談係	
		管理係	
	会計課	会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	地域課	地域係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	刑事課	刑事係	警察本部の刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		鑑識係	
	交通課	交通係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
警備課	警備係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
室 蘭	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相談係	
	留置管理課	管理係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
	会計課	会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		少年係	
生活経済・保安係			
許可係			

地 域 課	企 画 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務	
	実務指導係		
	地 域 係		
	水 上 係		
	自 動 車 警 ら 係		
刑事第一課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第一課、捜査第三課、捜査支援分析課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務	
	強 行 犯 係		
	盗 犯 係		
	鑑 識 係		
	機動捜査係	機動捜査に関する事務	
刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務	
	組 織 犯 罪 対 策 係		
	薬 物 銃 器 対 策 係		
交通第一課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務 (交通捜査課の所掌に対応する事務にあつては、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものに限る。)	
	指 導 係		
交通第二課	捜 査 係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務 (交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。)	
警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
	外 事 係		
	警 備 係		
苦 小 牧	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
犯 罪 被 害 者 支 援 係			
相 談 係			



留置管理課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	少 年 係	
	生活経済・保安係	
	許 可 係	
地 域 課	企 画 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	指 令 係	
	実務指導係	
	地 域 係	
	自 動 車 警 ら 係	
刑事第一課	強 行 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
	鑑 識 係	
刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
	組 織 犯 罪 対 策 係	
	薬 物 銃 器 対 策 係	
刑事第三課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務
	盗 犯 係	
	機 動 捜 査 係	機動捜査に関する事務
交通第一課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部のうち、交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許試験課及び運転免許管理課の所掌に対応する事務
	指 導 係	
交通第二課	特 捜 係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務
	捜 査 係	

		公安係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
	警備課	外事係		
		警備係		
門別	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務	
		犯罪被害者支援係		
		相談係		
		管理係		
			会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑事・生活安全課	生活安全係	刑事係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑事係		
	地域・交通課	地域係	交通係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
		交通係		
			警備係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
静内	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務	
		犯罪被害者支援係		
		相談係		
		管理係		
			会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑事・生活安全課	生活安全係	刑事係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑事係		
	地域課	地域係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務	
	交通課	交通係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務	
			警備係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務

浦 河	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
		交 通 係	
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務

(2) 函館方面

適用警察署	課 の 名 称	係 の 名 称	分 掌 事 務
函 館 中 央	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
	留置管理課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		少 年 係	
		生活経済・ 保 安 係	
		許 可 係	
		企 画 係	

地 域 課	指 令 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	実務指導係	
	地 域 係	
	自 動 車 警 ら 係	
刑事第一課	強 行 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
	鑑 識 係	
刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
	組 織 犯 罪 対 策 係	
	薬 物 銃 器 対 策 係	
刑事第三課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務
	盗 犯 係	
交通第一課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部のうち、交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許試験課及び運転免許管理課の所掌に対応する事務
	指 導 係	
交通第二課	特 捜 係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務
	捜 査 係	
警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
	外 事 係	
	警 備 係	
函 館 西 警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
	犯 罪 被 害 者 支 援 係	
	相 談 係	
	管 理 係	
会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務

生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	少年係	
	生活経済・保安係	
	許可係	
地域課	企画係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	実務指導係	
	地域係	
	水上係	
	自動車警ら係	
刑事第一課	指導係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第一課、捜査第三課、捜査支援分析課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
	強行犯係	
	盗犯係	
	鑑識係	
刑事第二課	知能犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
	組織犯罪対策係	
	薬物銃器対策係	
交通課	企画・規制係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	指導係	
	捜査係	
警備課	公安係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
	外事係	
	警備係	
森	警務係	

	警 務 課	犯罪被害者 支 援 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
交 通 係			
警 備 課	警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
八 雲	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
木 古 内	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	

		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務	
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務	
		刑 事 係		
		地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務	
		交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務	
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
松 前	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務	
		犯罪被害者 支 援 係		
		相 談 係		
		管 理 係		
			会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務	
		刑 事 係		
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務	
		交 通 係		
			警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
江 差	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務	
		犯罪被害者 支 援 係		
		相 談 係		
		管 理 係		
			会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務	

		刑 事 係	
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
せ た な	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
		交 通 係	
			警 備 係
寿 都	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
		交 通 係	



		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
--	--	-------	-----------------------

(3) 旭川方面

適用警察署	課の名称	係の名称	分 掌 事 務
旭川中央	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
	留置管理課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		少 年 係	
		生活経済・ 保 安 係	
		許 可 係	
	地 域 課	企 画 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		指 令 係	
		実務指導係	
		地 域 係	
		自 動 車 警 ら 係	
	刑事第一課	強 行 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
鑑 識 係			
刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務	
	組 織 犯 罪 対 策 係		
	薬 物 銃 器 対 策 係		
	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第	

	刑事第三課	盗犯係	三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務
	交通第一課	企画・規制係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務 (交通捜査課の所掌に対応する事務にあつては、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものに限る。)
		指導係	
	交通第二課	捜査係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務(交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。)
警備課	公安係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
	外事係		
	警備係		
旭川東	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相談係	
	留置管理課	管理係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
	会計課	会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		少年係	
		生活経済・保安係	
		許可係	
	地域課	企画係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
指令係			
実務指導係			
地域係			
自動車警ら係			
刑事第一課	強行犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課	

		鑑 識 係	及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務	
	刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務	
		組 織 犯 罪 対 策 係		
		薬 物 銃 器 対 策 係		
	刑事第三課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務	
		盗 犯 係		
	交通第一課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務 (交通捜査課の所掌に対応する事務にあつては、 交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関する ものに限る。)	
		指 導 係		
	交通第二課	捜 査 係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務 (交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。)	
	警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
		外 事 係		
		警 備 係		
士 別	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務	
		犯 罪 被 害 者 支 援 係		
		相 談 係		
		管 理 係		
			会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生 活 安 全 課	生 活 安 全 係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務	
		刑 事 係		
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務	
	交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務	
			警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
名 寄				

	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		自 動 車 警 ら 係	
刑 事 課	刑 事 係	警察本部の刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務	
交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務	
	警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
枝 幸	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
交 通 係			
	警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
稚 内	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課
		犯罪被害者 支 援 係	

		相 談 係	の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		管 理 係	
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		水 上 係	
	刑 事 課	刑 事 係	警察本部の刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		鑑 識 係	
	交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
		外 事 係	
		警 備 係	
富 良 野	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相 談 係	
		管 理 係	
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務	
	警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
深 川		警 務 係	

	警 務 課	犯罪被害者 支 援 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		相 談 係	
		管 理 係	
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		自 動 車 警 ら 係	
	刑 事 課	刑 事 係	警察本部の刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務	
	警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
留 萌	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		水 上 係	
	刑 事 課	刑 事 係	警察本部の刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		鑑 識 係	
	交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
	外 事 係		

羽 幌	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
		交 通 係	
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
天 塩	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
		交 通 係	
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務

(4) 釧路方面

適用警察署	課 の 名 称	係 の 名 称	分 掌 事 務
釧 路			

警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
	犯罪被害者 支 援 係	
	相 談 係	
留置管理課	管 理 係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	少 年 係	
	生活経済・ 保 安 係	
	許 可 係	
地 域 課	企 画 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	指 令 係	
	実務指導係	
	水 上 係	
	地 域 係	
	自 動 車 警 ら 係	
刑事第一課	強 行 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
	鑑 識 係	
刑事第二課	知 能 犯 係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
	組 織 犯 罪 対 策 係	
	薬 物 銃 器 対 策 係	
刑事第三課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務
	盜 犯 係	
交通第一課	企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務 (交通捜査課の所掌に対応する事務にあって



		指 導 係	は、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものに限る。)	
	交通第二課	捜 査 係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務（交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。）	
	警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
		外 事 係		
		警 備 係		
厚 岸	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務	
		犯罪被害者 支 援 係		
		相 談 係		
		管 理 係		
			会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	刑 事 係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	交 通 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
			警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
弟 子 屈	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務	
		犯罪被害者 支 援 係		
		相 談 係		
		管 理 係		
			会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	刑 事 係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務

	地域・交通課	地域係 交通係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
		警備係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
根室	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相談係	
		管理係	
	会計課	会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	地域課	地域係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		水上係	
	刑事課	刑事係	警察本部の刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		鑑識係	
交通課	交通係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務	
警備課	公安係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
	外事係		
	警備係		
中標津	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相談係	
		管理係	
	会計課	会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務	

	地域課	地域係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	刑事課	刑事係	警察本部の刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		鑑識係	
	交通課	交通係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	警備課	警備係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
池田	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相談係	
		管理係	
		会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑事・生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑事係	
	地域・交通課	地域係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
交通係			
	警備係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
本別	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相談係	
		管理係	
		会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑事・生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑事係	
	地域・	地域係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対

帯 広	交通課	交通係	応する事務
		警備係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課及び情報管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者支援係	
		相談係	
	留置管理課	管理係	警察本部の総務部のうち、留置管理課の所掌に対応する事務
	会計課	会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		少年係	
		生活経済・保安係	
許可係			
地域課	企画係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務	
	指令係		
	実務指導係		
	地域係		
	自動車警ら係		
刑事第一課	強行犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務	
	鑑識係		
刑事第二課	知能犯係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務	
	組織犯罪対策係		
	薬物銃器対策係		
刑事第三課	指導係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第三課及び捜査支援分析課の所掌に対応する事務	
	盗犯係		

		企 画 ・ 規 制 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務 (交通捜査課の所掌に対応する事務にあつては、交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものに限る。)	
		指 導 係		
	交通第一課			
	交通第二課	捜 査 係	警察本部の交通部のうち、交通捜査課の所掌に対応する事務(交通関係法令違反事件及び暴走族対策に関するものを除く。)	
	警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
		外 事 係		
		警 備 係		
新 得	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務	
		犯罪被害者 支 援 係		
		相 談 係		
		管 理 係		
			会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	刑 事 係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	交 通 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
			警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
広 尾	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務	
		犯罪被害者 支 援 係		
		相 談 係		
		管 理 係		
			会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各	

	生活安全課	刑 事 係	課及び所の所掌に対応する事務
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
		交 通 係	
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務

(5) 北見方面

適用警察署	課の名称	係の名称	分 掌 事 務
北 見	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
		少 年 係	
		生活経済・ 保 安 係	
		許 可 係	
	地 域 課	企 画 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
		実務指導係	
		地 域 係	
		自 動 車 警 ら 係	
	刑事第一課	指 導 係	警察本部の刑事部のうち、刑事企画課、捜査第一課、捜査第三課、捜査支援分析課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務
		強 行 犯 係	
		盜 犯 係	
		鑑 識 係	

	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪 対策係 薬物銃器 対策係	警察本部の刑事部のうち、捜査第二課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務
	交通課	企画・ 規制係 指導係 捜査係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	警備課	公安係 外事係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
遠 軽	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支援係	
		相談係	
		管理係	
		会計係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑事・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑事係	
	地域課	地域係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	交通課	交通係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	警備係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務	
網 走	警務課	警務係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支援係	
		相談係	
		管理係	
			警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の

	会 計 課	会 計 係	所掌に対応する事務
	生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課の所掌に対応する事務
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	刑 事 課	刑 事 係	警察本部の刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		鑑 識 係	
	交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
		外 事 係	
美 幌	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
交 通 係			
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
斜 里	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務



	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 ・ 交 通 課	地 域 係	警察本部の地域部及び交通部の各課の所掌に対応する事務
交 通 係			
		警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
紋 別	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
	会 計 課	会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
		刑 事 係	
	地 域 課	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	交 通 課	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	警 備 課	公 安 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務
外 事 係			
興 部	警 務 課	警 務 係	警察本部の総務部のうち、総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課及び留置管理課の所掌に対応する事務並びに警察本部の警務部の各課及び室の所掌に対応する事務
		犯罪被害者 支 援 係	
		相 談 係	
		管 理 係	
		会 計 係	警察本部の総務部のうち、会計課及び施設課の所掌に対応する事務
	刑 事 ・ 生活安全課	生活安全係	警察本部の生活安全部の各課並びに刑事部の各課及び所の所掌に対応する事務
刑 事 係			

	地 域 係	警察本部の地域部の各課の所掌に対応する事務
	交 通 係	警察本部の交通部の各課の所掌に対応する事務
	警 備 係	警察本部の警備部の各課の所掌に対応する事務

別表第5（第52条関係）

事務職員等の職種及び主な職務

区 分	職 種	主 な 職 務
事務職員	主 事	一般事務に従事する。
	少年警察補導員	少年の補導等の事務に従事する。
	交通巡視員	交通指導取締り等の事務に従事する。
技術職員	技 師	一般技術に従事する。
	犯罪鑑識技術員	犯罪鑑識等の業務に従事する。
	研 究 職 員	科学捜査等の業務に従事する。
	保 健 師	職員の健康指導に関する業務に従事する。
	航空整備士	航空機の整備業務に従事する。
	船 長	舟艇に乗り組み、船長の業務に従事する。
	機 関 長	舟艇に乗り組み、機関長の業務に従事する。
	一 等 航 海 士	舟艇に乗り組み、一等航海士の業務に従事する。
	一 等 機 関 士	舟艇に乗り組み、一等機関士の業務に従事する。
	甲 板 員	舟艇に乗り組み、甲板業務に従事する。
	機 関 員	舟艇に乗り組み、機関業務に従事する。
医 師	職員の健康管理等の業務に従事する。	

別記様式（第49条関係）

分 掌 命 令 簿

所属長印	発 令		階 級 等	氏 名	印
	年 月 日	事 項			
					20   00   010   分 掌 命 令 簿   長期

注 1 規格は、A列4番横長とする。  
 2 階級等の欄には、警察官にあっては階級別、警察官以外の職員にあっては事務職員又は技術職員の別を記載するものとする。

